

令和7年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長施政方針並びに行政報告	4
一般質問	15
齋藤 寿 昭	16
吉成 邦 市	21
馬場 吉 信	28
石塚 喜 吉	33
服部 晃	41
散会の宣告	61

第2号（3月5日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	64
職務のため出席した者の職氏名	65
開議の宣告	66

議事日程の報告	6 6
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
延会の宣告	1 1 7

第 3 号 (3月6日)

議事日程	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 2 0
欠席議員	1 2 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 0
職務のため出席した者の職氏名	1 2 0
開議の宣告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 2 1

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第30号の上程、説明	161
延会の宣告	176

第 4 号 (3月7日)

議事日程	179
本日の会議に付した事件	179
出席議員	179
欠席議員	180
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	180
職務のため出席した者の職氏名	180
開議の宣告	181
議事日程の報告	181
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	233
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	236
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	248
陳情審査報告	253

各委員会閉会中の継続審査申出	2 5 6
会議時間の延長	2 5 9
日程の追加	2 5 9
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 1
招集者あいさつ	2 6 3
閉会の宣告	2 6 3

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長施政方針並びに行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊田 喜 八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚目 弘 昭

住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭
産 業 課 長	芳 賀 信 弘	建 設 課 長	櫻 井 幸 治
湯 本 支 所 長	星 淳	教 育 課 長	関 根 文 則
生涯学習課長	黒 澤 伸 一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 島 さつき	書 記	小 山 泰 明
書 記	星 千 尋		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和7年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

8番、熊田議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

ただいまから、令和7年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 吉 成 邦 市 議員

4番 馬 場 吉 信 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員長、服部議員。

[議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇]

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月25日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年3月天栄村議会定例会の会期について審議いたしました結果、本定例会の会期は3月4日より11日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員からの報告がありましたとおり、本日より3月11日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間と決定することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は4件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

◎村長施政方針並びに行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長施政方針並びに行政報告。

村長より令和7年3月定例会における施政方針並びに行政報告の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案40件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、令和7年度の村政運営の基本方針をご説明申し上げます。

本村は、本年3月31日をもって村政施行70周年を迎えます。これまで令和8年度を終期とする第5次天栄村総合計画において「未来につなぐ村づくり」を基本方向とし、「将来を担う“人づくり”」、「ふるさとを活かす“地域づくり”」、「みんなで創る“村づくり”」に取り組んでまいりました。

本年5月には、これまでの本村の歩みを振り返り、改めて郷土に対する愛着や誇りを育む機会とするため、70周年記念式典の開催を予定しております。令和7年度におきましても様々な事業を実施し、20年、30年先を見据え、村民が主役となり、誰一人取り残さない、未来に続く元気で豊かな村づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、令和7年度当初予算編成の対応について申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たっては、将来の財政負担を十分に検討し、国・県補助金や過疎債等の地方交付税措置の高い地方債の活用、既存事業の廃止や整理統合などにより財源の確保に努めながら、少子高齢化、人口減少、エネルギー・食品等の価格高騰、激甚化する自然災害に備えた防災対応機能の充実と、直面する諸課題への対応、さらには第5次天栄村総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けた諸施策、天栄村デジタル田園都市構想総合戦略及び天栄村過疎地域持続的発展計画を基本とする地方創生・地域振興対策、カーボンニュートラルやDXの推進などにより、将来にわたり持続可能な村づくりに取り組んでいくため、人口減少・移住定住、子育て支援、にぎわいと地域活力の創出、地域防災・防犯力の強化、カーボンニュートラルの実現、DXの推進を重点事業として位置づけ、一般会計の当初予算は前年度に比べ1億7,500万円、3.6%の減の46億3,500万円として編成いたしました。

次に、重点事業の概要について申し上げます。

まず、人口減少・移住定住であります。

若者定住住まい確保応援成金給付事業を引き続き実施し、村内の若い世代の流出を防ぐとともに、奨学金返還支援補助金の補助対象を独立行政法人日本学生支援機構の第2種奨学金にも拡充し、将来を担う若者の定住を促進してまいります。

また、保育料、学校給食費の無償化を継続し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

天栄保育所の移転整備事業につきましては、外構や遊具整備等の屋外整備工事、児童の入退所管理システムや、うつ伏せ寝感知システムの導入など、令和8年4月の開所に向け事業を進めてまいります。

また、小・中学生ふるさと夢未来応援事業など、子供たちの将来の夢や希望の実現に向かう力を育むための教育活動を実施してまいります。

次に、にぎわいと地域活力の創出であります。

農業分野では、現在整備を進めているてんえいふるさと公園の整備を完了させ、さらなるにぎわいの創出を図ってまいります。

また、令和8年度に開催されるふくしまDCの開催に向け、本村の特産品や観光など天栄ならではの魅力を情報発信し、村の認知度向上と誘客促進を図ってまいります。

観光分野では、昨年度に引き続きインフルエンサーによる動画配信、台湾エージェント招致などにより、インバウンド誘客を推進してまいります。

次に、地域防災・防犯力の強化であります。

消防車両の運転に必要な準中型運転免許等を新たに取得しようとする団員に対し、取得費用の一部を補助し、消防力の充実を図ります。

また、村内における犯罪の発生を未然に防ぐため、住宅用防犯カメラの設置に係る費用の一部補助を引き続き実施してまいります。

次に、カーボンニュートラルの実現であります。

電動生ごみ処理機等の購入費の一部を補助し、ごみの減量化を推進することでカーボンニュートラルの実現を推進してまいります。

また、環境に配慮し、既存住宅の断熱性、遮光性を高めるため、窓ガラスの取替えや屋根のふき替え等を行うゼロカーボン推進工事や、災害に強い住まいづくりを目指し躯体の補強等を行う防災・減災推進工事の費用の一部を補助し、ゼロカーボンシティの実現を推進してまいります。

次に、DXの推進であります。

福島県ICTアドバイザーの支援を受け、村が重点的に取り組むべき事項を定めるDX推進計画を策定し、デジタル化による役場内の業務効率化、さらなる住民の利便性の向上を目指してまいります。

以上、令和7年度当初予算編成の対応及び重点事業の概要など、村政運営の基本方針についてご説明申し上げます。村議会をはじめ村民の皆様、関係者の皆様には、より一層のご

支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、消防・防災関係につきましては、1月7日に、令和7年行政区駐在員委嘱状交付式及び駐在員会議を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いいたしました。

1月9日には、村議会及び村商工会との共催による令和7年天栄村賀詞交歓会を開催し、各団体の代表など75名が、村のさらなる飛躍と発展を祈念しました。

1月12日には、村消防団出初め式が屋内スポーツ運動場において開催されました。団長以下90名が参集して1年の防火・防災意識を新たにし、多発する自然災害や火災に対応する消防団員の士気高揚が図られました。

また、2月4日から降り続いた大雪により、本村湯本地区が2月9日に災害救助法の適用を受けたことに伴い、自ら除雪を行うことが困難な高齢者のみの世帯等14世帯を対象に、倒壊のおそれのある住宅の除雪を2月14日から17日までの間、実施いたしました。

次に、こども未来応援事業につきましては、12月22日に円谷幸吉メモリアルアリーナで行われた福島ファイヤーボンズの公式戦において、地元産品やグッズの販売、お出迎えなどイベント会場での職業体験と、選手と一緒に入場するエスコートキッズ体験を24名の参加者により行いました。参加した子供たちは、スタッフの一員として一生懸命仕事に取り組み、エスコートキッズは緊張しながらも演出や歓声に大変感激した様子でした。

次に、交流人口の拡大を目的とした村のPR事業につきましては、3月1日に道の駅季の里天栄において、天栄村PR大使である福島ファイヤーボンズ、林翔太郎選手の直筆サイン入りポスタープレゼントキャンペーンを実施いたしました。早朝よりポスターを求める多くのファンが集まり、大変なにぎわいを見せました。

次に、情報化事業につきましては、急速に進展するデジタル社会に対応したネットワーク基盤を構築するため、役場庁舎等のL G W A N回線無線化整備工事を行いました。今回の整備によって、場所に制約されない執務や会議の開催が可能となることから、業務や会議等におけるペーパーレスを推進し、コスト削減や業務効率の向上に取り組んでまいります。

次に、国の統計調査であり、全国の農林業を営む方や農山村の実態を明らかにする農林業センサスにつきましては、各地区の駐在員から推薦を受けた調査員のご協力により、2月28日に調査が完了いたしました。

次に、物価高騰対策としまして、今回で7回目となるてんえい村民応援商品券を発行いたしました。今回はできるだけ早く村民にお届けするため、2月15日、16日の2日間、直接商品券をお渡しする日を設け、1,313世帯にお渡ししました。そのほかの世帯につきましては郵送で商品券を発送しており、物価高騰によって影響がある家計への支援と地域経済の支

えの一助になるものと考えております。

また、低所得世帯に対して3万円、対象児童1人当たり2万円を加算して給付する物価高騰重点支援給付金につきましては現在申請を受け付けており、明日3月5日に第1回目の給付を行うこととしております。

次に、子育て支援につきましては、天栄保育所の移転整備に係る建築工事の安全祈願祭が2月20日に行われ、工事の安全と早期完成を祈願いたしました。12月25日に、こども計画の策定に向けた第1回子供・子育て会議を開催しました。令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、若者や子育て世代のライフステージに応じた切れ目のない支援、貧困対策、そして社会全体で子育てを支えるための意識の醸成などを図るため、本村においても、こどもまんなか社会の実現に向け、子供や若者、子育ての当事者の方々、策定委員の皆様からのご意見を反映しながら年度内に計画を策定し、子ども施策を総合的に推進してまいります。

次に、高齢者支援につきましては、2月4日に本年度3回目となる独り暮らし高齢者世帯等に対する配食サービスを実施いたしました。26世帯にお弁当を配付しながら、独り暮らし高齢者などの健康状態の確認を行いました。

次に、障害者福祉につきましては、2月2日に、書家、金澤翔子さんのドキュメンタリー映画を村生涯学習センターで上映しました。当日は多くの方が鑑賞され、感動と障害への理解が深まる機会となりました。

次に、健康増進につきましては、総合的な村民の心と体の健康づくり施策の充実を図るため、2月3日に、こころ・からだ・食の計画の策定委員に委嘱状を交付し、第1回策定委員会を開催いたしました。今後は委員の方々から意見をいただきながら、年度内の計画策定に向け進めてまいります。

また、日々歩くことや健診を受けることでポイントが付き、村商品券や電子ポイントを交換できるだけでなく、健康寿命の延伸や生活習慣の改善を目的とした健康チャレンジポイント事業では、スマートフォンのアプリを活用することで、今までの参加者に加え、20代から40代の参加もあり、若い世代への健康意識の向上につながっております。

また、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設検診につきましては、1月末で終了し、施設受診の受診者の総数は延べ458名で、集団検診と合わせた受診者数は延べ2,707名となり、コロナ禍以前の受診者数を上回ったことで、生活習慣病の予防、がんの早期発見、早期治療の一定の効果を得られるものと考えております。今後も未受診者対策を強化し、より多くの方々に検診を受けていただくよう努めてまいります。

また、2月14日に自殺予防対策として、職員や民生児童委員の方々などを対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、ゲートキーパーとしての役割、話の聞き方、セルフケア等について学んでいただきました。

次に、住民窓口関係につきましては、2月2日現在におけるマイナンバーカードの交付率は90.8%となっております。昨年12月2日より、国民健康保険や後期高齢者医療制度など、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、新たな被保険者証が発行されなくなりました。これに伴い、マイナンバーカードの交付を受けていない方につきましては、医療機関等の窓口で提示することで、従来どおり受診することが可能となるよう資格確認書が交付されております。村といたしましては、今後もマイナンバーカード交付申請のサポートを窓口において実施し、普及啓発に努めてまいります。

衛生関係につきましては、地球温暖化防止の一環として取り組んでおります、ごみ減量事業について村の現状について広く知っていただくため、チラシを各戸へ配付し、1人1日100グラムの減量を目標にすることを周知したほか、各小学校及び各団体への周知活動も実施してまいります。

また、4月からプラスチック製品について資源回収を実施するため、分別方法や収集方法につきましても、ごみカレンダーや啓発チラシで周知してまいります。

次に、税務関係につきましては、2月6日より令和6年分の所得に係る所得税の確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を3月17日まで行っております。また、村税等の徴収強化を図るため、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を実施するとともに、2月14日には関東地方における金融機関の調査及び預貯金の差押えの滞納処分を実施し、収納率向上と税の公平性の確保を図っております。

次に、国土調査につきましては、大里第30地区は、調査結果の閲覧及び取りまとめ作業を、湯本第31地区は、測量の基礎となる図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、12月6日、7日に山梨県北杜市で開催された第26回米食味分析鑑定コンクール国際大会において4,736点が出品された中、国際総合部門で塚目剛さん、都道府県・国際地域代表お米選手権で芳賀育実さん、栽培別部門（環境王国）で吉成邦市さんが、それぞれゆうだい21で金賞を受賞されました。心よりお祝いを申し上げますとともに、今後もさらなる良食味米が生産されるようご期待申し上げます。

令和7年産主食用米の生産数量の目安につきましては、県より前年比83ヘクタール増の741ヘクタールが示されました。現在も、なお米価が高止まりしておりますが、食生活の多様化や人口減少などから、主食用米の需要は減少しているため、村地域農業再生協議会では、これまで同様、この目安を基に生産者ごとに生産数量の目安を示し、引き続き農業経営所得安定対策を推進し、水田農業経営の安定化を図ってまいります。

1月25日から27日までの3日間、JR大宮駅において、昨年の11月に引き続き、天栄米、赤ネギ、地酒などの村特産品や観光のPRを行う天栄村特産品フェスタを開催し、今回も天

栄中学校の生徒5名や生産農家と共に天栄村の魅力をアピールいたしました。

また、2月1日から2月28日までの1か月間、JR上野駅の旬米むすびほんのり屋エキュート上野店において、天栄米ゆうだい21を全てのおむすびに使用した天栄米おむすびフェアが開催され、初日から行列ができるほどのにぎわいを見せ、お店をご利用される皆さんへ天栄米と村観光のPRを行いました。

1月21日に、福島市杉妻会館で行われた令和6年度豊かな村づくり顕彰事業表彰式において、天栄長ネギ生産組合が、これまでの活動実績が地域活性化に大きく貢献していることを評価され、農業生産部門で表彰されました。お祝い申し上げるとともに、今後も地域活性化の牽引役として、ますますご活躍をご期待申し上げます。

次に、林業関係につきましては、牧之内字大徳坊地内の約12ヘクタールにおいて、ふくしま森林再生事業による森林整備を実施し、令和7年2月に完了いたしました。

次に、商工観光につきましては、1月17日にインバウンド拡大に向け、福島空港において開催された台湾・福島便就航1周年記念の歓迎イベントでPRを行ったほか、同日から19日にかけて台湾人インフルエンサーによる動画撮影が行われ、SNSやユーチューブで配信されました。

また、2月19日、20日には台湾の旅行会社を招聘し、村の観光施設等を見ていただき、旅行商品造成に向けたPRを行いました。

2月15日、16日に東京都文京区の湯島天満宮において開催された湯島天神梅まつりに参加し、村の観光及び特産品のPRや販売を行いました。

2月20日には、温泉宿やペンション等と連携しながら、天栄村の特産品を使用した天栄ならではの食の魅力の発信と誘客を図るため、ホテルメトロポリタンエドモントの岩崎総料理長によるTRAIN SUITE 四季島、初代総料理長岩崎シェフレシピプレゼン試食会を開催いたしました。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、道路拡幅を行い、安全かつ円滑な交通を確保することを目的とし進めている村道南1号線道路改良工事が年度内に完了する見込みとなっております。緊急自然災害防止対策事業の児渡安養寺線落石対策（1工区）工事並びに緊急しゅんせつ推進事業の上松本地区ため池しゅんせつ工事につきましては、ともに繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、学校教育関係につきましては、英語の村てんえい推進の一環として、英検や小学生対象の英検ジュニアを受験することで、英語に対する興味、関心を高め、英語教育の充実を図ることを目的に、小学生を対象とした英検チャレンジを1月18日及び2月1日に開催いたしました。

また、中学生を対象に生徒の学力のさらなる底上げを図るため、民間塾講師を活用した学

習支援事業として、従来の中学3年生から対象学年を中学2、3年生と拡充し、高校受験を早い段階から意識させるとともに、進路実現に向けて個々の学力に応じた講義を受けることができるよう実施いたしました。

また、天栄中学校におきましては、総合的な学習の時間、ふるさと・夢プロジェクトの実践を中心とした研究が認められ、昨年度に引き続き、福島県教職員研究論文にて入選を受賞いたしました。この取組は天栄ならではの教育として、村の豊かな人・もの・ことについて探究的に学び、ふるさと天栄に対して何ができるかを見つめ、将来の夢の実現に向かっていく資質や能力を育成していくことを目的に、現在も通年で事業展開を継続中です。

また、福島県の教育・文化関係表彰の特別功労者として、このふるさと・夢プロジェクトにも多大に貢献していただいていた天栄中教諭が優秀教職員の部で受賞しております。

次に、子供たちの活躍につきましては、第74回「社会を明るくする運動」作文コンテストにおいて、中央推進委員会主催の全国保護司連盟理事長賞を牧本小児童が、福島県推進委員会主催の優秀賞を広戸小児童がそれぞれ受賞し、また、全国中学生人権作文コンテスト福島県大会では、天栄中学校の1年生が郡山人権擁護委員協議会奨励賞を受賞するなど、その他のコンクール等とあわせ、本村小・中学生が多数の入賞を果たしました。

また、天栄幼稚園の幼年消防クラブが、地域における防火・防災活動に寄与している模範的なクラブとして、自治体消防75周年記念表彰を受賞いたしました。

12月23日に天栄幼稚園にて執り行われた消防本部による伝達式では、園児たちによる誓いの言葉や火災予防呼びかけが披露され、全園児で受賞を喜び合いました。

次に、生涯学習につきましては、12月17日に生涯学習センターにおいて立志式を開催いたしました。本年度14歳を迎える中学2年生37名の一人一人が立志の誓いを表明するとともに、代表者へ立志証書が手渡され、大人の第一歩となる節目を実感することができました。

12月25日には、生涯学習センターにおいて高齢者学級寿大学の閉校式が行われました。今年度は8回の講座に延べ109名が受講され、11名が皆勤となりました。閉校式終了後は、ピアノの伴奏に合わせ受講者全員で懐かしのメロディーを合唱し、楽しかった活動を締めくくりました。

1月19日には、生涯学習センターにおいて新春初笑い天栄寄席を開催いたしました。当日は須賀川出身の落語家桂幸丸さんをはじめ、タレントのねづっちさんなどが落語や漫談、紙切り、大喜利などを披露し、満員となった会場は終始大きな笑いに包まれていました。

次に、社会体育につきましては、村内小・中学生を対象としたウインタースポーツ教室として、12月21日に磐梯熱海アイスアリーナでスケート教室を開催し、19名が参加いたしました。また、2月1日には、猪苗代スキー場でスキー・スノーボード教室を開催し、17名が参加いたしました。それぞれ当日はインストラクターの指導の下、参加者は競技の基礎から応

用までを学び、いずれの参加者も楽しみながら技術の向上を図ることができました。

次に、湯本公民館事業につきましては、湯本いきいき学び大学において、南相馬市小高区の高齢者の方と、eスポーツを通しての交流や、ピアノ教室の講師によるピアノ演奏を鑑賞し、楽しみながら有意義な時間を過ごしていました。

また、福島伝統工芸品学び講座では、赤べこの絵付け体験や漆塗り工房の見学など、県内の伝統文化を学びました。

続きまして、本定例会に提案いたしました、議案40件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認につきましては、令和7年2月4日からの大雪により、本村湯本地区において災害救助法が適用されたことに伴い、同法による除雪事業に要する経費を計上した令和6年度天栄村一般会計補正予算を2月10日に専決処分したため、報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定及び議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、給与制度の改定等のため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第10号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項に規定する不当な差別的取扱いに該当する可能性のある規定について削除するものであります。

議案第12号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第13号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第14号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近年のエネルギー価格、物価高騰の影響を踏まえ、使用料を改定するものです。

議案第15号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、体育施設の維持管理に係る電気料等の高騰に伴い、使用料を改定するものです。

議案第16号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものです。

議案第17号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、現在の計画期間が3月をもって満了となるため、令和7年度から5年間の新たな整備計画について、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 村道の路線の廃止につきましては、路線の終点変更に伴う村道1路線の廃止について、議案第19号 村道の路線の認定につきましては、大里地内に新設した村道3路線の認定について、それぞれ道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 令和6年度天栄村一般会計補正予算につきましては、各種事業費の確定により、歳入歳出それぞれ1億2,927万円を減額し、予算総額を62億3,979万5,000円とするものであります。

議案第21号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出それぞれ3,510万2,000円を減額し、予算総額を6億2,782万4,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出それぞれ638万6,000円を減額し、予算総額を5,802万5,000

円とするものであります。

議案第22号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ134万5,000円を追加し、予算総額を198万2,000円とするものであります。

議案第23号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入差歳出それぞれ21万円を追加し、予算総額を46万円とするものであります。

議案第24号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、予算総額3,362万円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第25号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、予算総額を300万円とするものであります。

議案第26号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,647万5,000円を減額し、予算総額を6億9,930万7,000円とするものであります。

議案第27号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ138万4,000円を追加し、予算総額を6,860万4,000円とするものであります。

議案第28号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ27万5,000円を追加するものであります。また、資本的収入において456万円を、資本的支出において999万2,000円を減額するものであります。

議案第29号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ95万9,000円を追加するものであります。また、資本的収入において20万円を減額し、資本的支出において130万円を追加するものであります。

議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比3.6%減の46億3,500万円であります。

議案第31号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比4.5%減の6億3,751万2,000円、診療施設勘定において、対前年度比1.0%減の5,170万9,000円であります。

議案第32号 令和7年度牧本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比0.8%減の63万2,000円であります。

議案第33号 令和7年度大里財産区特別会計予算につきましては、対前年度比7.8%増の29万1,000円であります。

議案第34号 令和7年度湯本財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の25万円であります。

議案第35号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の3,301万7,000円であります。

議案第36号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、対前年度比

7.2%減の270万8,000円であります。

議案第37号 令和7年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比3.2%増の6億8,676万6,000円であります。

議案第38号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比8.6%増の6,833万5,000円であります。

議案第39号 令和7年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、対前年度比10.4%減の1億5,697万6,000円であります。資本的収入は対前年度比24.4%減の6,820万円、資本的支出は対前年度比3.9%減の1億5,510万2,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

議案第40号 令和7年度天栄村下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、対前年度比1.2%減の3億2,955万1,000円であります。資本的収入は対前年度比99.9%減の2,000円、資本的支出は対前年度比17.2%減の8,896万8,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上、施政方針及び行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和7年3月4日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の施政方針並びに行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休議いたします。

(午前10時47分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名であります。初めに、1番、齋藤議員、次に3番、吉成議員、次に4番、馬場議員、次に2番、石塚議員、最後に6番、服部議員の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が
出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 齋藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1番（齋藤寿昭） おはようございます。

天栄村議会会議規則によりまして、一般質問を行います。

災害時の廃棄物処理計画について質問いたします。

昨年の8月5日の民報記事に記載されていた県内の災害時に発生する廃棄物の処理計画の
策定が、残念ながら本村は未策定でしたが、現在の状況を伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

近年多発する自然災害、全国各地で起こる大規模地震や集中豪雨などによって、膨大な災
害廃棄物が発生している状況にあります。災害で発生する災害廃棄物は様々な廃棄物が混合
し、処理が難しい性質を持つものが大量に発生すること、人への健康や生活環境に重大な被
害を生じるおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれや、感染症発生等の2次被
害が起こる可能性があることなどから、適正かつ円滑、迅速な処理が求められており、こう
した状況を踏まえ、災害からの復旧復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処
理することを目的とした市町村災害廃棄物処理計画を策定することとなっております。

本村の状況につきましては、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、福島県災害廃棄物処
理計画及び天栄村地域防災計画等の関連計画との整合性を図りつつ、現在、策定を進めてお
り、本年3月末には完了する予定であります。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

民報の記事のほうにも載っていましたが県内の状況というのが、令和6年3月末時点で策定
済みが県内では34市町村、全体の57.6%、未策定25町村というのが42.4%。こちらはその記
事のほうによりますと県南、会津地区、こちらがちょっと目立つというような状況が載っ
ていました。その中でも、その策定業務というのが、今、村長の答弁のほうでも難しいとい
うことをお伺いしたんですけれども、こちらに加えて人手不足とか、こちら、国のほうの支援
もあると思うんですけれども、国の支援のハードルが高いとか、そういったことはあるのか

お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

国の支援のほうのハードルが高いのかという質問ではありますが、そちらのほうはそういったことはございません。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そういった支援がハードルが高いということはないということは理解しました。こちら、令和2年天栄村の国土強靱化地域計画の中に、リスクとして起きてはならない最悪の事態として、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態というように計画の中にあります。そして、その中に脆弱性評価として、関係機関との連携の下、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要と記載されておりますが、その中で対策とか方策に記載されているのは、速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。関係機関との連携の下、災害発生時における体制構築に努める。こちら、その中に事業として、災害廃棄物の受入れ処理等に関し民間事業者との協定とありますが、こちら、どこか協定を結んだりとかしていることはあるのかを聞きたいです。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 災害協定について協定を結んでいるかというご質問にお答えいたします。

今現在、協定を結んでいる相手先なんですが、まずは天栄村内郵便局、須賀川郵便局、天栄村建設事業者会、あと株式会社ダイユーエイト、東北電力株式会社、神田産業株式会社等と協定を結んでおります。

以上であります。

大変失礼いたしました。今現在結んだのは、あくまでも災害時の支援協定であります。災害廃棄物の協定のほうは、そちらのほうはまだございません。失礼いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） そうですね、その廃棄物のほうの協定はまだ結んでいないということなんですけれども、それに伴って須賀川地方保健環境組合との連携充実を強化ということが、その強靱化地域計画の中にありますけれども、そちらとのほうの連携というのは具体的にどんなことを進めているのか、お聞きしたいです。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

須賀川保健環境組合と進めておりますのは、災害物が発生した場合の処理方法とか、そういったものをこちらの計画に記載しております。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） こちらは東日本大震災のときに仮置場というのが天栄村でも設置されていましたが、そちらは置き切れずに須賀川のほうの仮置場に運んだという住民の方もいらっしゃるということをお聞きしております。また、昨年7月下旬に、山形、秋田、両県を襲った豪雨、こちらでは両県の全市町村廃棄物処理計画を策定して、その計画があったことで迅速な初動につながったという記事が記載されておりました。ぜひ、この天栄村でも3月ということなので、そちらの計画をぜひ進めていただければと思います。

1つ目の質問のほうは以上になります。

次に、2つ目の質問として、防災士資格取得奨励金について質問いたします。

村では、平常時から災害に備え、地域の防災リーダーとなる人材を育成するため、令和5年5月から防災士資格取得に要する費用を助成する制度がありますが、現在この制度を活用した状況を伺いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では、令和5年度より地域における防災力の向上を目的に、天栄村防災士資格取得奨励金交付要綱を定め、防災士の確保・育成に努めております。この奨励金を活用し、令和5年度に1名、令和6年度に2名の計3名が資格を取得しております。村といたしましては引き続き回覧文書や駐在員会議等で制度の周知を図り、各行政区単位での防災の担い手となる人材確保に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

こちらの防災士というのは、阪神・淡路大震災、このときの教訓から生まれた民間の資格であります。資格取得者が30万人を今超えて、本県での取得者数が4,915人。これは日本防災士機構による2024年度12月末の数になっておりますが、全国最多の愛媛県、こちらは2011年から県が無料で講座を開催し、市町村が教本費を負担し、対象者を学校や企業に広げ、現在、住民の50人に1人が資格を持って、2018年の西日本豪雨、24年の震度6弱の地震で防災

士が避難を先導して被害の低減にも貢献しているというのが、今年の1月14日の民報のほうに載っておりました。

今、助成を受けた人の人数はお聞きしましたが、こちらの助成金額対象となる人は、どういった方が対象になるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この防災士に関しましての奨励金のまず助成金額でございますが、上限といたしまして9万4,800円でございます。

続きまして、対象となる方でございますが、村内の自主防災組織や行政区に所属している世帯の方で、その自主防災組織、または行政区からの推薦を受けた方、また資格取得後に地域の防災活動にご協力できる方等々、こういった者が助成の対象となる方となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） その3名、受けた方、どういった職業の方か、把握していれば教えてくださいたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

3名の方でございますが、農業でよろしかったですか。農業がお2人、あと会社員がお1人というところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。すみません、ちょっとお答えづらかったかもしれませんが、この助成制度というのを村では活用していますけれども、この助成制度を受けないで、その防災士の資格を持っている方というのは村のほうでは把握していますでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この資格を認証するNPO法人日本防災士機構に調べてみましたが、その際には資格のほうで、この助成制度を受けないで資格を取っていらっしゃる方は村内には3名いらっしゃるということで伺っております。

失礼しました。3名でございませぬ。8名でございました。大変失礼いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） さっきの質問になりますけれども、農業、会社員ということと、あとこちら、昨年なんかは役場の方が何名か受けていると思うんですけれども、役場の職員の方ではどのぐらい受講し、その資格のほうを取得したのか、教えていただきと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

役場の職員が取得しておりますのは、合わせまして9名の職員が取得をしております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 9名ということで、こちらの3名、当然、役場の方はこういった資格取得というのは存じていると思うんですけれども、住民のほうにはどのような方法で周知されているかというのを、こちら教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

住民の方々に対する周知方法でございますが、例年5月頃に駐在員さんをお願いをいたしまして、回覧で各行政区に周知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 回覧という方法もありますけれども、私がちょっと見たところでは、ホームページ、村のホームページですね、こちらに助成制度ということで出ていますけれども、ほぼほぼ知らない方が多いと思いますので、ぜひその辺は周知していただくように。

この資格というのが、昨年、各行政区のほうに地区防災計画の策定を推進し、集落における地域防災力の向上に取り組んでいると、こちらの資格を取得して奨励金を受けた人は、今後、自主防災組織及び行政区でどのような役割を果たしていくのを期待しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど議員おっしゃるように、この奨励金の目的は、地域における防災力の向上を目的としまして実施しているものでございまして、この奨励金制度を利用していただきました方々には、それぞれの地域での防災に関するリーダーまたはアドバイザーとしてご活躍いただきたいというふうに考えているところでございます。

村といたしましては、今後、先ほど議員おっしゃったような自主防災組織の中で防災士の方に役割を担っていただけるよう、また地区においての防災活動にご尽力をいただけるよう

な組織づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、別にでございますが、救急救命講習会などにもご参加をいただいて、防災士の資質向上に寄与していきたいというふうに村は考えているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今質問したのはなぜかという、この資格を取って、課題としているアンケートも、その民報の記事に載っていたんですけれども、取りっ放しになって終わるというようなことがあって、アンケートの回答をした369人の43%、防災活動をしていない。半数近く、活動の場や時間がないことというのを理由に挙げていますので、ぜひ資格を取得した方に積極的に声をかけて、自主防災組織のほうに役立てていただきたいなと思います。

また、村では今後どのような人たちを対象に、いろんな職業があると思いますけれども、望んでいるのかということもお聞きしたいと思います。行政区、消防、学校関係、去年の郡山の会場では、専門学校生、こちらが学校単位で受講したり、また小学生の女の子、こちらの女の子がお父さんと一緒に受講していたという経緯もありますので、学校単位とか、そういったことも含めて考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この防災士の奨励金に関しましては、先ほど申しましたように地域の防災力の向上を目的としているところであり、要件にもございましたように駐在員の方々のご推薦をいただければということでございます。また、その地域の方々でこの防災に関しましての幅広い意識の向上も目的として入っておりますので、職種を問わずに地域の方々で、この制度を利用していただければと考えているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

近年、激甚化傾向にある自然災害から人的被害を軽減するため、行政ではなく、村だけではなく住民一人一人の行動が必要となるこの資格取得奨励金は大変よい制度だと思います。行政区の駐在員、住民への周知を徹底していくことをお願いしたいと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 次に、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

[3番 吉成邦市 質問席登壇]

○3番（吉成邦市） 天栄村会議規則に基づきまして、一般質問のほうをさせていただきます。

村地域計画と農用地の利用実態、今後の利用集積はということで、先般、各地域の代表者への説明会を開催し、取りまとめを行っているところだと思いますが、現在の進捗状況と今後のスケジュールはどうなっているのか、また現在の農地の集積状況と、村としての集積に関する考え方をお聞きしたい。よろしく申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

本地域計画の進捗につきましては、本年1月14日及び15日に各地域の生産組合長、中山間地域直接支払及び多面的機能支払に取り組んでいる組織の代表者、行政区長等への説明会を開催し、担い手名簿の取りまとめを行い、その結果を反映した地域計画案に対する関係機関への意見聴取を現在行っております。

今後のスケジュールにつきましては、関係機関の意見聴取後、縦覧公告を経て3月下旬に計画を策定し、公表することとしております。

次に、現在の農地の集積状況につきましては約50%となっており、村といたしましては、地域計画を基に中核となる担い手への土地集積及び農地集約による効率的な土地利用が図られるよう、今後も地域での農地利用についての話し合いを推進してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 3月下旬ということですが、地域計画につきましては、各県内でも今現在多くやられておまして、その中で地域での話し合いがやっぱり一番重要だということが言われているわけですね。今回、代表者への説明というふうなことだったんですが、今後、3月下旬までという時間はありませんが、これ毎年計画の見直し等があると思いますので、アンケートは1回やっているというようなことですので、個別訪問というか、その地域の中に入って取りまとめをする、そういう話し合いの場を設ける考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、地域計画につきましては地域での話し合いをもって、その土地の地域の農用地の有効利用、集積・集約を図ることが一番の目標になってございますので、計画策定に関しましてはアンケートで代表者を集めてということで策定をしましたが、

目標地図が出来上がった段階で具体的な話合いが進められるように、村といたしましては取り組むとともに、地域でのそういった話合いをできるよう推進をしてみたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 元になるものがないと、なかなか地域の話合いに行けないというふうなことだと思います。その利用図の作成は、この間も代表者の集まりの中で、各集落から持ち帰って一応聞き取りをしてくださというふうなことで言われておりましたので、その利用図が3月下旬には完成するというようなことでの理解でよろしいかと思いますが、それで、先ほど村長が50%の集積だというふうなことを答えていただきましたが、実際にその50%の集積、今どのぐらいの面積、村の、私の記憶ですと大体田畑合わせて1,200ヘクタールというのが昔から言われている数字だとは思いますが、大体田んぼでどのぐらい、畑でどのぐらいと、あと、どのような形でその面積の集約がなされている、例えば5町歩以下とか5町歩以上の人たちがどのぐらい集積しているかというふうな、大体、村の平均の経営耕作面積は1.2ヘクタールぐらいというふうに記憶しております。1.2ヘクタールが平均だとすれば、それにどのぐらい、この50%だとすると1,000町歩だとしたって500町歩ぐらいは集積されているというふうな形になるんですが、その辺の数字がきちっと分かっているのであれば、その辺お聞きしたいのと、それが多分ずっと積み上げてやってきているんだと思いますから、それを見直しをしているのかどうかも、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農地の集積につきましては、議員おっしゃるように、農地の面積が1,200ヘクタールということで認識しておりますが、そのうち600ヘクタールほどが集積になっているということで積み上げの数字になってございます。

しかしながら、水田で幾ら、畑で幾らという統計までは現在収集というか、データをつくってございませんでしたので、今後そういった統計が取れるようにするとともに、その担い手、規模別にどのような形で集積しているかという状況については把握できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、50%で約600というふうな数字であると思います。その600ヘクタールがどういうふうな形で集まっているかというのが分かってくれないと、この地域計画ってほとんどできないんじゃないかと思っているんですよ。今、それが分からないとすれば、大体規模別面積というのはどのぐらいで、何人ぐらいの農家の方が何ヘクタールずつやっているかというのは、ある程度出ていると思うんですね。これ農林業センサスでも入っています

ので、その数字が分かっているのであれば、規模別、何ヘクタールずつでもいいですけども教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

主要な作物といたしまして水稻が主要な作物と認識しておりますので、水稻に関しましては把握してございます。水稻に関しましては1ヘクタール未満が125経営体、1ヘクタールから3ヘクタールが165経営体、3ヘクタール以上5ヘクタール未満が47経営体、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が27経営体、10ヘクタール以上が9経営体という状況になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今のこの数字を見ますと、やっぱり1ヘクタールが125ということで、全部合わせると200。全部合わせても、でも経営体の数としては大分少ないような気がするんですが、大体私がちょっと把握しているのだと、大体、村の中、600経営体ぐらいあるんじゃないかな。兼業農家とかそれも含めてですけれども、そのぐらいあるんじゃないかなと思うんですけれども、この経営体の数だと360ぐらいしかないというふうになるんですが、この経営体数で間違いはないんでしょうかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

先ほど申しあげました規模別の経営体数でございますが、合計しますと373経営体となっております。こちらの数字につきましては、令和6年産の水稻作付の細目書ベースで積み上げた数になっておりますので、令和6年産の水稻作付の経営体としては373経営体に現在なっているという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 水稻細目書の数字だというふうなことでするので、ほぼ当たっているんだろうなというふうに思いますが、373経営体というのは、農家戸数は何戸数かというのは、そちらでは農林業センサスですけれども把握しているのか、把握しているのであれば数字を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

統計のデータに基づきますと、2020年の統計のデータになりますが、農業経営体数は401

経営体、総農家数が537戸で、そのうち販売農家数が396戸という統計データになってございます。

[「もう一回」の声あり]

○産業課長（芳賀信弘） 販売農家数が396戸。

[「394」の声あり]

○産業課長（芳賀信弘） 396戸となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 2012年と今回の新しい農林業センサスで、また新しい数字が出たというようなことでしょうかけれども、販売経営体数が396ということですので、そんなにずれている数字ではないかと。思ったよりも農家の数が減っているというふうに私も感じていますが、こうなると、やっぱりその集積をどのようにしていくのか、村として大体1農場、どのぐらいの経営規模でまとめていくというふうな考えがあったら、それも教えていただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

明確な規模としては定めてございませんが、今後、地域計画を策定した中で担い手という方が選定をされますので、そういった方に土地を集積し、なおかつ効率のいい農地利用が図れるような集約という形で進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ここで地域計画、そのためにつくるというようなことですが、それは分かるんですが、一応、村としてどのぐらいの規模の農家を育てていくというふうなことは、こういう地域計画を行うときには、事前に自分たちでやっぱりその中身を検証するか、国の動向を見るとか、今、国は1農場30町歩という大きな目標を掲げて、今、集積に向けてやっているわけですね。30町歩ですと天栄村は20件の経営体で終わってしまうというようなことになります。この30町歩に、もう近くなっている方々もいる。最大で多分20町歩ぐらいですかね、集積している方、間もなく30町歩にいくんだらうかと、そういうふうなことがやっぱり目の前にあるので、その辺の明確な目標を、それを今後やっぱりつくっていただければなと思っております。

そして、地域計画というふうな形ですが、国土利用計画というのがあって、それに伴って、やっぱり市町村の土地の利用というのはつくられているんですが、国土利用計画の策定はいつ行ったままなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

国土利用計画につきましては、令和3年から13年までの10年間の期間で策定しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そうですね、令和3年から13年ということであれば、今、国が行っている国土利用計画の最新のところでつくられていると。10年計画ですので、あと6年ぐらいあるというような形だと思います。それに伴って、この後、計画が続くのは農業振興計画ですが、農業振興計画の最終年度を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業振興地域整備計画のことだと解しますが、本村におきましては、天栄村農業振興地域整備計画につきましては、地域指定が昭和45年になっておりまして、そこから見直しが3度ほどされております。最後に総合的な見直しが行われたのが平成5年の特別管理というところで、平成8年11月が最終となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 国土利用計画が令和3年にやっているということになりますと、やっぱりそれに伴って各見直しというのはやらなきゃならないんじゃないかなというふうに考えている。そして、農業振興計画、45年に策定されて3回やられているということで、最後、平成8年ということですので、これは特別管理でやったんですかね、その辺を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

特別管理という総合的な見直しになりますが、昭和50年度、それから昭和59年度、平成5年度の3回、実施されております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 平成5年が最終ということですので、先ほども土地利用計画にもありましたが、約10年という目安があるわけです。そうすると平成5年ですと30年たっているということですね。35年、令和7年になりましたんで。30年以上、土地利用の計画を見直していないというふうなことは、本当にこれでいいのかどうかということですよ。

私の記憶によると、平成の終わり頃に見直し委託をかけたんですが、2年間でやったと思うんです。その見直しの委託やったのはいつですか。委託というか、農業振興地域整備計画の内容の変更委託をかけたんですが、2年間やったと思うんですが、それは何年だったかと

いうのと、金額が分かったら教えていただきたいと。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

見直しに係るデータをちょっと確認はしておりましたが、平成27年度にそういった見直しの計画があったということは認識してございますが、その委託の金額ですとか、何年度に幾ら支出したというものは、ちょっと現在把握できておりませんでしたので、後ほどお調べさせていただきますと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） それじゃ、一応調べていただいてというようなことにしてもらってもよろしいでしょうか。その調べた数字を出していただきたい。

○議長（大須賀溪仁） ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休議いたします。

（午前 11時48分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

農業振興地域整備計画に関しましてお調べさせていただきましたが、総合管理、特別管理を行うためのものを見据えまして、平成24年度に137万5,500円、平成25年度に246万7,500円、2か年合わせまして384万3,000円で整備計画の基となる農地の台帳を管理するシステムを構築しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分、24、25、私も産業課に在籍していた時期ですので、金額はちょっと覚えていなかったんですが、この後、本来であれば、一回農振の受付なりを全部一回終了して、その後特別管理というふうな形になると思うんですが、様々な条件があって、なかなか農振の受付自体は一旦全部閉じられないというのがありますし、あと、農振、1年間は多分農振の受付がなくなりますので、1年間の受付がなくなる前に事前申出というものを村民の方々に周知して、1年間以内にどうしても事業があるというものについては、この特別管

理と一緒に除外していくというふうな形になると思うんですよ。

私がいるときにも、やっぱりそのような形でやろうというようなことでやっていたんですが、その後、ずっと引継ぎには特別管理をやらなきゃならないよというようなことで置いてあったはずなんですが、10年間、このような形で全然進んでいないというような形になるんで、10年間全然進まなかったのはなぜだといっても、なかなか今さら理由を見つけるのはなかなか難しいと思いますけれども、10年間もそのままにいるということ自体が、やっぱり384万3,000円をかけてシステムを構築した意味がないというような形になりますので、このシステムを使って、特別管理も30年やっていないということですので、やらなければならないと思いますが、その辺はどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議員おっしゃるように、10年を見据えた計画ということで、見直しが30年近くされていないという状況が良好かと言われれば、やはり見直しも必要かとは考えられますので、見直しを踏まえて検討を前向きに進めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 前向きにというようなことでありますが、多分、これ、私、引継ぎには特別管理をやらなければならないよという引継ぎをしておいたと思うんですが……

〔発言する声あり〕

○3番（吉成邦市） 書いていない。そういうふうな形でありますが、10年間やっていないというようなことと、やっぱり30年新しいやつになっていないということですので、今後、やっぱり農振自体が1年間全然申請ができなくなるというようなことですので、その辺を踏まえて、やっぱり住民に周知と、あと、今後の土地利用の在り方をしっかり計画をしてやっていただきたいなというふうに思っております。

今年度は、もう予算も、当初予算というような形になりますから、来年度以降というようなことになるとと思いますが、ぜひやっぱり1回はやらなきゃならない、10年間という、農振法には10年というような形が書いてありますので、その辺は理解してやっていただきたいなと思います。

じゃ、以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は、以上で終了いたします。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4番、馬場議員。

[4番 馬場吉信 質問席登壇]

○4番（馬場吉信） それでは、通告どおり一般質問を始めます。よろしくお願いします。

1、公共施設等総合管理計画の現状と将来の見通しについて。

公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、取り巻く現況や将来にわたる課題を客観的に整理し、長期的な視点を持って総合的かつ計画的に管理していくことを目的としたものです。村でも、第5次総合計画の基本施策（平成29年3月）に基づく公共施設等総合管理計画を策定と、令和3年11月に改訂を施行してございます。管理計画も既に3年が経過し、修繕、改修、保全など維持管理を実施しておりますが、建物、インフラ施設、それぞれの進捗状況、達成率、更新費用、資料、更新費用の資料、過去3年を提示の上、次期計画を見据えた適正管理の指針をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

公共施設の維持管理につきましては、平成29年度に策定した平成30年度から10年間の公共施設に係る基本的な考え方や管理に関する基本方針などを定めた天栄村公共施設等総合管理計画及び令和3年度に策定した令和4年度から6年間の施設ごとの管理の考え方を定めた天栄村公共施設個別施設計画に基づき行っております。令和3年度から令和5年度までの過去3年間における公共施設の維持管理状況につきましては、お手元の資料のとおりで、令和3年度につきましては、天栄村役場庁舎に係る空調設備改修等6施設8件、1億995万5,000円、令和4年度につきましては、天栄村役場庁舎に係る空調設備改修等8施設9件、1億3,096万9,000円、令和5年度につきましては、旧羽鳥小学校校舎に係る解体工事等8施設8件、9,772万円、3年間で延べ20施設、25件、3億3,866万3,000円となっております。

達成率につきましては、令和4年度及び令和5年度の計画件数15件中5件を実施したため、33.3%となっております。総合管理計画及び個別施設計画につきましては、いずれも令和9年度が計画期間の最終年度となっていることから、次期計画につきましては、現在の計画の基本方針等を踏まえつつ、今後の社会情勢等を勘案しながら策定し、公共施設の適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 資料等の作成、ありがとうございました。各年度ベース、3、4、5、やはり大分金額はかかっているというふう認識を改めたところであります。

改めまして、公共施設等総合管理計画を推進するという事になった背景を再確認させていただきます。

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新の時期を迎えるなど、地方公共団体の財源は厳しい状況が続き、また、人口減少、少子化等により今後の施設等の利用需要が変化していくことが見込まれることであると、このような状況を推測すれば、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財源負担を軽減し平準化するとともに、その適切な配置を実現し、時代に即した地域づくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進することになったものというふうに、これは総務省のQ&Aからちょっと拾った文面ですけれども、昔、箱物を一生懸命造った時代がございまして、なかなかこれが今ちょうど更新、改修あるいは保全の時期に入ってきているということでもあります。これらを受けて、村でも管理計画、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の個別計画も取りまとめているところでありますが、アセットマネジメントの関係、これからアセットマネジメントの視点、それから過去3年間のインフラ施設、それぞれの進捗、あと更新、これの費用のあらましをお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

過去3年間のインフラ、道路と橋梁における維持管理費だと思いますので、そちらのほうを申し上げたいと思います。

令和3年度、道路については、主要の舗装打替えとなりますが、2路線で1,384万円、橋梁補修につきましては1橋で149万6,000円、合計しますと1,533万6,000円。令和4年度、道路舗装打替えにつきましては2路線で2,491万3,000円、橋梁補修につきましては2橋で2,710万8,000円。合計しますと5,202万1,000円。令和5年度は、道路舗装打替えのみでございまして、9路線で8,888万2,000円でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。舗装それと橋梁、インフラというくくりで扱っているものですから、ここを分けて質問をさせていただきました。内容については承知をしました。

全体についてなんですけれども、先ほど、村長から建物関係についてはお話をいただきました。建設課長からは、その他インフラ、橋梁あるいは道路舗装打替え等の予算のほうの確認をさせていただきました。つきましては、これに関しまして、過去3年間、総務課所管になるかと思いますが、令和3年から5年の3年間、決算額ベースで結構ですので、全体の予算に対してこの長寿命化にかかった決算額の経費、何%ということをもし把握しているのであれば説明をお願いしたいのと、計画の見直し、この時期、また主に取り組む内容等、

これについてもお話いただければありがたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今のご質問で、令和3年度から令和5年度までの決算ベースでのどのくらいのパーセントかというお質しでございますが、まず、令和3年度に関しましては、一般会計歳出の決算額が約51億6,569万6,000円ございました。そのうち決算更新費用、先ほど村長から答弁をいたしました金額と今ほどの建設課長からの答弁した額の合計が合わせて1億2,529万1,000円ございましたので、それを割り返しました割合でございますが、そちらが約2.4%でございます。

続きまして、令和4年度でございますが、同じような形でご説明申し上げますと、一般会計の決算額が53億877万4,000円ございました。先ほど申しました決算更新費用額、合わせた額でございますが、これが1億8,299万円でございます。割り返しますと、割合が3.4%でございます。

続きまして、令和5年度でございますが、同じような算出でいきますと、更新費用額が合わせて1億8,660万2,000円で、決算額が48億4,876万1,000円ございましたので、割合は3.8%ございました。

なお、これらの事業の実施に関しましては、その都度適正な補助やなるべく有利な地方債等を活用しまして事業を進めておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

失礼しました、2つございました。

見直し時期の件でございますが、見直し時期は、先ほどお話しありましたように、天栄村公共施設等総合管理計画及び天栄村公共施設個別施設計画は令和9年度が最終年度と定めておりますので、令和9年度に次の計画を策定してまいりたいと考えております。

また、今後の改修予定でございますが、喫緊の令和7年度予算に関しましては、令和4年、5年度に実施予定であった除却事業等を実施する予定でございます。今回、当初予算に計上してご審議をいただく予定でございます。また、そのほかの施設に関しましては、長寿命化等に必要のための事業の場合でしたらば、財政状況を勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 各年度の一般会計決算額に対する更新額、答弁をいただいたわけですが、今後の維持管理、これに関しましては、更新等の経費も増加していくのであろうというふうなことが予想されるわけですが、これらを考えたときに、やはり村全体での体制、長寿命化

あるいは更新、改修または修繕、必要になってくるわけでありまして、お互いに情報管理と共有を図っていただいて計画推進に努めていただきたいと思います。

平成29年3月策定の長寿命化計画、これ、冒頭申し上げるべきだったんですが、村管理で建物、これに関しては124、そこから6施設がもう既になくなったというか、村の財産から除外されたというふうに記憶しておりますが、これから幾らかでもそのようになるべく手持ちを削れるものは削りつつ、修繕計画を改めて改訂しつつ、年度前ベースで次の計画をつくり上げていければ何よりかと思えます。

さて、今後の建物修繕に関する内容にもなりますけれども、天栄村でもゼロカーボンシティ宣言をしており、環境に配慮した建物、ZEBといいます、ゼロ・エネルギー・ビルディング、これの略ですけれども、これの改修、これが思いのほか、長寿命化関係も含めまして改修に関しては必須になってくる様相があります。なるべく早くその情報を入手して、修繕に関して計画を立てつつ、戦略的に進めていくべきだと思いますが、この点についてどのような考えとございますか、方針をお持ちなのか、伺えればと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

今、議員お質しの環境に配慮した改修、ZEB化というところでございますが、ZEBは、ちょっと私も不勉強でございますが、これから環境に配慮した内容を勉強いたしまして、改修の内容につきましては、それぞれの施設の今後の計画、先ほど申しましたように、令和9年度に新たな計画をつくる予定でございますが、その計画、それぞれの施設との整合性、また費用対効果を十分に検討させていただきまして、先ほど申しましたような次の計画のほうに、その環境に配慮した改修等の計画を盛り込めるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

ZEB化推進改修計画の必須項目、これは間違いなくなるということ、経産省、環境省、これについてもはっきりした明言をしておりますので、何分、計画的な推進をぜひとも願ひしたいと思います。

今回、公共施設等総合管理計画についてる質問させていただきましたけれども、高度経済成長期以降、人口増加あるいは経済成長による行政需要に対応するため、急速に公共施設等を整備した結果、多くの財産を抱えることになったわけです。これらの公共施設は、経年による劣化の状況や機能の低下が今、想定されておまして、修繕、改修あるいは更新の経費も増加していくと、間違いなくそういうふうな形になるということになっております。今

後は、利用状況についても検討し、施設の数量、これの適正化を図ることも重要と考えられます。また、価値ある行政サービスを提供していくためにも、公共施設の在り方、これをアップデートしていくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は、以上で終了いたします。

◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 次に、2番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2番、石塚議員。

〔2番 石塚喜吉 質問席登壇〕

○2番（石塚喜吉） これから、天栄村議会会議規則によりまして、一般質問を行わせていただきます。

1つ目が、村内の有害鳥獣対策実施隊の現状について質問いたします。

現在、有害鳥獣対策実施隊の総員は13名いると聞いておりますが、このうち猟銃の所持者は11名おり、70歳以上の方が8名、それ以外の比較的若い方は65歳、45歳、44歳の3名のみの方しかいないと聞きました。村としては、この状況に今後どのように対応していくのか、また、現在の実施隊の人数は適正と言えるのか、今後実施隊の後継者が急務と考えますが、村としてはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

天栄村鳥獣被害対策実施隊につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在13名で65歳以下が3名といった状況であります。村では、平成24年度よりわな免許取得に要する費用を村が全額負担するとともに、令和2年度からは猟銃免許の新規取得に要する費用について20万円を上限に2分の1の補助を行うなど、実施隊に加入していただく方を増やす取組を行っており、実施隊と協力し、わな免許取得者への入隊勧奨も図っております。

過去5年間の隊員の状況を見ますと、令和3年度に60代1名、令和4年度に70代1名、令和5年度に40代1名が入隊しておりますが、4名が除隊したため、隊員の増加には至っていない状況であります。村といたしましては、今後、制度の見直しを検討するほか、他地域の優良事例なども参考にし、実施隊の人数増加に向け、取り組んでまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございました。

一昨年は、県内で過去最多となる15件の人的被害が確認されるなど、捕獲が可能な狩猟者の育成が必要となっていると報道がなされております。また、村内においても、人的被害は

ありませんが、当村にも冬眠しない熊が民家のすぐ近くまで来ていると思われまます。現在の村の有害鳥獣対策実施隊では、緊急時の対応は非常に難しいと思われまますが、村としての考えはどうか、お聞きしたいと思いまます。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたしまます。

村の有害鳥獣対策実施隊におきまましては、13名という少ない人数ではございまます、村と連絡体制を密にしておきままして、緊急時には連絡を取り合っておきままして出動できるということで、少なからず、現在は対応できているというふうにおきままして認識をしておきまます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今の緊急時の対応は大丈夫だということですが、今後、やり取りをする中で、村が中継に入っておきまましてやり取りをしておきましているのか、実施隊の人たち同士でしておきましているのか、どういった方法で問題ないということなのか、ちょっとお聞きしたいと思いまます。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたしまます。

有害鳥獣におきましましては、被害があつたですとか、目撃があつたということで村におきままして報告が入る場合とおきままして実施隊におきままして直接連絡が入る場合におきまましてございまます。どちらにおきままして連絡が入りましても、村におきままして入れば実施隊の隊長さんをおきましましてはじめ、その地域の方々におきままして連絡を行うほか、実施隊におきままして連絡が入れば、必ず村のおきまましてほうにおきままして報告をいただいおきまして、近隣の実施隊の方におきままして連絡を取り合っておきままして出動するという体制を構築しておきまます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 分かりました。

絶対あつてはならない人命におきましまして関わる緊急事態が起きてからでは遅いと思いまます。そのためにおきましましては、若い後継者の育成におきましまして必要不可欠と思われまます、過去におきましましては地域おこし協力隊によつて有害駆除も行われていたというふうにおきままして聞いていまます。現在では、令和5年10月よりは不在のようでおきましますので、今後、万が一の被害におきましまして備え、村役場産業課内におきままして専従者または専門職等の配置を考慮しておきまましてはどうか、お聞きしたいと思いまます。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたしまます。

村では、これまで地域おこし協力隊2名をおきましまして受け入れままして、有害鳥獣対策ということで行つてまいりました。地域おこし協力隊におきましましては、最大3年間という任期におきましましてございまます。

て、その中で活動していただいたところで、一定の成果があったものと認識をしております。

地域おこし協力隊につきましては、都市圏からの転入、それから3年間という任期、それから有害鳥獣対策においては専門的な知識や技術、資格を持つことが求められまして、人材確保としてはなかなか難しい部分もあるんですが、実施隊の後継者育成につながるようなよりよい専門人材の確保について引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 分かりました。

次に、あと、狩猟者1人が猟銃を所持していく上で多額の経費、また維持管理することにおいても大変大きな責任がついて回ると聞いております。若者及び新規に狩猟を始める人への全額補助等を行い、有害鳥獣実施隊の新規会員の増員に努めなくてはならないのではないのでしょうか。また、猟銃免許取得に当たり、経費はどのくらいの金額を要するのか、分かればお示ししていただきたい。早い段階で若手の隊員を増員、育成していかないと、ベテランの隊員が引退して欠員となってしまってからでは遅いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

先ほどの村長の答弁にもございましたように、新規狩猟者育成の補助事業ということで村のほうでは進めてございます。補助を行うに当たりまして、猟銃の免許取得、猟銃の所持の許可、それから猟銃の購入、保管庫の購入などの経費を算出いたしましたところ、約、合計しまして43万円ほどの費用がかかるのではないかと想定がされております。それを踏まえまして、村のほうでは2分の1の補助で上限20万円という補助を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今、猟銃を取る免許を取得するに当たり43万円かかるということですが、村内では上限20万の補助ということで、20万では23万が負担になると思うんですけれども、今の若い人たちはこの43万かかることを20万ぐらいの補助では新しく免許を取るという人はいないのではないかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

今、お質しのとおり、43万あるうちの20万というところでございますが、今後、他市町村の状況ですとか、そういったものを踏まえまして、見直しは検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 検討をよろしくお願いします。

次に、県内の他市町村の有害鳥獣対策による助成金の実施状況はどうか、助成金等の実施の市町村はあるのか、助成があるのであれば、どのような助成があり、どの程度の助成金額が支払われているのか、お聞きしたいと思います。分かればお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

他市町村の補助の状況でございますが、県のほうで集約をしておりますので、全部を把握はしてございませんが、把握している県中地区の5市町村で見ますと、本村が行っているようなわな免許の取得、更新費用の補助はないと思われま。そのほか、猟銃免許の取得及び猟銃の購入費、それから射撃訓練費、相談費、ハンター保険料などの補助がほかの市町村では行っておりますが、いずれの市町村と比較しましても、相対的には天栄村のほう補助額が上回っている状況であると認識をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございます。

村内においてわな猟の免許試験の助成を行っているという聞いておりますが、現時点までに延べ何名くらいの方が取得しているのか、また、今後引き続き何名まで助成を続けるのか、お聞きしたいと思います。

また、免許取得者がわな猟によって有害駆除できるまでには時間がかかるとは思いますが、現状、わな免許取得者の方がどれくらい捕獲をできているのか検証を行うことはできるのでしょうか。また、検証しているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

これまで村の補助を利用しましてわな免許の取得をされた方の人数につきましては、延べ79名となっております。補助を行う人数の制限につきましては、現在、行っておりませんので、要望等に応じ、対応をしてみたいと考えております。

また、わな免許取得者の捕獲状況でございますが、これまでは把握してございませんでしたので、今後、実施隊と連携しまして、協力員、わな免許取得をした協力員の捕獲状況などの把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 免許取得をしたからといって、すぐにわなの設置から捕獲とはいかないと思いますので、一昨年行ったような講習会等の免許取得者への教育を今後も進めていただ

きたいと思います。

また、有害鳥獣駆除の協力をさせていただき働きかけをお願いしたいと思います。そして、有害鳥獣による農林業への被害や人的被害の防止のために有害鳥獣対策実施を即応できる体制づくりが村民の安心・安全を守ることに結びつき、若者の定住促進へとも結びつくのではないのでしょうか。併せて検討していただきたいと思います。

1件目の質問は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで、暫時休議いたします。2時半まで休みます。

（午後 2時13分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） それでは、2件目の質問を始めたいと思います。

災害発生時の避難場所における受入体制や備品の備えは、ということで、現在、災害時の避難場所として、村体育館・小学校体育館及び各方部集会所がメインの避難場所となっておりますが、村民約、総勢おおよそ何名の方が避難できるのか、避難可能人数の把握はしているのか、また、防災備品の保管状況は村民全人数分の備品の確保はされているのか、防災備品のうち、寝具等の保管数量、食料品の保管数量は何人分で何人分のストックがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

初めに、天栄村地域防災計画における避難所での収容可能人数は約1,700名であります。

次に、防災備品のうち寝具等の保管数量は、毛布等が1,140枚、パーテーションが295枚、マットが460枚、簡易ベッドが63台であります。食料品は、備蓄用食料米1万5,000食、パン缶詰1,800食、ビスケット8,400缶を備蓄しており、約5,000人の食料2日分を備えております。そのほかに、乳児用として粉ミルク約1,600食を備蓄しており、100人、約5日分を備えております。飲料水は、役場庁舎前の耐震性貯水槽に、全村民の約4日分の約6万リットルを確保しております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございました。

備品等は確認できましたが、集会所等の避難場所の鍵の開閉は各方部の区長さんが行うと

思うんですが、村体育館及び各小学校の体育館の開閉は誰が行うのか、また、寝具はどこに保管がされていて、災害時には避難場所には誰が搬送を行い、どのくらいの時間で準備ができるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず最初のご質問で、各体育館や小学校の体育館の鍵は誰が開けるかというお質してございますが、村体育館におかれましては、日中は総務課が鍵をお預かりしております。また、夜間は警備会社が鍵を持っておりますので、そういった場合に関しましては、連携をして体育館の鍵を開けてまいります。また、各学校におきましては、夜間は先生と連携をいたしまして、各担当部署が、各小学校に担当部署を決めておりますが、その部署と連携をして開錠をしていきたいという予定でございます。

続きまして、寝具の保管先でございますが、現在は村体育館と、湯本地区は湯本高齢者コミュニティセンターと湯本支所に保管をしておるところでございます。避難場所に誰が何分くらいというお話でございましたが、避難場所には各担当課が割り振りをしております。その担当課がそちらに向かいまして、避難場所をつくっていくという形でございます。また、何分くらいというお話でございましたが、時間帯にもよりますが、職員が通常業務でそういった際にといった場合でしたらば、約1時間ほどは完了はできるかというふうに推測します。ただ、地震等に関しましては、また、地震等とか夜間に関しましては、招集の時間等も含めますと、全体的に考えれば、その時間帯はちょっとなかなか読めないというところがございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村体育館は総務課と警備員がやってくれるということですが、小学校の体育館は先生と連携してやるということみたいなんです、小学校の校長先生が行う、教頭先生が行う、そういった把握はしているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

教育課のほうでも学校の体育館の鍵は所持しておりますので、教育課が担当の部局に貸出しをして開錠してもらうというような手はずになっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 分かりました。

次に、避難場所の仮設トイレの準備はすぐに準備可能となっているのか。災害時は、通常、

水道、電気がストップしてしまいますので、避難場所への仮設トイレが早急に必要かと思われます。また、避難場所にはどのくらいの割合分の準備ができるのか、仮設トイレが可能なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

仮設トイレでございますが、村のほうとしましては、そういった緊急の場合に、段ボール式の仮設トイレを備えております。個数につきましては50個でございます。それでございますので、万が一トイレが使えないといった場合には、避難所のほうに必要な分をお配りできるかというふうに考えているところでございます。

ただ、このトイレに関しましては、先ほど申しましたように段ボール式で、水洗とかという形ではなくて、そこに袋をかぶせてお使いになる形のトイレでございますので、その簡易式のトイレのほかにビニール袋を約、枚数で言いますと5,000枚ほど常備しておりますので、先ほどの割り返しでいきますと、1か所に100枚ほどお渡しすることが可能かというふうに思います。ただ、これは先ほど申しましたように必要などころに、ということでございますので、必要などころに枚数はその都度分けられるというふうに承知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ということは、仮設トイレというのは準備はしていないということですか。簡易式のダンボールの50個と5,000枚のビニールしかないということですか。そういった場合、女性とかも一緒ということですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

仮設トイレというのは、村としましては、大きい、通常の工事等で行うあの仮設トイレは持っておりません。ただ、先ほど申しましたように、簡易トイレでテントのこういった仕切るやつはあるんですが、ただ、場所等々をちょっと離すというような、そういった配慮もしなければならないというふうには考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございます。

災害用の発電機等の点検は、どのように、どのくらいの頻度で点検を行っているのか、また、蓄電池、バッテリー等の準備はされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

作業用の発電機でございますが、村にも所有しております、そちらのほうの管理といたしまして、年に1回ほど点検、点検と申しますか、エンジンをかけてみて、大丈夫かどうかをチェックしているところでございます。

また、お質しの蓄電池の発電機というお話でございますが、今、村で所有しておりますのは、カセットコンロを使う発電機とガソリンでの発電機を用意しておりますので、今、キャンプ等で使うああいった蓄電池式の発電機は装備はしておらないところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今後も、発電式のバッテリー等も必要になるのではないかと思いますので、準備の検討をお願いしたいと思います。

また、災害が発生した場合は、被災現場等で現場調査が必要になってくるとは思いますが、調査等の確認時において、ドローンにて調査を行うのは有効と考えますが、想定はしているのか。また、職員においてドローンの資格を持っている方はいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

村では、2機のドローンを保有しております、今でも施設の点検や、前には行方不明者の捜索等にも使用させていただいている実績がございます。実際、災害時にはまだ使っておりませんが、そういったところから災害時にも利用できるのではないかとこのように考えておるところでございます。

また、所有しているドローンでございますが、すみません、細かくは分からないのですが、資格がなくても動かせる、操縦できるものというふうなものでございますので、職員として資格を取得している者はいないというふうに認識しております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ドローンというのは、物を運搬するのにも必要になるし、便利かと思われしますので、今後、そういったドローンの購入等を考えていただきたいと思っております。

村職員の災害時のマニュアル化はされているのか、また、村職員の災害訓練等の実施はされているのか、行っている場合はどの程度でどのような内容、どのような頻度で行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、職員の災害時のマニュアルの件でございますが、村としましては、職員に災害時行動マニュアルというものを配布いたしまして、それに基づきまして招集等を進めているところでございます。また、職員の訓練でございますが、訓練のほうは、非常招集訓練、これは、朝、職員を一斉メールで集めて、それから会議等を行う、そういった訓練、また、消火訓練、そういったものを年に1回以上実施をしておるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 災害はいつ来るか、誰にも予測はできません。日頃からある程度の訓練をしていなければ、非常時の対応もスムーズな対応ができないのではないかと思います。一昨年行ったように、行政区単位での訓練も大事かと思っておりますので、引き続き行っていただくよう要望いたします。

私の質問は、以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は、以上で終了いたします。

◇ 服 部 晃

○議長（大須賀溪仁） 次に、6番、服部議員の一般質問の発言を許します。

6番、服部議員。

〔6番 服部 晃 質問席登壇〕

○6番（服部 晃） 通告をしておりますので、一般質問を3点ほど行います。

まず1点目、防災・減災への対策について。

村長は、挨拶で、防災・減災に力を入れ、災害を未然に防ぐという話をしていますが、今年度のそれらに関する予算においてどのような災害対策を執行してきたのか、また、新年度における防災・減災関係の予算にはどのような対策をするのか、今年度の関連予算に係る執行状況の資料を提出の上、村長の考えを伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

本年度実施している主な防災・減災関係事業は、お手元の資料のとおりであります。主な事業は、洪水対策事業として用排水路改修、避難施設対策事業として山村開発センター空調改修、災害時の物資輸送の要となる緊急輸送道路整備事業として村道舗装整備及び橋梁補修、水利施設整備事業として耐震性防火水槽等更新、防災通信設備事業としてJアラート専用アンテナ等の整備であります。このほか、消防団の運営をはじめ、地区防災計画策定に向けた研修会の開催や全行政区の役員を対象とした避難訓練などソフト事業を実施いたしました。

来年度におきましては、道路及び農業用施設の緊急自然災害防止対策事業や消防力の充実を図る小型動力ポンプつき積載車の更新、準中型自動車運転免許証等取得補助金など、防災・減災対策の推進に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） では、消防団の中型免許のやつは全部出すようになったんですね。ありがとうございます。あと、丸山の自動車ポンプ、あれも更新するようになったんですね。

また、中部のやつは、あれはどういうふうになったんですか。可搬でもいいという話もあったんですけども、自動車ポンプにするのか、可搬にするのか、まだそれは決定していないということですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

今ほどお質しの3分団第2班の消防自動車の更新でございますが、まだ結論は出ておりませんので、もう少し検討させていただいてから、その後の更新のほうを進めてまいりたいというように考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 3の2のポンプ車のことによって、班長かなんかとお話はしたんですか。私は、外から聞いただけだから、自動車ポンプは大きいから要らなくて可搬でもいいよという話は聞いたんですけども、それは班長とかと相談をしたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

天栄村消防団の本部役員会の中で、分団長とそういったお話がございましたので、分団長とはお話をさせていただいたというところでございます。

〔「結果は」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 結果でございますが、分団長としましては、人数、中部の方々の今の団員数、そういったところから含めると、いろいろな検討は必要だと。ただ、地域の方々との、まだ中部との地域の方々とのお話が、きちんとコンセンサスが取れてはいないというところで、そこまで、というところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 3の2の自動車ポンプだけですから、更新して、あとはみんな更新しましたから、なるだけ早くいろんな、小型ポンプがいいんだか、自動車ポンプがいいんだか、いろいろ相談しながら、大里だけは自動車ポンプなくなるものですから、それをよく、団員

数も減っているというものですから、そういう話は聞いたんですけども、それをよく検討しながら早めに更新してください。

では、次に、事業は減災・防災の関連予算にはなっているんですけども、優先順位、優先順位ってどうやって決めているんですか。結局、こういうものやっってくださいとか、各行政区から要望出ます。それで、優先順位って、もう金額が大体、トータルで金額は決まっていると思うんですけども、まだ事業によってお金がかかるものとかからないものがあるから、大体の予算は決まっているんですよ。防災・減災のための予算というのは幾らぐらいの予算になっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

予算に関しましては、枠ということで決まっているわけではございません。そのときの当該年度、または次年度におきまして必要な事業、緊急性がある事業、また経常経費という通常かかる部分もございますので、それと臨時的経費、必要なものはやるというところで予算をつくっているところでございますので、毎年、枠というところでの部分はございませんので、ご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） よく、本当に優先順位と聞くんですけども、優先順位ってどういう順序に決めているんですか。例えば、命に関わる問題とか、住宅災害があるからとか、そういう、命が一番大切なんでしょうけれども、こういう優先順位ってどうやって決めているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

限られた財源の中で、より効果的な事業に取り組むために公共性、緊急性、危険性、議員おっしゃる命や人家に関わるものを踏まえながら選定をしております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ということは、これは命に関わる問題だと、命とか住宅に災害のおそれがあれば、その補助金というのは種類によって違うのでしょうかけれども、大体、補助金がないと執行できないということですか。全部自主財源でできるということではないのでしょうか。緊急のときはどうするんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、緊急性があった場合に関しましては、その状況にもよりますが、補助等も含まないでやる場合もあるというふうには認識をしております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私も、自分の行政区の行政区長にもなったから言うわけじゃないんですけども、去年の9月、大雨が降って、あのときは飯豊、小川、高林、沖内しか大雨降らなかったんですよ。あのとき、もう完全に郵便局から先が洪水になっちゃって、冠水しちゃったんですよ。そして、もう宮ノ下20世帯ぐらいが、床下浸水になったら大変だからって大騒ぎになって、私も今、どんどん言われているんですけども、そういう緊急にやってもらえないかという話はしているんですけども、また私も要望書出したんですけども、それは今年中に何とか、秋までに、台風来る前にやってほしいんですけども、床下浸水になると、地震のときもひどいというんですよ。泥が中に入っちゃって、それを払って、今度消毒しなくちゃいけないから、畳をはがして、床を掃除しなくちゃいけないから、大変だというんですよ。だから、もう、小針久治さん宅は分からないでしょうけれども、小野時計店さんの向かいの畑がもう冠水しちゃって大変なことになっていたんですよ。だから、もうその前の小野さんというところが、床下浸水になるからって大騒ぎしていたんですけども、それで止まっちゃっているんですけども、線状降水帯なんか来て、1時間に30ミリも50ミリも降ったら完全にもう冠水しちゃうんですよ、あそこは。

ただ、この前、土木事務所が来て、ここはクランクになっているからそれを直線にしますという話なんですけれども、それでは全然駄目だと思うんですよ。私が思うのには、広戸食堂の前に調整池、あそこにつくってもらって、3メートルぐらい掘ってもらって、あそこ低いから、そして、やっぱり柵をつくって、雨がやんだとき、消防自動車でも排水してもらおうように、そういうのをつくってもらおう。そんなに大きくなくてもいいです、3メートルあれば結構ありますから、だから、給水管入れるよりは柵だけつくってもらえれば水ははけると思うんですよ。

その上にあるんですよ、特養の調整池。調整池の水って、全然入っていなかったんですけども、そのときは。調整池の特養の前にあるの、特養だけの水しか入っていないんですか、あれ。そういう意味。そして、私、昨日用水路見に行ったんですよ。考えてみれば、増床したから調整池つくったんでしょうけれども、排水を見ると、この脇から特養に流してくる、こっちからのほうが多いんですよ。もう副村長の隣からずっとみんな排水つくっちゃって、排水溝つくったから、特養のために、特養ができるからって排水溝をつくったと思うんですよ。私は。その水がすごいんですよ。今までそんなことはなかったんですけども、水がすごいし、あと、うちの東側から西側から水がどんどん来ちゃってどうしようもないんで

すよ。あと、小針一郎さん家が、もう冠水するからって、あそこはいつも雨降るたびにドキドキしているんですよ。

だから、緊急性があるから、なるべく早くやってほしい。補助金待っているしかないのですか。補助金待たないと駄目ですか、あれは。どのぐらいかかるんだか分からないんですけども、あれよりはもっと大きくしてもらわないと、水が下のほうで冠水しちゃうと思うんですよ。後で一回調整してもらって、それから自動車ポンプかなんかで排水してもらえば問題はないんですけども、あれだけでは、土木事務所に私も立ち会ったんですけども、あれだけではどうにも水を、冠水を防ぐというのはできないと思うんですけども、その辺、村長、答えてもらえますか、ちょっと。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほど建設課長も答弁したように、緊急性を要するものを優先順位、特に人命、あとは住宅、宅地にやっぱり被害を受けるというようなことで、これまでも中郷地区の大型水路を入れたりというようなことで整備もしてきました。あと、村内にも床下浸水等々なる箇所がまだまだ何か所もありまして、そういうところを優先的に進めてはきております。ただ、私らも、これについては流域治水という考え方の基に県のほうとも協議をして、特に今、議員がおっしゃったように、飯豊地区、私も何度か見に行ってきた、今も降る降水量も違ってきているし、場所も最近何だか広戸地区が多くなっているような、私もそれは感じておりますので、ここをいかに優先的に進めるかというようなことで、県の専門、特に今ほど言いましたように、須賀川土木事務所、県中建設事務所の方々とも村と一緒にここを共有していきましようというようなことで、今回、県のほうではここをやります。

あと、今言ったように、調整池につきましても、どこの面積をどう受けるのかというようなことで大きさも変わってきますし、これを設置するに当たっては、今、阿武隈川の流域治水というようなお話をいただいて、そこで上流域もどんなことができるのかと。まずは、ため池の土砂吐きをしながら、下流域に流す量を少しずつ少なくするというようなことで、そういったところの対応もしてきています。今、議員がおっしゃったように、飯豊地区についても、今、検討、協議もしています。

確かに、今、議員がおっしゃったような調整池というのは効果があります。ありますが、どこにどういうふうな形で、消防ポンプでくみ上げるんじゃなくて、たまった水を少しずつ下流域に流すというのが調整池の役目なものですから、大山の工業団地につくった調整池、大山団地もつくった、ああいったものが少しずつ水を流して下流域に被害が出ないようにというようなことなものですから、今後また県のほうと協議して、専門的な知識を持った中で

指導いただいて、村には技術者がいないものですから、これまでも県の指導をいただいた中で進めてきて、できれば緊急性を要する、今すぐというようなことであればもう単独でも実施しますが、ただ、いつ、こういうふうな状況になるか分からない状況なものですから、なるべく県の補助をうまく活用しながら整備をしていくという考えの下に今、進めていますので、今ほど伺ったことについても、県のほうにもしっかりと伝えながら、そして村でもコンサル等の意見も聞きながら判断をしてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、村長、話聞きましたけれども、上から水流すって、こんな浅いものではどうにも流れないでしょう。あれは深く掘らないと、調整池にならないと思うんですよ。

特養の前にできた調整池、ありますね。あれ、全然水たまっていないんですよ。大雨で。昨日見たんですけれども。そして、排水溝つくってずっと釈迦堂川に流れるようにつくったんでしょうけれども、あれはちょうどうまく高いから流れるようになっているんですけれども、あそこは低いから、ちょうど低いところにあの浅い調整池をつけたって意味ないと思うんですよ、これ。30センチぐらいで上に流れるから、よくよくたまらないんですよ。だから、3メートルぐらい奥に掘って、あと、やっぱりポンプで排水してもらわないと思うんです。

すごい水ですよ。うちの工業団地から来るのもだし、学校から来るのも、すごい滝みたいな水流れてくるんですから、去年、生まれて初めて経験しましたけれども、ただ、うちのもう工場もなにも被害はなかったんですけれども、すごい川のように水が流れていたから。だから、あれは本当に宮ノ下の人らは、本当に雨降るたびにドキドキしていると思いますよ。完全に、本当にすごい雨だなと、あのときちょうど飯豊と小川と高林とあれしか降っていないんですから、役場で降ったんですか、いや、全然降っていないですよという話だったんだから、あの辺で集中的に降っちゃったんですよ。だから、ああいうので線状降水帯来て30ミリも50ミリも降ったら、完全に冠水しちゃうと思うんですよ。だから、私、それ心配して、話、今したんですけれども、またそれはそれで村長に考えてもらって、よく見てもらって、こういう方法がいいんじゃないかというのを、被害が多くなると大変ですから、何とかお願いしたいと思います。

また、各行政区から要望が出ていますよ。何年も継続していますよ。あれはどうやっていても、3つぐらい継続要望を出してきたんですけれども、ああいうのはどうやって、ずっと継続なんですか、あれ。こういう順番とかなんかで、じゃ、ここの行政区のあれを、要望をやろうとかなんかって、そういうのって決まっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

継続の案件につきましては、共有地であったり、そういった場合は協働の里づくり交付金とかで対応願いますということとか、どうしても民地とかそういったところについては、行政ではなかなか難しい部分がありますので、行政区と共にそういった補助金を活用しながら整備していこうということで、回答はしていると思われま。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 協働の里補助金って、1割負担ですよ。協働の里づくりというのは、民間で駄目だということは、共有地じゃないと駄目だということですか。今、ちょっと意味分からなかったんですけども、よく説明してもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

協働の里づくりについては、公共の土地であればよいのですが、民地とか、共有地とか、そういったところで個人の得になると言ったら申し訳ありませんが、そういった部分についてはどうしても公共性に欠けるという部分もございまして、そういった補助金を使いながら行政区と協働で整備していけたらということでお願いしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっと俺は意味分からないんですけども、公共施設と民間と一緒になればいいですよ。民間の土地、例えば後ろが土砂崩れのおそれがある民家が3軒ぐらいあるんですけども、それが協働の里づくりの補助金の対象になるんですか。そういう意味ですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

失礼しました。議員おっしゃるように、裏山の整備につきましては、協働の里でなく、村のほうに宅地関連の小規模治山復旧事業という補助金もございまして。そちらのほうは、こちらは受益者、土地所有者なんですけれども、1割負担となりますけれども、災害の発生するおそれのあるり面の整備についてもできますので、そちらの申込みを受けて、村のほうで確認しながら取り組む事業もございまして、そちらも活用することができます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私、また、行政区のこと話すのはしゃべりづらいんですけども、また、今度要望を出したんです。うちの豊香島神社、あそこ、この前、1週間前に見てきたんですけども、あれ、竹になっているから、土砂崩れしても根っこが張っているからどうってこ

とないんです。あれが杉山だったら、土砂崩れが出るような気がするんですけども、ずっと竹やぶなんです。そして、もううちで要望出すから、みんな、うち危ないから、裏山が危ないから、間知ブロックであれしてくれという話は聞きましたから、要望で出したんですけども、豊香島神社の2軒、小針さんの家からずっと、永源寺の通りなんですけれども、そこまでの距離なんです。

だから、相当金かかると思うんですけども、あそこって土砂崩れてるんですよ。ひび割れもしているというんですよ。枯れ葉があって、猟友会の揚妻昭佳さんが熊を退治したとき、ここにひび割れ入っていたというんですけども、やっぱり今まで耐えたというのは、竹やぶだからだと思うんですよ。竹やぶは根っこ張っているから、土砂崩れしてもそんなに急に、一気にはいかないですよ。あれが杉山だったらば、杉があれば完全にもう土砂崩れになっていたんでしょうけれども、そういうのはまだ相当金かかるでしょう。もうすぐやってくれとは言わないですけども、あれも時間、相当な金かかると思うんですよ。裏山で。

中屋敷にもあります。中屋敷のあそこ、裏山やったの、あれは、金額、みんなあの間知ブロックやってくれよとはよく言われるんですけども、あれは補助金とかああいう問題、大丈夫なんですか。どういうやり方をするんだか分からないんですけども、あれもなるだけ、今、竹やぶだから何とかもっていますけれども、すごい雨降ったらば、本当に線状降水帯来たら、50ミリ降ったら崩れちゃうんじゃないかなと私は思うんですけども、そういうのはどういふ。補助金あるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3時14分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時17分）

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お時間をいただき、ありがとうございます。お答えいたします。

議員おっしゃるような箇所につきましては、急傾斜地というメニューがありまして、そちらのほうは県のほうで急傾斜地に指定をしてからの整備になるものですから、そういった情報を県のほうにつなぎながら早く取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） まだいろいろ、こんなやつ等あって話しちゃったものですから、これはこれで一回終わります。

次に、各行政区から要望出ていた継続事業ありますよね。これは何年ぐらい待っていれば継続事業の要望をやってくれるんですか。何か、今年はどこどこ決まっているんですか。継続って、何年も継続しているみたいなんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

区からの要望については、毎年度、回答を返しております。その中で、公共性がある水路、緊急性がある道路、水路その他についても、そこは村で対応しています。

どうしても公共性に欠けるんだけれども、地区とすれば重要なものだというものについては、地区で実施できるように、協働の里づくり事業、これまでは50万未満であったのを100万未満まで上げて、その中で対応していただきたいというようなことでお話をさせていただいています。

なるべくそういう宙に浮いたような、塩漬けするような、そういうことがないように、必ず区長さんとは回答をしっかりと要望いただいたものに対しては、ちゃんと理由もつけて回答を返していますので、その中で、また何かいい方法があればというようなことで上げてくるものもあるものですから、そちらについても、これまで何度も何度も上がってきて、協働の里づくり、50万未満では1か所しかできないと。それを2か所、3か所とやっていく上で、何とかできないかというようなことで、その枠を増やしてきたというのが経過でございます。そういうものについては協働の里づくり事業で行ってくださいというようなことで、各区長さんには説明をしていますので、今回、議員も区長というようなことでございますので、要望が上がってきたものに対しては、年末近くなりますと、会議を持ちまして、各行政区の区長さん宛てに回答を出してきていますので、その中でご理解をいただいて対応していくというような進め方をしております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 分かりやすい回答、ありがとうございました。

それでは、この1については、以上で質疑を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで、暫時休議いたします。3時35分まで休みます。

（午後 3時21分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時35分）

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) それでは、2番目の質問に入ります。

「20歳の集い」の開催時期について。

高校1年生の皆さんから、「20歳の集い」を夏から冬にしてほしいと陳情書が議会に出されました。私も、議長になる前に一般質問を行いました。当時は、アンケートの結果、僅かに夏のほうがよいという方が多く、現在に至っています。今回の陳情では、Googleフォームによる署名になりますが、主な理由として、1、他の自治体は冬に開催しているため、2、一生に一度は振り袖を着たいという声が多々あるため、3、近年は猛暑でスーツなどを着て参加するのは負担になるため、4、就職試験等が夏の時期にあり忙しくなるため、となっています。村長の考えを伺いたい。

○議長(大須賀溪仁) 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長(添田勝幸) お答えいたします。

「20歳の集い」の開催時期に関しては、これまでも様々なご意見をいただいております。村では、それらを踏まえ、平成29年11月に平成30年から令和3年に二十歳を迎える方を対象にアンケート調査を行った結果、8月開催を望む声为上回っていたことから、これまでどおり、8月に20歳の集いを開催しております。

今回寄せられたGoogleフォームによる署名にも見られるように、若者を取り巻く社会環境も変化しており、多様な考えがあることを感じております。村といたしましては、二十歳を迎える方や、今回署名のあった世代の方、ご家族などにもご意見を伺う機会を持つなどしてニーズに合ったよりよい式典としてまいりたいと考えております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 私も議長になる前に一般質問をしたんですけれども、その当時のアンケートの結果、本当に夏が多いということで出たんですけれども、今、何年前までアンケートをやりましたか。3年ぐらいまとめてやりましたよね。それ、どのぐらい前ですか。今年まで。

○議長(大須賀溪仁) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 黒澤伸一 登壇]

○生涯学習課長(黒澤伸一) お答えいたします。

ただいま村長の答弁にもありましたように、アンケートにつきましては、平成29年11月に、平成30年から令和3年度に二十歳を迎える方を対象にアンケートをしております。それ以降のアンケート調査については、特に行っておりません。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) そうすると、令和3年までということは、あと3年間はアンケートを取

らなかったということですか。それはどういう理由ですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

当時、アンケートを令和3年までは取らせていただいたところでございます。その後、いろいろ、コロナ禍等もありまして、一時、冬に1度だけ開催したこともあるんですが、その後、そういった声というのが聞かれなかった部分もあったことから、その後のアンケートは行ってないということと、例えば、アンケートの結果によって、今まで脈々と夏に行ってきたものを、例えば、その年は夏がいいとか、冬がいいとか、そういうものでもないのかなというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私は、毎年アンケートを取って、夏と冬と交代交代でやれと言っているわけじゃないんですよ。これは、16歳から18歳の子どもだと思んですけども、その人らが冬にやりたいと言うんだから、何というんですか、もういい加減に、私が二十歳になったとき、もう50年弱なんですけれども、そのとき始まって50年も続いてきたんですよ、だから、今、冬になっても別に、前は振り袖でないと、振り袖代が高いから、それはお金がかかるからという、その当時の村長は誰だか分かりませんが、その当時の村長がそういうように言ったからということで、元はレンタルがなかったから、そういうことで決めたらいいんですけども、雪も多かったし。今みたいに雪が、最近ちょっと降っていますけれども、そういう雪もない時代になったから、もう冬に戻したらいいのではないかと私はそう言ってアンケートを取らせたんですけども、3年間は取ったんですけども、令和3年以降は、それでも冬やりたいと言う人はいるかも分からないんです。

ただ、今回の陳情書を見て、私は質問しようと思ったのは、大体がみんな、冬やりたいと言っているんですよ。主な理由もそうでしょうけれども、今、振り袖はもうレンタルで借りられるから、どっちにしろ、夏にやっても冬にもう一回振り袖着て記念写真を撮りたいって言うんですよ、二十歳の証として。だから、それならば、1日そのまま着て写真撮りすれば一番いいのかなとは思うのですが、それは、3年間は反対とかそういう意見は全然聞かなかったんですか。実際、20歳の集いに出た人から、何で夏なんですとか、冬にやらないんですかという、そういう意見は全然なかったんですか。だからそのままずっと来ているんですか、アンケートも取らずに。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

20歳の集いに関しましては、事前に春先に実行委員会というものを開きまして、20歳の集いに出られる方から実行委員を選びまして、その中から運営しているというのをまずご理解いただきたいということと、私もその中には出ていますが、特段、そのときには冬がいいよ、というような意見が多数寄せられたというのは記憶にございません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 陳情してきた人は16歳というんですけれども、何か高校3年まで交ざっているような話は聞いたんですけれども、大体冬になっているんですよ。だから、もう一回アンケートを取り直すのもいいんじゃないですか。どうしても冬にやりたいからこういうように陳情書までよこしたと思うんですけれども、16歳から18歳までですよ、だから、アンケート取り直すとか、何かもう一回やってみることも必要なんじゃないですか。こういう陳情書が来たということ、大体が冬にと言っているんだから、やっぱりそれに応えるべきだと思うんですけれども、アンケート取ることに関して言ってください。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもございましたが、今回署名のあった世代の方やあと二十歳を迎える方、そしてその保護者というかご家族の方という方にもご意見を伺う機会を持つというようなことで、アンケートがよろしいのか、それとも対面がよろしいのかということも含めまして、今後そういったご意見を、議員おっしゃるとおり伺っていきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） アンケートの取り方にもよるんでしょうけれども、変に誘導するようなアンケートでは駄目だと思うんですよ。前にどういうアンケートを取ったんだか分からないんですけれども、やっぱり本当に個人の意思を尊重するようなアンケートを取らないと、どれを選んでください、冬がいいか、夏がいいかじゃなくて、どういう理由で、夏がいいんだったら夏、冬がいいんだったら冬の理由を書いてもらって、冬か夏かで丸つけて、その理由を聞いたらいいいんじゃないですか。そうすると、はっきり誘導するような意見じゃなくて、多分私はそのほうが一番いいと思うんですけれども、早めにもう夏になればすぐ実行委員会を立ち上げるんでしょうから、もう早めにアンケートを取って、今年1回やったほうがいいんじゃないですか。考えはどうですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

今年の分に関しましては、もう早く時期を決めなければいけないということもありますの

で、早々に、通常春になってから行っているものを、実行委員会をなるべく早めに前倒しして、そして議員おっしゃられるように、ほかの世代からもアンケートを取ったらというようなこともありますので、その辺も検討させていただいて、決して何月がいいと誘導するものではなくて、そういった理由なんかも付してもらったもので、それを受けて、よくよく村のほうでも考えた上で、実行委員会とも諮った上で、時期を決定してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） もしかして、冬がいいというのが多くなれば、問題は開催時期ですよ。須賀川と鏡石と一緒にになったら、レンタルの着付も大変でしょうけれども、髪も整えなくちゃいけないんだから、そういうのが、例えば13日が須賀川市で、14日が鏡石町で、天栄村15日にするしかないんだって、こっちの都合ばかりでは日程を決めて、日時は駄目だと思うんですよ。だから、もう実行委員会の人に聞いて、須賀川は何曜日ですよ、鏡石は何曜日ですよ、じゃ、天栄村は何曜日って、もう鏡石か須賀川しか美容室あまりないですから、着付とか、もう大変になると思います。夜中の1時に来てくださいと言われて、12時間も着ていたら参っちゃうでしょう、これ。普通帯締めなんかしないのに。だから、そういう部分も考えながら、もうそうやっていけば、鏡石町の日程を聞いて、須賀川市の日程を聞いて、ずらしてやることも思いやりだと思うんですけども、それだけよろしく願いいたします。

では、これで2番目は終わります。

次に、③人口減少について。

昭和62年に大山ニュータウンの販売が始まり、人口は一時増加しましたが、その後も過疎化が進み、今現在はその当時に比べても2,000人が減少しています。村ではどのような人口減少対策を考えているのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

現在、村では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住定住の促進や若い世代に対する定着支援、結婚・出産・子育てに対する各種支援施策など、人口減少対策に取り組んでおります。

首都圏における移住相談会等においては、住宅取得の補助やお試し住宅、充実した子育て支援の取組などを積極的にPRし、移住定住の促進を図っております。地元の若い世代に対しては、若者定住住まい確保応援助成金による住宅促進の補助や奨学金の返還支援など、転出を抑制し、村への定着を図る取組を行っております。

今後、現在策定している令和7年度からの新たな総合戦略に基づき、引き続き総合的・

効果的な人口減少対策に取り組み、持続可能な村づくりを推進してまいります。さらに、現在造成している小規模住宅団地につきましても、来年度分譲を開始し、さらなる人口増につなげてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私が議長になる前だから、もう何年になりますか、5年、6年になると思うんですけども、私、住宅造成の工事を一般質問して、その場所を調査するというところで終わっちゃったんですけども、5年も6年もたっているのに何でこれ中断しちゃったんですか。どういう理由ですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

当時、開発候補地を幾つかに絞りまして、土地購入費用や設計費用、あと工事費用など概算額を積算してもらいましたが、事業費が大きくなるということから、何か対象となる補助事業がないかということで、国、県のほうに照会をしまして確認を取っておりましたが、なかなか活用できるものがないということで、また、過疎指定を受けてからも、過疎事業に合致して何かできないかなということで、国のほうに再三にわたり照会をしていますが、なかなか活用できるものがなく、一般財源のみでの実施は難しいため保留となり、今に至っている状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、造成工事がいっぱいかかると言いますけれども、北小屋団地知っていますか。北小屋団地、あれ、坪6万で売ったんですよ。そして、29区画売り出して、今、26区画がもう完成して住んでいるんですよ。だから、何でそんなにお金、宅地造成どのぐらいかかるんですか。どのぐらいの予定。例えば、100でも50でもなんでも構わないんですけども、今、どのぐらいの、見積りかなんか、前、当時出してもらったこと一回あるんですか。全然ないんですか、それ。造成工事が多額、お金がかかるからやめましたって、補助金見つけるのにあれだって言うんですけども、当時は幾らで出したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

当時ですが、15区画で、ざっくりになるんですけども、出していただいた金額によりますと……

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 約8反歩で面積につきましてはそのぐらいだったんですが、当方で約1億5,000万から2億というところで、ざっくりではあります、そのような

結果になっております。

なお、その中には、地質調査や改良費などは含まれておりません。浄化槽の整備などについても入っておりませんので、ここにまた加算されると思います。現在ですと物価高騰もありますので、大体2倍から3倍ぐらいはかかってしまうのかなというふうに見込んでおります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 15区画で1億5,000万、2億かかるって、こんなにかかるんですか、今、造成工事。土地を買収して、あそこ、6,600万ですよ、小規模団地。工事費含めて、4,900万でしょう、造成工事。そして、1,700万で土地を買収したんだから、6,600万でしょう。その倍ちょっとでそんなにやっぱりかかっちゃうんですか。場所にもよるんですか。これ、いつ見積り取ったんですか。最近ですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

調査委託につきましては、平成29年に実施しております。今坂の造成地は平らなところでしたので、伐採とか、土地の切土の処分とか、そういった経費は入っていませんが、調査した土地につきましては水路溝、道路溝とか上下水道の工事、あとは設計額なども入りまして、積算額では先ほど申しました金額になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 15区画で1億5,000万ということは、例えば50区画だったら3倍以上かかるということですか。

そうしたら、税務課長に聞きたいんだけど、固定資産税の村に入る税金ってどのぐらいかかるんですか。例えば、1世帯で夫婦2人で子ども1人の、そして、70坪売りの家で、70坪の敷地であれだと、やっぱり何年も過ぎないと回収はできないんですか。税金の種類としては。例えば70坪の土地で30坪の家を建てた、そして夫婦2人、子ども1人いれば、年間でどのぐらい税収って上がっていくのだから。それを計算してみれば、やっぱり赤字になるのかな。ちょっと分かりますか。分からない。

〔発言する声あり〕

○6番（服部 晃） 了解しました。

そうすると、今度、税収であれをどういうふうにすればいいんですか。でも、実際、あそこ、北小屋団地、村長、見たことありますか。最近見ましたか。すごいでしょう。私もびっくりしました。春日山で、あれで60世帯ぐらいあるんでしょう。3年ぐらいでしょう、あれ。だから、天栄村も、私、あそこ見て、天栄村も50区画ぐらいだったらすぐ売れるんじゃない

かなと思って。

さらに、4人ぐらいに聞いたんですよ。何で天栄村を選んだんですかというのは、土地が安いから。また、スーパーマーケットが近いから。あと、高速道路のETCの出入口が近いからって、鏡石のETCなんか、本当近いですよ。だから、鏡石のイオンがあるから、もう近いから、すごく静かでいいというし、土地が安いのはそうなんです。

そして、今、建物がもう坪100万です、100万。そして、ちょっといいあれやると、120万と言っていました。もう安くても85万はかかるから、私もいろいろ調べたんですよ。民間、銀行に行って、もし3,000万借りたらいくら返すんだって、あれで、普通の変動金利で1.2%で、8万7,510円。そして、固定金利で9万9,378円。だから、これは完全に無理だ。今までは、アパート代が7万するから、6万するから、その分で返せるのならいいと、これ、35年返済ですよ。固定金利にすると、2%で4,000万借りると11万6,680円。固定金利だと13万2,505円なんですよ。だから、建築屋さんはかなり厳しいと思うんですけども、私の質問の答えになっているから、だから、もう土地が安ければ絶好のチャンスではないかなと私は思ったんですよ。

鏡石に聞けば坪10万、須賀川は15万、郡山は20万なんですよ。だから、土地を例えば6万で売れば、これは売れるんじゃないかなって。北小屋団地でああいうように売れたんだから、どうかなと思って私は提案したんですけども、1億5,000万でやるのには、人は3人世帯として50人やれば150人は人口は増えると思うんですけども、これは何かいい方法ないですか、補助金かなんかで。50世帯ぐらい。

ちょっと村長、教えてください。何かいい方法は。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この人口減少対策というようなことで、分譲をいろいろ検討してきました、私も補助等、いろいろかけずり回りながら調べましたが、なかなかいいのがない。議員おっしゃったように、50区画という区画にすると、先ほども申し上げたように、造成費、これが結構莫大な費用がかかるというのと、今、議員がおっしゃるような地区、これまで調査したところの地区の中には、上下水道完備をすると、北小屋はそれが入っていないので、1つやっぱりネックになっていた部分があって、土地の値段を下げて販売をすれば、ハウスメーカー等々も見つけていただくんですけども、何せ、この農業集落排水の施設がキャパオーバー、もういっぱいになっているんです。だから、そこの今度改修をしないと下水のほうの整備もできないということで、そちらは断念をして、小区画の分譲を今後やっぱり進めていくというようなことで、今回、議会議員の皆様方にご理解をいただいて進めてきたところではございますの

で、今後もこの小規模、ふるさと納税、今、担当課で頑張っていますので、そういったものを活用しながら整備をしていくというようなやり方が一番いいのかなと思っております。

今、この物価高騰においても、大分人件費、働き方改革で、これまで以上に倍ぐらの金額に上がっている現状がありますので、そういったところも見据えながら、村でできる分譲というような取組をしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当に、人口減少は大変ですよ。この前、テレビ、ちょうど報道やっていたんですけども、福島県転入転出、転出が多くて、6,683人、転出が多かったんですって。それで、全国でワースト5位なんですって。だから、福島県って魅力がないんですかね。何かこう、福島県にしては、観光地もあるし、ゴルフ場もあるし、住んでいいと私は思うんですけども、天栄村もそういう魅力あるようなことに1億5,000万、ふるさと納税で1億5,000万ぐらいたまるんじゃないですか。この造成工事の分ぐらい、何とか2年か3年基金にしておけば。

ふるさと納税だって、今いくらあるんですか。1億はないんですか。ふるさと納税。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

[参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇]

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

令和6年度のふるさと納税寄附金につきましては、先般、臨時議会のほうで承認いただきました1億4,000万を目指して今、頑張っているところでございます。

[「1億4,000」の声あり]

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 1億4,000万。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、もうちょっと宅地ができるんじゃないですか。1億5,000万だから、こういうのって、人口増に、増やすんだから、こういうのに使うべきだと思う。村全体としては、活性化するでしょう、これ。だから、俺、大変いいことだと思うんですけども、びっくりしないで、基金がねえわけじゃねえんだから、そうやってちょっと挑戦してみるのもいいんじゃないですか。

あと、さっき村長言った集落排水、集落排水は、第2集落排水では、あれ、何世帯分ぐらい、相当多くあるような気がするんですけども、何世帯ですか、あれ。何世帯分ですか、第2集落排水。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

[建設課長 櫻井幸治 登壇]

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

手持ちの資料がないため、お答えすることができません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 第2集落排水ってあれですよ、学校も入っていねえんでしたっけ。学校は別。学校も入っているんですか。そうしたら、大体目いっぱいなんですか。後で提出されれば、どのぐらいだっというあれが分かれば。

でも……

〔発言する声あり〕

○6番（服部 晃） 後で調べてもらえばいいです。

これもやっぱり、本当に村長、思い切ったことをやって、50世帯ぐらい、150人でも人増えれば、6世帯分ではそんなに増えないでしょう。だから、きちっと、今が私、チャンスだと思う。土地が安いから家も建てないんだとって、6万円ぐらいで売れば、人も来ると言うんです、本当に。インターチェンジも近いし、買物も近いし、場所的に静かでいいというんですよ。だから、そういう話を聞くと、そういう天栄村はいいところですよという話はするんですよ。

そして、また、その人ら、農地も借りている人いるんですよ、畑。自分の野菜を作るために借りている人もいますよ。そういう人もいるからあれかなと思って。結構、あそこは子どもいますよ、若い人らが多いから。だから、その分にも、小学生、中学生は増える、50世帯ぐらいにすれば150人は増えるんですから、一番、私は投資してもいいような気はするんですけども、もう集落排水の問題だのいろいろあるでしょうけれども、やっぱりそうやって思い切った政策をして人口減少に歯止めをかけるのも必要じゃないかなと思うんですよ。村長、どう思いますか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私もこの人口減少は少しでも抑えたい、その気持ちを持ちながら、職員一丸となって様々な施策をして、助成金などを設けながらこの移住定住に取り組んできました。

今ほどお話がありましたように、50区画、これもなかなか思い切った決断をしなければなかなかできないものではございますが、先ほど建設課長から答弁がなかなかできなかったこの集落排水については、飯豊地区にアパートの建築をしたというようなことと、今度、学校は子どもがやっぱり減ったので、その分キャパがあるというようなことだったんですが、特養を、ぜひこれを下水道に接続させていただきたいという要望がありまして、そこを先に接続したんです。その後、このアパートの、人口減少対策で村で補助金を出しながらアパート

建築をしてきたと。それでも目いっぱいになったというようなことだったものですから、今後、この分譲をするためには、今ある集落排水処理施設のこれをまた倍にするとか、そういった計画をしなくちゃならない。そのためには、そこをやるのには、今度計画書、長寿命化の計画書を立てて申請をして、そこで補助金を頂きながら改修をしていくというようなやり方、そういったもろもろも含めて私も危機感を感じておりますので、どういった形でやれるのかと。

それと、あとは道路、橋梁、先ほど言ったように、公共施設の長寿命化も凶っていかなくちゃならない。そういったものも含めて、学校も統合もしなければならぬ、その判断もこの一、二年でというお話もさせていただきました。そういったところも含めながら、総合的に村の財政状況を見ながら判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 村長もちょっと慎重過ぎると思うんですけども。財政調整基金、18億も集めているんだから、いろんなことを考えながら挑戦して、思い切ってやるのも必要なんじゃないですか。あまり慎重になり過ぎるのも、いや、財政調整基金がこれだけあるということはいいことですし、村長も神経細かい人だから、慎重になるのは、それは村としては安心でしょうけれども、やっぱりそうやってみんなが活性化していくのには、人が増えないと駄目だと思うんですよ。

定住移住って何人ぐらい、移住してきた人いるんですか。定住、移住してきた人がいるんですか。今現在。今年は何人かいたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

転入してきた方を移住者と捉えれば、令和6年度では193名、令和5年度では174名います。何らかの移住の施策、そういったもの、助成金、交付金などを活用して転入してきた方については、令和5年度は6世帯で20名、令和6年度は5世帯で15名ですが、2人赤ちゃん生まれましたので、今現在は17名増えているところです。新生活住まいづくりとか、あと結婚新生活補助金などを活用して転入された方が、今の数字になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それは、190名と174名ってどういう意味。転入してきたんですよね。家持って住んでいないということですか。いつ出て行くか分からないという人、そういう意味ですか。それは定住ではないから移住か。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

先ほどの転入の方につきましては、窓口で転入の手続をした転入者の数字となります。天栄村に純粹に転入してきて、住所登録をされた方です。今年度は193名いらっしゃいます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、転入してきたのは分かる。転出したのもいるんでしょうって。そうしたら、完全に人口が増えているはずでしょう。転出したのは何人で、そう言わないと分からないでしょうって。転入した人ばかり言って、全然、引き算がないんだもん。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

今年度ですが、転入された方が、今現在ですと193名、転出された方が169名でございます。今のところは転入者のほうが増えておりますが、3月の届出で、転出者は毎年ちょっと増える傾向にはございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 転出したという人は、どういう理由なんですか。やっぱり子どもでいたんだけれども、就職で県外に行ったとか、村外に行ったということなんですか。その辺、きちっと中身濃く言ってください。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

最近の傾向で言いますと、外国人の方が多くて、芝草のほうに外国人の研修所があるんですが、それで、大体1回に30人ぐらいまず転入してきます。それで、1か月後に皆さん研修が終わって、それでそれぞれ皆さん転出するというパターンが多いので、そういった影響が一番多いと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 転入しているのばかり、企画政策課長、これ、転入しているのばかり言ったら勘違いしちゃう。転出したというのはどういうことなんだって、転出した人も言わないと、天栄村人口増えてるでしょう、そんなにいなくなっているのかと思っちゃう。そうすると、マイナス、今、計算したら26人です。26人も増えたんだからあれなんでしょうけれども、やっぱりそういう、もう村長、全体的に考えて、何とかお互いに知恵を絞りながら、補助金見つけながら、人口増に邁進していきましょう。

お互いに、みんな、どうせ私は10年後にはいないから構わないでなくて、何とか。消滅する村なんて言われているんですから、何とかそういうようにならないように私らが頑張らな

いと駄目だと思っんです。いい方法を考えながら、やっぱり天栄村に本当に住んでみたい、いいところだったという、坪6万ぐらいで売るんだから、もう鏡石とか、須賀川よりもいいなって、今、本当に建築資金がさっきも言ったように1坪100万かかるようになったんですから、土地が少しでも安いところに行きたいんだと思えば、天栄村も結構売れると思うんですよ。そうしたら人口増につながりますから、そういうことでお互いに頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時17分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改 |

正する条例の制定について

- 日程第17 議案第17号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第18 議案第18号 村道の路線の廃止について
日程第19 議案第19号 村道の路線の認定について
日程第20 議案第20号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
日程第21 議案第21号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第22 議案第22号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第23 議案第23号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算について
日程第24 議案第24号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
日程第25 議案第25号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第26 議案第26号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第27 議案第27号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第28 議案第28号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第29 議案第29号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について
日程第30 議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石 塚 喜 吉
3番	吉 成 邦 市	4番	馬 場 吉 信
5番	大 浦 トキ子	6番	服 部 晃
7番	小 山 克 彦	9番	円 谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊 田 喜 八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 副 村 長 揚 妻 浩 之

教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭
産 業 課 長	芳 賀 信 弘	建 設 課 長	櫻 井 幸 治
湯本支所長	星 淳	教 育 課 長	関 根 文 則
生涯学習課長	黒 澤 伸 一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	鈴 木 政 則
書 記	石 井 貴 也	書 記	小 倉 詩 織

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について。

次のページをお願いいたします。

専決第1号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,906万5,000円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月10日、天栄村長、添田勝幸。

4ページをお願いいたします。

まず、今回の補正予算（第11号）につきましては、令和7年2月4日から的大雪により、2月9日に湯本地区に災害救助法が適用されたことを受け、除雪に係る経費につきまして2月10日に専決処分を行い、予算を執行したものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額700万円の増。

歳出。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額700万円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして災害救助法の適用に伴う除雪に係る委託料700万円を増額計上するものでございます。

なお、今回の除雪でございますが、湯本地区に居住する75歳以上の世帯を対象としまして、1人当り国で示されました費用限度額14万円を基に予算を積算して計上したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について原案に承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 5ページをお願いいたします。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例。

（天栄村表彰条例の一部改正）

第1条 天栄村表彰条例（昭和54年天栄村条例第8号の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「一に」を「いずれかに」改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に、「第12条」を「第14条」に改め、同条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（平成7年天栄村条例第8号の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年天栄村条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（天栄村行政不服審査会設置条例の一部改正）

第4条 天栄村行政不服審査会設置条例（令和5年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。ただし、第1条の規定（天栄村表彰条例第16条第2号の改正規定を除く）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2項 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第3項 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁固（以下「禁固」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

第4項 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第5項 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を新たな拘禁刑として単一化されること等により所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、天栄村表彰条例につきましては、第4条、第5条、第16条において、それぞれの該当者の要件を示す表現を「一に」から「いずれかに」改めるものでございます。

また、第16条の特別待遇の廃止では、特別待遇の条文が第14条に規定されていたため、「第12条」を「第14条」に改めるものでございます。

さらに、第16条の第2号でありますが、先ほど提案理由でご説明いたしましたように「禁固」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、次のページからの職員の分限に関する条例、さらにその次の天栄村個人情報

の保護に関する法律施行条例、その次に天栄村行政不服審査会設置条例に関しましても、それぞれの条文中の「禁錮又は懲役の刑」、「懲役」を同様の理由によりまして「拘禁刑」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第3号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第3号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

8ページをお願いいたします。

議案第3号 天栄村村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村個人番号の利用に関する条例（平成27年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

第2条では、この条例の用語の意義を第1号から第6号まで規定しておりますが、今ほどの提案理由でご説明いたしました法律の施行によりまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条に新たに第8項が追加され、それに伴いまして、現行の「第8項」を「第9項」に、「第12項」を「第13項」に、「第14項」を「第15項」にそれぞれ改められたため、本条例の第2条の関係条文を現行から改正案のように改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の説明資料6ページをお願いいたします。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

今ほど提案理由でご説明をいたしました法律の施行によりまして、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されまして、附則第9条第2項の規定が削除されたことによりまして、暫定再任用職員の規定が新たに第9条第6項に規定されたため、令和4年天栄村条例第22号の附則第2項の条文を現行から改正案のように改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

- 議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「定める者」の下に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第8条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のあ

る職員」に改める。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状態に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第3項 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。

第2号 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

第3号 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料7ページをお願いいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

まず、第8条の3第2項におきまして、新しく加える第15条の3第1項で介護を必要とする配偶者等が規定されておきまして、その説明のために第15条の3第1項において「配偶者等という。」を改正案で加えました。

次に、第8条の4第2項では、超過勤務の命令をしてはいけない育児を行う職員の範囲を拡大するため、現行「3歳に満たない」を改正案「小学校就学の始期に達するまでの」に、同条第4項では同条第1項の深夜勤務や第2項の超過勤務、第3項の超過勤務時間の制限を、要介護者を介護する職員に準用する条文のため文言の整理といたしまして、8ページの現行「3歳に満たないの子のある職員」を改正案の「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」と改めるものでございます。

また、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置に関する事項としまして「第15条の3」を、介護両立支援制度の普及や体制の整備に関する事項といたしまして「第15条の4」を新たに加えたものでございます。

続きまして、次のページ、9ページになりますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

先ほど提案理由でご説明いたしました法律の施行によりまして、地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、その附則第9条第2項の規定が削除され、「同条第3項」が「同条第2項」に改められたため、令和4年天栄村条例第23号、附則第2条の条文を現行の「附則第9条第3項」から改正案の「附則第9条第2項」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

今ほど提案理由でご説明いたしました法律の施行によりまして、第61条第32項の規定が削除されまして、非常勤職員の介護をするための時間の規定が新たに第61条の2第20項に規定されたため、下段の現行「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を上段の改正案の「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2各号並びに第5条の3第1項各号及び第2項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

(経過措置)

第2項 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この条例による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新議会議員の議員報酬条例」という。）第5条の2各号又は第5条の3第1項各号若しくは第2項第1号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に含まれる刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁固（以下「禁固」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）については、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

第3項 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、新議会議員の議員報酬条例第5条の3第1項第1号に規定する拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

今回の改正は、議案第2号と同じく刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲役及び禁錮を新たな拘禁刑として単一化されることにより、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、現行の第5条の2各号、第5条の3第1項各号、第2項第1号において「禁固」と規定されているものを、改正案のように「拘禁刑」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族」（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

第5項 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関して必要な事項は、村長が規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除。

第10条の2第1項第2号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。第11条の2において同じ。）」を加える。

第11条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の下に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。））」を、「運賃」の下に「又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。））」を加え、「交通機関を利用しなければ」を「交通機関等を利用しなければ」に、「交通機関を利用しないで」を「交通機関等を利用しないで」に改め、同条第2項第1号中「運賃等の額に相当する額（以下この号の下に「及び次項」を加え、「でその利用が村長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「（以下この号において「特別料金等相当額」という。））」を「（以下「特別料金等相当額」という。））」に改め、「（運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間で月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が6万4,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額等の額と6万4,000円との差額の2分の1を6万4,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等の相当額等の額の合計額が6万4,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額等の額と6万4,000円との差額の2分の1を6万4,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が6万4,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と6万4,000円との差額の2分の1を6万4,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

第3項 運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）並びに前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たな職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して村長が規則で定める職員に限る。））」を削る。

第17条第1項中「4,700円」を「5,600円」に改める。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日

等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して村長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して村長が規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中、「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第23条を次のように改める。

(特殊勤務手当)

第23条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

第2項 特殊勤務手当の種類、支給対象となる業務及び手当の額は、別表第4のとおりとする。

第3項 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

第24条中「から第10条まで」を「、第9条に」、「、及び」を「及び」に改める。

第25条の2中「、第9条、第10条及び第20条」を「及び第9条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1及び別表第2は割愛をさせていただきます。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4は、これも割愛をさせていただきます。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年天栄村条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条、第10条及び第20条」を「及び第9条」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条の2及び第18条の3の改正規定は刑法等の一部を改正する法律(令和5年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から、第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

第2項 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」と

いう。) 第23条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(給与の内払)

第3項 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額は、令和7年4月1日以後最も早く到来する給与の支給日に支給する。

(号給の切換え)

第4項 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5項 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び村長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第6項 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第2項中第5号「重度心身障害者」とあるのは、第5号、重度心身障害者、第6号、「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当等に関する経過措置)

第7項 改正後の給与条例第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第8項 この項から附則第11項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号 旧寒冷地等在勤等職員、令和7年3月31日において職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和7年天栄村規則第 号)による改正前の職員の給与の支給に関する規則(昭和41年天栄村規則第1号。第5号において「給与支給規則」という。)別表

第5に掲げる支給地域に在勤する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第30号）附則第4条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。

第2号 新寒冷地等在勤職員 改正後の給与条例第20条第1項に該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

第3号 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

第4号 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（改正前の給与条例第20条第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下この項から第11項までにおいて同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者（再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用職員を除く。第10項において同じ。）であった者に限る。）をいう。

第5号 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、給与支給規則別表第5に規定する支給地域と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（改正前の給与条例第20条第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の月額をいう。

第9項 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与条例第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで6,600円。

令和8年11月から令和9年3月まで1万3,200円。

第10項 前項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する

職員であった者に限る。) に対しては、改正後の給与条例第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、村長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

第11項 前2項の規定により寒冷地手当を支給する場合における改正前の給与条例第20条第3項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年天栄村条例第 号）附則第9項及び第10項」とする。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第12項 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる罰則を適用する場合において、改正後の給与条例第18条の2第3号若しくは第4号又は第18条の3第1項第1号若しくは第3項第1号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に含まれる刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において同じ「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁固（以下「禁固」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）については、当該刑のうち懲役又は禁固はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

第13項 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、改正後の給与条例第18条の2第1項第1号及び第3項第3号に規定する拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

第14項 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附則別表。

別紙。

この附則別表は割愛をさせていただきます。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告に準拠し、給与制度の改定のため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、第1条の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

まず、第9条第2項におきまして、扶養手当を支給する扶養親族の定義から「配偶者」が

削除されたため、第9条第2項第1号の「配偶者」を削除いたしまして、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げたものでございます。

次に、第3項におきましては、扶養親族に支給する額が22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に対して1人当たり「1万円」から「1万3,000円」と改定するものでございます。

次に、同条第4項では文言の変更を行い、加えた同条第5項では、扶養手当の支給に関する事項の規則への委任を明記したところでございます。

次に、第10条は、前条第5項に規則への委任を追加したため、削除としたものでございます。

続きまして、第10条の2第1項第2号では、配偶者の定義に事実婚も追加したため、配偶者の下に文言を加えたものでございます。

続きまして、第11条第1項第1号では、通勤手当を支給する職員が使用する交通手段に有料道路などの料金を加えるため、文言を加えたものでございます。

次に、同条第2項第1号、第3号及び追加した同条第3項では、職員の通勤手当の上限額を一月当たり上限15万円とするための改正でございます。

続きまして、第11条の2第3項では、単身赴任手当の支給対象者を新採用職員にも適用させるため、条文を変更したものでございます。

続きまして、第17条第1項では、宿日直手当を県と同額に改正したものでございます。

続きまして、第17条の2第1項、第3項では文言の整理、同条第2項では管理職員特別勤務手当の支給対象時間を現行の「午前零時から午後5時まで」を「午後10時から午前5時まで」に変更するものでございます。

続きまして、第18条の2第3号、第4号、第18条の3第1項第1号、同条第3項第1号の改正は、刑法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲役及び禁錮を拘禁刑として単一化されることによる改正でございます。

続きまして、第23条に特殊勤務手当の条項を追加いたしました。これは近年の災害の激甚化、頻発化によりまして災害が発生し、単独での市町村では災害対応が困難な場合に、現在は他県及び他町村から職員を派遣しまして、その自治体の業務に従事させるという状況であるため、その他町村での著しく困難な勤務に派遣された職員に対しまして特殊勤務手当を支給する項目でございます。

続きまして、第24条では、先ほど説明させていただきました第10条を削除したため、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第25条の2では、定年前再任用短時間勤務職員に新たに寒冷地手当を支給できるように文言を整理したものでございます。

続きまして、別表第1及び別表第2の給料表は、県人事委員会勧告に基づき改正するものでございます。

説明資料の23ページをお願いしたいと思います。

説明書23ページの、まず別表第1、行政職給料表につきましては、現行の3級から6級の初号近辺の号給をカットしまして、各級の初号の給料月額を引き上げるものでございます。

続きまして、説明資料の27ページでございますが、こちらは別表2、医療職給料表でございますが、こちらにつきましても2級から4級の初号の近辺の号給をカットいたしまして、各級の初号の給料月額を引き上げるものでございます。

続きまして、資料30ページをお願いいたします。

資料30ページに新たに追加した別表第4につきましては、第23条の特殊勤務手当の種類、支給対象となる業務及び手当の額を定めた表でございます。

続きまして、今回の改正の附則につきまして主な項目を説明させていただきます。

19ページにお戻りください。

まず、附則第4項の号給の切換えでございますが、先ほどご説明いたしました行政職・医療職給料表の改定に伴いまして、令和7年4月1日から新号給につきまして、説明資料、先ほど申した31ページからの別表の号給切替表に定める号給とする内容でございます。

次に、附則第6項の令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置であります。扶養親族の配偶者に関する扶養手当を現行の「6,500円」から令和7年度では「3,000円」とし、令和8年度には廃止をする。

扶養親族の子に関する扶養手当を現行の「1万円」から、令和7年度においては「1万1,500円」、令和8年度においては「1万3,000円」とする内容でございます。

次に、附則第8項から第11号までの寒冷地手当に関する経過措置であります。要約いたしますと、本村は給与支給規則第5位に規定する地域であったため、寒冷地手当を支給しておりましたが、国において支給対象地域の見直しが実施されまして、本村は令和7年度より支給対象地域から除外されることになりました。これに伴いまして令和7年度からの寒冷地手当の支給に関し、附則第8項第5号及び第9号において経過措置を設けまして、段階的に手当の支給を減額する内容となっております。

第1条の改正は以上でございます。

続きまして、第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、附則第4条第1項第6号では、現行「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改めましたが、これは地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、その附則第9条第

2の規定が削除されたことによりまして、暫定再任用職員の規定が新たに第9条第6項に規定されたことによるものでございます。

続きまして、同条第7項では、暫定再任用職員に新たに寒冷地手当を支給できるように文言を整理したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

15分まで休みます。

（午前11時02分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第9号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第9号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「利用し、かつ、その」を「利用してその」に改め、同条第2号中「自転車」を「自動車」に改め、同条第3号中「自転車」を「自動車」に、「交通用具」を「交通の用具」に改める。

第19条の2中「及び第13条」を削る。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず、第4条におきましては、扶養親族の定義から配偶者が削除されたため、第4条第2項第1号の配偶者を削除し、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げたものです。

次に、第6条は、通勤手当を支給する対象職員の規定でございますが、第1号では文言の整理のため、現行「利用し、かつ、その」を改正案では「利用してその」に、第2号では現

行「自転車」を改正案では通勤の主流であります「自動車」に、第3号では文言の整理のため現行「自転車」を改正案では「自動車」に、現行「交通用具」を改正案では「交通の用具」と改めたものでございます。

次に、第19条の2では、定年前再任用短時間勤務職員に対する手当支給適用除外について規定しておりますが、これまで支給の対象外であった第13条の寒冷地手当を支給することができるようにするため、現行及び第13条を改正案では削除したものでございます。

続きまして、次のページ、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先ほどの提案理由でご説明いたしました法律の施行に伴いまして、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されまして、その附則第9条第2項の規定が削除されたことによりまして、暫定再任用職員が附則第9条第6項に新たに規定されたために、附則第2項の条文を現行「附則第9条第2項」から改正案「附則第9条第6項」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第10号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第10号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告による職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

第22条は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償につきまして規定をしておりますが、先ほどご審議をいただきました職員の給与に関する条例の第11条に1項を追加したため、第22条第1項で準用している条項が変更となるため、現行の「第6項」を改正案の「第7項」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第11号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第11号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村保育所条例の一部を改正する条例。

天栄村保育所条例（平成5年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料41ページをお願いいたします。

本改正につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項に規定する「不当な差別的取扱い」に該当する可能性のある規定について削除するものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

現行の第4条第1項第3号を削除し、「第4号」を「第3号」に改正するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、議案第12号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第12号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中「第9項」を「第11項」とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを」を「いずれかを」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

第1号 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第2号 村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

第2項 村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

第2号 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則。

第5条中「10年」を「15年」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料42ページをお願いいたします。

本改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を改めるなど、所要の改正をするものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第37条につきましては、国の基準に準じて規定の条文の追加により改正するものであります。

第42条につきましては、小規模な保育を行う家庭的保育事業者等が卒園後の受皿となる保育所、幼稚園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が困難であって、必要な支援を行うことができるかと村が認める場合に連携施設を確保しないこととすることができる措置を国の基準に合わせ改正するものであります。

附則につきましては、令和6年度末で期限を迎える連携施設に関する経過措置を、国の改正に合わせて5年間延長するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、議案第13号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第13号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内支援」という。）を実施する」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを」を「いずれかを」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

第1号 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第2号 村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

第2項 村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

第2号 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項 前項各号の保育内容支援協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中、「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料45ページをお願いいたします。

本改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、議案第12号と同様に連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を改めるほか、施設への栄養士の配置について管理栄養士も同要件とするなど、所要の改正をするものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第6条につきましては、議案第12号と同様に、卒園後の受皿となる保育所や幼稚園などの連携施設を適切に確保しなければならないとしているところ、連携施設の確保が困難であって必要な支援を行うことができるかと村が認める場合に、連携施設を確保しないものとするところ、国との基準に合わせて改正するものであります。

第16条につきましては、第1項第2号において、配置基準が栄養士のほかに管理栄養士でも可能となるよう改正するものであります。

附則につきましては、令和6年度末で期限を迎える連携施設に関する経過措置を国の改正に合わせて5年間延長するものです。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第14号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 議案第14号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例（平成17年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「・バンガロー」を削る。

別表1を別紙のとおり改める。

別紙。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。

議案説明資料48ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、近年のエネルギー価格、物価高騰の状況等を踏まえ、使用料の上限額を引き上げ改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第3条の改正でございますが、バンガローにつきまして、平成30年度に老朽化で解体を行っていることから削除を行うものでございます。

別表1でございますが、使用料の上限額について、AC電源つきサイトを1区画（1泊2日）を「6,000円」から「7,000円」に、ノーマルサイト1区画（1泊2日）を「5,000円」から「6,000円」に、コテージ1棟1泊2日を「2万5,000円」から「3万3,000円」にそれぞれ引き上げますとともに、「・バンガロー」の欄を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時44分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、議案第15号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 議案書の55ページをお願いいたします。

議案第15号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例。

天栄村体育施設条例（平成30年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては割愛いたします。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の天栄村体育施設条例の規定は、令和7年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、従前の例による。

議案説明資料50ページをお願いいたします。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、天栄村体育施設の維持管理に係る電気料等の高騰に伴い使用料を改正し、適正な管理を図るための改正でございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

下が現行のもの、上段が今回の改正案でございます。施設ごとに説明いたします。

まず、天栄村総合農村運動広場。

村内、半面、一般、照明設備使用料を「1,000円」から「1,150円」に。村内、半面、一般、照明使用料「2,000円」を「2,300円」に。村外、半面、一般、高校生以下ともに照明使用料を「2,000円」から「2,300円」へ。全面、一般、高校生以下ともに「4,000円」から「4,600円」に改正いたします。

続きまして、天栄村体育館でございます。

アマチュアスポーツであるとき。

村内、全面、一般、照明使用料を「400円」から「460円」に、冷暖房使用料を「1,500円」

から「1,720円」へ。続きまして、村外、全面、一般、高校生ともに照明使用料が「800円」から「920円」へ、冷暖房使用料が「3,000円」から「3,450円」へ。

その他の行事であるとき。

村内、全面、非営利目的、営利目的ともに照明使用料「400円」を「460円」に、冷暖房使用料を「1,500円」から「1,720円」へ。村外、全面、非営利目的、営利目的ともに照明使用料「800円」を「920円」へ、冷暖房使用料「3,000円」を「3,450円」に改正いたします。

続きまして、天栄村湯本体育館でございます。

アマチュアスポーツであるとき。

村内、全面、一般、照明使用料を「400円」から「460円」へ。村外、全面、一般、高校生ともに照明使用料を「800円」から「920円」へ。

その他行事であるとき。

村内、全面、非営利目的、営利目的ともに照明使用料を「400円」から「460円」へ。村外、全面、非営利目的、営利目的ともに照明使用料を「800円」から「920円」に改正いたします。

続きまして、天栄村屋内運動場でございます。

村内、全面、一般、照明使用料「200円」を「230円」へ。村外、全面、一般、高校以下ともに照明使用料を「400円」から「460円」へ改正いたします。

続きまして、天栄村屋内スポーツ運動場でございます。

村内、半面、一般、照明使用料を「200円」から「230円」へ、冷暖房使用料を「1,500円」を「1,720円」へ。村内、全面、一般、照明使用料を「400円」から「460円」へ、冷暖房使用料を「1,500円」から「1,720円」へ。村外、半面、一般、高校生ともに照明使用料を「400円」から「460円」、冷暖房使用料を「3,000円」から「3,450円」。村外、全面、一般、高校生ともに、こちらは照明使用料を「800円」から「920円」へ、冷暖房使用料を「3,000円」から「3,450円」へ、それぞれ引き上げるものでございます。

今回の改正につきましては、昨今の電気料の高騰により、施設使用料のうちの照明設備使用料及び冷暖房設備使用料をそれぞれ15%引き上げるものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第16、議案第16号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第16号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例。

（天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1号中「利用し、かつ、その」を「利用してその」に改め、同条第2号中「自転車その他の用具」を「自動車その他の交通の用具」に改め、同条に次の1号を加える。

第3号 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員。

第22条中「、第7条、第10条」を削る。

（天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和

4年天栄村条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第7条、第10条」を削る。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の53ページ、お願いいたします。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず、第6条におきまして扶養手当を支給する扶養親族の定義から配偶者が削除されたため、第6条第2項第1号の配偶者を削除し、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げたものでございます。

次に、第8条は、通勤手当を支給する対象職員の規定でございますが、第1号では文言の整理のため、現行「利用し、かつ、その」を改正案では「利用してその」に、第2号では現行「自転車その他の用具」を改正案では「自動車その他の交通の用具」に改めるものでございます。

また、第1号と第2号を合わせた通勤手段を行う職員に対応するため、第3号で「通勤のための交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員」の規定に新たに加えるものでございます。

次に、第22条では、定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給適用除外について規定しておりますが、これまで支給の対象外であった第7条の住居手当及び第10条の寒冷地手当を支給することとするため、現行の第7条、第10条を改正案では削除したものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次のページ、天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先ほど提案理由でご説明いたしました法律の施行によりまして、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されまして、暫定再任用職員においても定年前再任用短時間勤務職員と同じく、住居手当及び寒冷地手当を支給することとするため、附則第2項から第7条及び第10条を改正案では削除したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第17、議案第17号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 議案第17号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由をご説明申し上げます。

現在の整備計画が令和6年度で終了することから、令和7年度からの5年間の新たな総合整備計画を策定するものであります。

64ページをお願いいたします。

こちらが計画書になります。

3番の公共的施設の整備計画についてご説明申し上げます。

村道芝草鎌房線事業費で5,000万円、村道鎌房2号線事業費で4,000万円。飛びまして、林道道木沢線事業費で2,000万円の工事を計画しております。こちらにつきましては、いずれも現在の舗装が老朽化していることから、舗装の修繕工事を行って長寿命化を図るものでございます。

続きまして、羽鳥湖高原交流促進センター事業費1億4,000万円につきましては、屋根の改修、それから施設の周辺にございます駐車場の区画線の整備、施設の照明改修を行うものでございます。事業費の総額は2億5,000万円で、全額、辺地債の発行を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第18、議案第18号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 65ページをお願いいたします。

議案第18号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

2011、南沢穴田線、天栄村大字大里字南沢106番地1先、天栄村大字大里字穴田221番地先。
提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料55ページをお願いいたします。

廃止路線図に青色で表示しております路線が今回廃止する路線でございます。

南沢地区の村道南沢田内線の南側を並行して通る道路において、一部未指定となっている区間があることから、終点を変更し村道を再編する必要があるため、本路線を廃止するものでございます。

なお、改めて議案第19号により、終点位置を変更した路線として認定のご審議をいただく予定でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第19、議案第19号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 66ページをお願いいたします。

議案第19号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

2011、南沢山崎線、天栄村大字大里字南沢106番地1先、天栄村大字大里字山崎115番地先。

2088、西小屋2号線、天栄村大字大里字西小屋130番地1先、天栄村大字大里字西小屋139番地1先。

2089、南沢3号線、天栄村大字大里字南沢136番地先、天栄村大字大里字南沢125番地2先。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料56ページから58ページをお願いいたします。

こちらが認定路線図になりまして、それぞれ赤色で表示しております路線が、今回認定していただきます路線でございます。

初めに、56ページにおきましては、先ほど議案第18号でご審議をいただきました路線番号2011の廃止路線の終点を大字大里字山崎115番地先の現道が舗装されている区間までに改め、路線認定をお願いするものでございます。

次に、57、58ページの路線番号2088、2089につきましては、本路線はいずれも起点及び終点が村道に接続し、複数戸の住宅を連絡する路線であり、一般交通の用に供され公共性の高い道路であることから、路線認定をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第20、議案第20号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 67ページをお願いいたします。

議案第20号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,927万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,979万5,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

74ページをお願いいたします。

まず、第2表 繰越明許費でございます。これらの事業を翌年度に繰り越すこととするも

のでございます。

款項、事業名、金額の順にご説明をいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、戸ノ内地区ため池浚渫事業1,500万円。こちらにつきましては戸ノ内地区のため池の土砂浚渫に係る工事でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、児渡安養寺線落石対策事業6,500万円。こちらにつきましても、村道児渡安養寺線の落石対策に係る工事でございます。

10款教育費、2項小学校費、小学校体育館施設整備事業8,877万円。

3項中学校費、中学校体育館施設整備事業8,040万円。これらにつきましては、学校施設の避難所機能の強化を目的とする空調設備整備臨時特例交付金の追加が盛り込まれました国の令和6年度第1次補正予算が成立したことを受けまして、小学校費におきましては、広戸小学校及び大里小学校体育館に係る空調設備設置工事と、中学校費におきましては、天栄中学校体育館に係る空調設備設置工事等に係る工事請負費を計上しているところでございまして、こちらに係る経費を繰越明許費とするものでございます。

繰越明許費につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

本年度分における中小企業制度資金利子補給事業及び東日本大震災対策利子補給事業につきましては、貸付けがなかったことに伴いまして廃止をするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、第4表の地方債補正でございます。

今回の補正につきましては、事業の追加及び同意額の確定に伴います限度額を変更するものでございます。

まず、追加でございます。

起債の目的、小・中学校体育館施設整備事業。

限度額、8,700万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率年3.0%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

こちらにつきましては、先ほど繰越明許費の中でご説明いたしました小・中学校体育館の

空調設備設置工事等に係る地方債の追加でございます。

続きまして、変更でございます。

次のページをお願いいたします。

起債の目的、限度額の補正、補正後の順にご説明を申し上げます。

- 1、耐震性防火水槽整備事業、3,200万円から2,630万円。
- 2、Jアラート専用アンテナ整備事業、170万円から160万円。
- 3、消火栓整備事業、250万円から170万円。
- 4、旧白子テニスコート施設除却事業、3,640万円から3,120万円。
- 5、南1号線道路改良事業、4,780万円から4,360万円。
- 6、芝草鎌房線整備事業、1,000万円から990万円。
- 7、大里橋橋梁補修事業、1,050万円から940万円。
- 8、西河原橋橋梁補修事業、900万円から800万円。
- 9、児渡滝田線外整備事業、3,000万円から1,420万円。
- 10、戸ノ内丸山線外整備事業、6,000万円から5,860万円。

次のページをお願いいたします。

- 11、下松本地区横断暗渠改修事業、1,100万円から970万円。
- 12、児渡安養寺線改修事業、6,500万円から6,430万円。
- 13、飯豊地区排水路改修事業、1,300万円から1,120万円。
- 14、関場地区水路改修事業、720万円から680万円。
- 15、戸ノ内地区ため池改修事業、2,000万円から1,880万円。
- 16、山村開発センター修繕事業、5,000万円から4,980万円。
- 17、農業促進ハウス施設除却等事業、1,150万円から1,050万円。
- 18、てんえいふるさと公園広場施設等整備事業、4,170万円から3,900万円。
- 19、保育所移転整備事業、11億1,380万円から9億8,860万円。

合計、補正前15億7,310万円から14億320万円。

利率のほうでございますが、利率、年2.0%以内から年3.0%以内、また補正後には銀行等引受資金につきまして追加をしているところでございます。

変更の理由につきましては、各事業とも同意額の確定に伴う借入限度額の変更及び先ほどご説明しました利率の変更及び銀行等の引受資金の文言の追加でございます。

記載の方法、償還の方法については変更はございません。

地方債の補正につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額4,060万円の増。

2 目法人分、補正額168万円の減。こちらにつきましては、法人税割額の確定見込みによる減でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額2,955万1,000円の増。こちらにつきましては、1 節現年課税分において確定によります償却資産及び新築家屋の増加。2 節滞納繰越分におきましては、過年度滞納者に係る納付額の増によるものでございます。

3 項軽自動車税、2 目種別割、補正額6万円の減。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、補正額472万1,000円の減。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、補正額237万2,000円の減。

続きまして、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、補正額257万3,000円の減。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、補正額181万3,000円の増。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、補正額13万6,000円の減。

6 款、法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、補正額81万2,000円の減。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額481万3,000円の減。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額112万9,000円の減。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、補正額34万1,000円の増。

続きまして、10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額7万7,000円の減。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、補正額92万1,000円の増。

12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額7,056万4,000円の増。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、補正額7万1,000円の減。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目教育費分担金、補正額6万1,000円の減。

2 項負担金、2 目民生費負担金、補正額19万9,000円の減。

3 目教育費負担金、補正額18万3,000円の減。

続きまして、15 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生手数料、補正額3万4,000円

の減。

4目土木使用料、補正額7万3,000円の減。

5目教育使用料、補正額12万4,000円の減。

6目衛生使用料、補正額8万5,000円の増。

2項手数料、1目総務手数料、補正額40万2,000円の減。

3目衛生手数料、補正額1万4,000円の増。

6目土木手数料、補正額1万1,000円の減。

続きまして、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額751万7,000円の減。こちらにつきましては、主に3節の児童手当国庫負担金、4節の施設型給付国庫負担金等の見込額の減によるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額681万7,000円の減。こちらにつきましては、主に2節の総務費補助金における物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金の見込額の減によるものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額363万3,000円の増。こちらにつきましては、2節の子ども・子育て支援交付金の見込額の増によるものでございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金、補正額5万5,000円の増。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額3万円の減。

5目土木費国庫補助金、補正額80万2,000円の減。

6目教育費国庫補助金、補正額8,228万7,000円の増。こちらにつきましては、繰越明許費及び地方債の補正の中でご説明いたしました小・中学校の体育施設整備事業に係る学校施設環境改善交付金8,205万1,000円の増額を計上するものでございます。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金、補正額4,000円の増。

2目民生費委託費、補正額21万4,000円の増。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額223万7,000円の減。

続きまして、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額221万5,000円の減。

2目民生費県補助金、補正額352万1,000円の減。

続きまして、3目衛生費県補助金、補正額115万4,000円の減。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,071万8,000円の減。こちらにつきましては、主に2節の農業費補助金の各種交付金の見込額の減によるものでございます。

7目教育費県補助金、補正額156万8,000円の減。こちらにつきましては、地域学校協働活動補助金の見込額の減によるものでございます。

10目土木費県補助金、補正額53万円の減。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金、補正額226万5,000円の減。こちらにつま

しては、衆議院議員総選挙委託金の見込額の減によるものでございます。

2目農林水産業費委託金、補正額123万6,000円。こちらにつきましては、広戸川防災ダム維持管理委託金の見込額の増によるものでございます。

3目土木費委託金、補正額19万5,000円の増。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額6,000円の増。

2項財産売払収入、2目物品売払収入、補正額300万1,000円の増。

続きまして、20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額1,295万円の増。工業用地取得造成事業特別会計からの繰入金の増でございます。

2目国庫事業勘定特別会計繰入金、補正額283万3,000円の増。こちらにつきましても、国庫特別会計事業勘定からの繰入金の増によるものでございます。

続きまして、3目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額1万4,000円の増。

5目湯本財産区特別会計繰入金、補正額21万円の増。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2億2,900万円の減。

3目減債基金繰入金、補正額584万1,000円の増。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額677万5,000円の減。

6目子ども未来基金繰入金、補正額330万円の減。

続きまして、22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額36万8,000円の減。

4項雑入、2目雑入、補正額902万8,000円の減。

続きまして、3目過年度収入、補正額463万8,000円の増。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,180万円の減。

2目土木債、補正額2,560万円の減。

3目農林水産業債、補正額730万円の減。

4目民生債、補正額1億2,520万円の減。

続きまして、5目教育債、補正額8,700万円の増。

歳入につきましては以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

25分まで休みます。

（午後 2時13分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時25分）

○参事兼総務課長（小山富美夫） 91ページをお願いいたします。

歳出から進めさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額247万5,000円の減。事業費の見込額の精査に伴う不用減でございます。

2 款総務費、1 項総務費、1 目一般管理費、補正額624万1,000円の減。主に事業見込額の精査に伴う不用額の減でございます。

なお、92ページの11節におきましては、郵便料金の値上げに伴いまして郵便料を増額しているところでございます。

続きまして、2 目文書広報費、補正額14万3,000円の減。

3 目財政管理費、補正額9万9,000円の減。

4 目会計管理費、補正額1万5,000円の減。

5 目財産管理費、補正額1,039万2,000円の増。こちらにつきましては、94ページの24節の減債基金積立金1,481万円の増によるものでございます。

続きまして、6 目企画費、補正額1,261万9,000円の減。こちらにつきましても、事業費の確定に伴う不用額でございます。

続きまして、7 目支所及び出張所費、補正額97万2,000円の減。

8 目交通安全対策費、補正額63万7,000円の減。こちらにつきましても、事業費の見込額の精査に伴う不用額でございます。

続きまして、9 目地方創生費、補正額488万2,000円の減。こちらにつきましても、事業の見込額の精査に伴う減でございます。

11 目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額213万7,000円の減。こちらも定額減税調整給付金に係る物価高騰対応重点支援給付金事業の確定の減でございます。

2 項徴税费、1 目税務総務費、補正額25万3,000円の減。

続きまして、2 目賦課徴収費、補正額16万円の減。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額150万1,000円の減。こちらにつきましても、事業費の精査に伴う減でございます。

4 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙費、補正額249万8,000円の減。こちらにつきましては、選挙執行経費の確定に伴う減でございます。

続きまして、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、補正額4,000円の減。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、補正額3万3,000円の減。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。こちらにつきましては、主に18節負担金補助及び交付金におきまして各補助金の確定に伴う減でございます。

2 目老人福祉費、補正額597万円の減。主に次のページの27節介護保険特別会計繰出金や

低所得者保険料軽減繰出金の減によるものでございます。

続きまして、3目老人福祉施設費、補正額47万6,000円の減。

4目福祉医療費、補正額26万4,000円の減。

5目障害対策費、補正額415万円の減。こちらにつきましては、19節障害者自立支援給付金の300万円の減のほか、各扶助費の精査による減でございます。

6目放射能対策費、補正額28万円の減。

8目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額428万1,000円の減。これは令和6年度新規住民税非課税世帯等への給付金支給に係る給付金事業の額の確定に伴う減でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1億2,830万8,000円の減。これは主に次のページの14節保育所施設敷地造成工事の事業費の確定による減でございます。

続きまして、2目児童措置費、補正額296万円の減。こちらも児童手当の額の確定に伴う減でございます。

3目保育所施設費、補正額26万3,000円の減。

続きまして、3項国民年金費、1目国民年金費、補正額1万1,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額291万4,000円の減。こちらにつきましては、次のページの「天栄村こころ・からだ・食の計画」策定委員料の額の確定に伴う減でございます。

続きまして、2目予防費、補正額445万3,000円の減。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、主に母子保健事業や予防接種事業の額の確定に伴い1,266万7,000円の減となる一方、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の確定によりまして精算返納金が生じたため、22節に985万ほど増額を計上したものでございます。

3目環境衛生費、補正額142万6,000円の減。こちらも各種事業の精査による減でございます。

続きまして、4目健康増進事業費、補正額460万3,000円の減。

続きまして、5目保健センター施設費、補正額217万5,000円の増。

6目、こちらにつきましては、主に健康保健センターの自動ドアの修繕費を予定しております。その増加に伴う増でございます。

6目墓地公園施設費、補正額18万円の増。

続きまして、2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額74万9,000円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額230万円の減。こちらは水道事業会計繰出金の額の確定による減でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額179万1,000円の減。こちらは1節の農地利用最適化推進委員の能率給の減によるものでございます。

2目農業総務費、補正額138万円の減。

3目農業振興費、補正額937万4,000円の減。こちらにつきましては、次のページの18節負担金補助及び交付金におきまして、環境型保全農業直接支払交付金のほか、各事業の確定による不用額によるものでございます。

続きまして、5目農業施設費、補正額1,083万8,000円の減。こちらにつきましても各事業の精査に伴う不用額の減でございます。

続きまして、6目水利施設管理費、補正額19万円の増。

7目国土調査費、補正額299万円の減。

続きまして、8目水田農業構造改革対策費、補正額450万円の減。こちらにつきましては、18節の水田利活用推進助成金の額の確定による減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額442万円の減。こちら各補助事業の額の確定による減でございます。

10目開発センター費、補正額67万3,000円の減。こちら山村開発センター修繕工事請負費の額の確定に伴う減でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額727万6,000円の増。こちらにつきましては、主に24節森林環境譲与税基金積立金の増によるものでございます。

2目林業振興費、補正額763万9,000円の減。こちらにつきましても、14節維持工事費の減によるものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額61万円の減。

続きまして、3目観光費、29万円の減。

4目地域開発費、補正額528万5,000円の減。こちらは地域おこし協力隊の採用がなかったことによる各経費の不用額の減でございます。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額35万円の減。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額563万1,000円の増。こちらは今期の大雪に伴います除雪に要する経費の増によるものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費、補正額2,923万1,000円の減。こちらにつきましては、児渡滝田線外舗装補修工事等の額の確定によります不用額の減の積み上げによるものでございます。

続きまして、3項河川費、1目河川費、補正額69万1,000円の減。こちら除草工事等の不用額の減によるものでございます。

続きまして、4項住宅費、1目住宅費、補正額160万円の減。こちらにつきましても、12節の住宅耐震診断委託料や18節の木造住宅耐震改修事業等につきまして額の確定に伴う不用減によるものでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額408万3,000円の減。こちらにつきましては、1節におきまして消防団員数の確定に伴う報酬の減等が主なものでございます。

3目消防施設費、補正額322万2,000円の減。こちらにつきましては、14節の耐震性防火水槽設置工事の事業費の確定に伴う不用減でございます。

4目水防費、補正額5,000円の減。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額12万1,000円の減。

2目事務局費、補正額1,080万6,000円の減。こちらにつきましては、主に各事業の精査に伴う不用減によるものでございます。

一方、次のページの14節工事請負費におきましては、湯本小学校の校舎等の修繕工事150万円を増額計上しておるところでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、補正額8,698万5,000円の増。こちらにつきましては、さきにご説明いたしました広戸小学校及び大里小学校体育館の空調設備を設置するための工事請負費8,877万円を新規計上しているものでございます。

なお、第2表でご説明しましたとおり、本事業につきましては明許繰越しとするものでございます。

続きまして、2目教育振興費、補正額127万円の減。こちら各事業の精査に伴う減でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、補正額7,630万1,000円の増。こちらにつきましても、主に天栄中学校体育館の空調設備の工事に要する経費といたしまして8,040万円を新規計上しております。こちら先ほどの小学校費と同じく明許繰越しとするものでございます。

2目教育振興費、補正額145万4,000円の減。こちらにつきましても、各事業の精査による減でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額302万7,000円の減。こちら各節の精査に伴う減でございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額127万円の減。こちらにつきましても、各事業の精査による不用減の積み上げでございます。

続きまして、2目生涯学習費、補正額86万2,000円。こちら事業精査に伴う不用額の減でございます。

3目湯本公民館費、補正額10万円の減。

4目文化財保護費、補正額8万円の減。

5目伝統文化施設費、補正額39万円の減。

6目生涯学習センター費、補正額18万9,000円の増。こちらにつきましては、生涯学習セ

ンターの図書室のエアコンの修繕のために増額計上したものでございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額58万9,000円の減。こちらにつきましては、スキーリフト購入助成事業補助金の精査に伴う減でございます。

3項学校給食センター費、補正額442万3,000円の減。こちら10節におきましての光熱水費の精査による減及び給食材料費の精査に伴う減でございます。

続きまして、4目天栄体育施設費、補正額15万円の増。こちら総合農村運動広場の修繕のため修繕費としまして60万円を計上しております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額20万円の減。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額2万6,000円の増。

2目利子、補正額6万9,000円の減。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額71万2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦勞さまでございました。

（午後 2時43分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和7年3月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年3月6日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第20号 | 令和6年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第21号 | 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 3 | 議案第22号 | 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 4 | 議案第23号 | 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第26号 | 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第27号 | 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第28号 | 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について |
| 日程第11 | 議案第30号 | 令和7年度天栄村一般会計予算について |
| 日程第12 | 議案第31号 | 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第13 | 議案第32号 | 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第33号 | 令和7年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第34号 | 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第35号 | 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第36号 | 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第37号 | 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第38号 | 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第39号 | 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第40号 | 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿昭	2番	石塚 喜吉
3番	吉成 邦市	4番	馬場 吉信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪仁		

欠席議員（1名）

8番 熊田 喜八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝幸	副 村 長	揚妻 浩之
教 育 長	長場 壮夫	参 事 兼 総務課長	小山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊田 典子	税務課長兼 会計管理者	塚目 弘昭
住 民 課 長	星 裕治	健康福祉課長	森 和昭
産 業 課 長	芳賀 信弘	建 設 課 長	櫻井 幸治
湯本支所長	星 淳	教 育 課 長	関根 文則
生涯学習課長	黒澤 伸一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	石井 貴也
書 記	渡 邊 久美		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第20号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを昨日に引き続き議題といたします。

昨日説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 115ページの14節工事請負費、小学校体育館施設整備工事業請負費、これ8,870万って全員協議会のととき空調設備のことで、これ、やるようになっていきますよね。そして、広戸小学校と大里小学校やって、今度、牧本小学校は避難所になっていないから、そういう話聞いたんですけれども、これは牧本小学校の保護者から、もう古いんじゃないかなと思って聞いた。牧本小学校は冷房もない、暖房もない。ほかの小学校はあるといたら、いろいろ公平性がないと思うんですけれども、それは一般財源でやったらどうなんですかね。これ、ちょっといろいろ問題出てくると思うんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

今回の補正予算の計上につきましては、先ほどお話あったとおり、避難所となっている学校の体育館への空調の整備を進めるために、国において補正予算を組んで積極的に空調設備整備臨時特例交付金事業という事業の活用を進めております。この国の補正予算において事業採択されますと、通常の交付金事業より財源的に非常に有利な起債を活用することができ

るということで、本村においてもこの対象となる学校体育館の事業の申請をしたところです。

残念ながら、今回は牧本小学校と湯本小学校は避難所となっていないため、今回の申請はしていないという状況であります。これまでも学校施設に関しましては普通教室のエアコン設置とかを何年かに分けて進めてまいりましたが、必ずしも一括してやってきたということではございませんので、その辺は、財源等も見ながら順次検討していくということで、私のほうでは今回は避難所になっている施設ということで計上させていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それは私言っているのはそういう意味じゃなくて、避難所になっているから広戸と大里は空調設備を入れるというんだけど、牧本だけ統合するまで何年かかるんだか分かんないんだけど、その間でも一緒に一般財源で出して、同じ公平な立場で教育をしなくちゃいけないと思って、私はそう言っているんですよ。これは教育課長でなく村長、答えてくださいよ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員のおっしゃることは私も重々分かります。ただ今回については採択になるかどうか、その該当するものについてというようなことで、3か所が該当するというようなことで手を挙げさせていただきました。その中の1か所でもなればという思いだったんですね。そういう中で3つ挙げたやつが全部採択になったという状況なものですから、今後については、その公平性というような部分については、またそのほかの補助等もありますし、そういったものも活用しながら、視野に入れながら検討していきたいと、そんな思いであります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、村長の言っているのは、あれだけ補助金使ってどうのこうのというのは分かるんですけど、牧本ばかりかわいそうじゃないですか、これ。やっぱり今年なんか夏だって暑くてどうにもならないのに、片方は暖冷房が効いているとってあれしたらば、牧本小学校の保護者から言われますよ。地元の学校なのに何やっているんだ、村長と言われると思うんですよ、私は。議員の人らも言われると思いますよ、牧本の議員3人いますけれども、大体その人らに、おまえ、何やっているんだ、どうなっているんだ、これ、よく質問したのかと言われると思うんですよ。

だから、やっぱり公平な立場でどうやって説明できるのか、避難所になっていないんだから、それはできませんでなくて、やっぱり統合小学校まで四、五年かかるか何だか分からないんですけど、その間でも、やっぱり同じ公平性を保つためにも、これはぜひ設置してもらいたいんですけど、そういう考えって、今、徐々に補助金考えながらと言っていま

すけれども、やっぱりやる時は一緒にやったほうがいいと思うんですけれども、どうですかね。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

湯本小学校もありますので、これまでも冷房については順次整備をしてきたというようなことですので、なるべく率のいい補助を活用しながら、そこは設置を前向きに検討していきたいということで考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、それはなるべく早くできるようにやってください。

次に移ります。

82ページ、4節の墓地公園管理料、これ墓地公園って今、大小ありますけれども、今どのぐらい売れていて、どのぐらい残っているんだか、それ、ちょっと聞かせてもらいたいですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） ちょっとお待ちください。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時08分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時10分）

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。墓地公園ですが区画数が290ありまして、現在、販売件数が138件となっております。

以上であります。

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 4平米区画が72、あと6平米区画が79区画の販売となっております。

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 79と、あと72です。

〔「計算合わない」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） すみません、もう一回。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時12分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時13分）

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 大変失礼しました。4平米区画で許可件数が72件……

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 4平米で小が72。大、6平米が79となっております。

〔「区画数は」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） 区画数が全部で290ありまして……

〔「全部でなくて大小にやれって」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） ああ、大小ですか、すみません。小さいほうが75区画です。大きいほうが215区画あります。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私、これ聞いたのは、須賀川の宮司さんから天栄は墓地公園へ売っているんですかと尋ねられたのね。だから、これだけ大きいほうが半分もいないんだし、小さいほうは大分売れているんですけれども、これ住職なり宮司さんに営業活動をやったらいいんでないかなと。パンフレットを作って持っていけば、まだ北側に造成、いつでもできるようにはなっているんですよ。土地は確保してあるんだから、だからこっちをなるべくこういう大きいほうが余っているんだから、残っているんだから、やっぱりそういう営業をかける必要もあるんでないかなと思って私は言ったんですけれども、またそういうふうにやってください。

あと、もう一つ、104ページ、同じ墓地公園の施設費として修理費18万かかっているんですけれども、これは何の修理なんですか。何の修理で使うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

こちらのほうの修繕費は、管理棟内の電気のほうがLEDになっていなかったの、こち

らのほうをLED化の修繕ということで、今回計上させていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 俺も前もあの墓地見たんですけれども、石屋さんが縁石から何か壊しているんですね。そして、あれは前は修繕して今は直したんでしょうけれども、あれ、副村長が住民福祉課長のときですよ。多分工事やったの。あれはやっぱり石屋さんにちゃんと壊したところを言う割に、そっちに請求しないとおかしいんじゃないですか。どうやって誰がやったか分かんないから直すんだとか、今回は関係ないですけれども、前はうちのほう、あの辺やっぱり工事やる人らが壊していると思っていますですよ。そのまま直したから別に私も何も言わなかったんですけれども、やっぱり壊れているのを見たら、大体お墓やったところはすぐ分かるでしょう、工事業業者も。やっぱりそういうのにちゃんと請求してやってもらわないと、何回も構わないでおいた分、こっちで村が負担するだけで大変だと思うんですよ。だから、そういうことを前の話もですので営業をかけて、あそこをいっぱいにしてもらって、また北側に造成できるようになっていますから、それでお願いします。

あと、109ページ、地域開発費で、1節の報酬で地域おこし協力隊報酬というの、228万減額になっていますよね。減額補正やっているんですけれども、これは採用しなかったということですか、それとも途中で帰ったということですかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

4目の地域開発費の地域おこし協力隊でございますが、募集をしておりましたが人材確保に至らなかったということで、今回、皆減となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは、いつ募集して、いつ採用の通知、来年度も地域協力隊はいるんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、一応、期限を設けて随時募集をしております、現在も募集を継続中でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いまだ申込みはないということですか。申込みないというので、やっぱりあの地域おこし協力隊も必要だと思うんですよ。ただ、こっちで天栄村に何年か住んで実際結婚した人もいるし、やっぱりそういうのも独身の人にいいマッチングでもなれば、また

その地域おこし協力隊も重要だと思うんですね。だから今もまだ募集していて、まだ申込みがないということですか。ほかの町村は結構いますけれどもね。天栄村は何か魅力か何か発信の仕方が悪いんですかね。もうちょっと積極的にやったらいいと思うんですけども、もっと天栄村の良さをうんとアピールしながら、その協力隊で来てくれるようなことをしてもらいたいと思います。やっぱり人口増える要素もありますから、そうすると、その人が住み着いて結婚すれば子どももできれば増えるし、やっぱりそういうのも大切だと思うんですよ。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 101ページ、こちらの12節の委託料のこども計画策定業務委託料というのはどのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こども計画策定業務委託料でございますが、現在、現行の計画で第2期子ども・子育て支援事業計画という幼児期の教育・保育などの子育て支援を総合的に推進する計画がございます。そちらの次期計画として、今年度、こども計画を策定することで進めておるところです。

今までの子ども・子育て支援事業計画につきましては、今年度で終期を迎え、来年度から5年間、こども計画という形になります。今回名称が変わるのは、内容に今までの計画に追加という形で、子ども・若者計画、こちらのほうが子どもや若者が抱える課題に対して総合的に取り組むという計画と、あと子どもの貧困対策、子どもが貧困によりまして教育や健康、生活等で不利益にならないように、そうした子どもを支える計画も含めた形で、その計画を含めた一体的な計画を作成するというので、今年度、策定業務を進めたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） すみません、私の質問の仕方がちょっと曖昧だったのかもしれませんが、この委託料というのはどこかに頼んでいるということなので、そちらの内容をちょっと教えていただきたいです。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今ほどの計画の委託料でございますが、こちらはコンサルのほうに委託をしまして、各計

画に係るアンケートの集約、そして計画の内容等を委託しまして、今回策定を進めたところ
でございます。減額につきましては請け差による減額ということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） すみません、ありがとうございます。それに関連して村長のほうの施政
方針並びに行政報告の中で、こちらのこども計画の前のこども基本法というのが、私もちよ
っと勉強不足で令和5年に施行されたということで、村長のその答弁の中で策定委員の皆様
からご意見を反映とあったんですけれども、その策定委員の人をどのような形で選出して
いるか、どのような方になっているのかというのをお聞きしたいです。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

策定委員会につきましては、天栄村子ども・子育て会議という条例に規定されている会議
で策定委員会の委員を兼ねておりまして、その子ども・子育て会議の中で、そうした計画の
内容を検討していくというようなことで明記してございますので、そちらの委員として今回
の策定を進めてきたところでございます。

メンバーにつきましては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関して学識の経験のあ
る者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、その他村長が必要と認める者とい
うような形でそれに基づきまして策定委員の委員の方を委嘱してございます。

内容につきましては、子どもの保護者としてはPTA会長、幼稚園・保育所等のPTA会
長のほうを委嘱してございます。子ども・子育て支援に関して学識のある者につきましては、
民生児童委員協議会の主任児童委員の方を委嘱してございます。そのほかに子ども・子育て
支援に関する事業に従事している者として、村の教育委員会、幼稚園、保育所、天栄村こ
ども家庭センター、そういった皆様を委嘱しまして子ども・子育て会議を開催してござい
ます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。PTAとありましたけれども、村の村Pのほう
等にはお話があったのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

村のPTAのほうにお話があったのかというような内容でございますが、中身について幼
児期が中心でございますので、幼稚園、保育所等々のPTAの皆様がそのまま委員として参
加してございます。なので小学校のほうには直接お声はかけておりません。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） そのような形だったということでは理解しました。でも、そういった教育に関することでしたら、ぜひ村Pのほうも含めて今後お声がけをしていただければと思います。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） それでは、76ページの起債なんですけど、小学校の体育施設整備事業ということで交付税措置があるということなんですけど、どのぐらいの交付税措置があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

今回の交付税措置でございますが、まず今回、補正予算債を活用できるということで、補助自体は2分の1の補助になりますが、そのうちの残りの自主財源のうちの2分の1のうちの100%が充当されるもので、さらに、そこから50%が交付税措置を受けられるというような財源になっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、79ページ、村税の固定資産税の中の償却資産が2,500万という形になっているんですけど、これ、会社さんだと思いますが、どのような会社が入っての償却資産の増額になったのか、教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

償却資産の増額ですが、こちらにつきましては製造業、それと鉄道業、それと競馬業というんですかね。それとガラス会社等が結構増資してございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、81ページ、地方交付税なんですけれども、7,000万ということで交付税増額になっているんですけど、これは再算定ということなんでしょうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時35分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時37分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。お時間をいただきましてありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、再算定で増えたということでございます。理由に関しましては、枠が大きくなった部分、その部分をもう一度計算しまして、こういった形で増えたというところでご承知いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、92ページ、地域づくり総合アドバイザー報酬が120万円の減となっておりますが、この辺は大分大きい謝礼としての減だと思うんですが、これはどのような理由なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

92ページの7節報償費の地域づくり総合アドバイザー報酬の件でございますが、村としましては総合的な地域づくりに関しましてアドバイザーということでお願いしている先生がいらっしゃいます。その方においでいただきまして、講習会や、また地元に行ってくださいまして、特に地域防災に関しましてご指導いただいたり、ご講演いただくという予定をしておりました。

今回、この地域づくり総合アドバイザーの先生には昨年3回ほどおいでいただきまして、講習会ということでさせていただきまして、またお時間ありましたら駐在員の方々にも、地域のほうで、もし講習とかのご要望があれば、先生のほうからいつでも行っていただけるよというお話をさせていただきました。ただ、大変残念ながら地域のほうでは、ちょっとご要望がなかったというところで、私どもで防災に関しての講習会を開催して、それを先生方にお支払いをして、先ほど申しましたように地区ごとの算定をしていたわけなんです、その分を減額させていただいたと。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 各行政区で1回ずつくらいできるような形での予算を組んでいたんですが、それがちょっと丸々なかったというところで、今回ちょっとこういった金

額になってしまいましたが、減額とさせていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、93ページの財産管理費、報償費ですが、公共施設のあり方検討委員会の報償が、これ丸々使っていないような気がするんですが、この辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

公共施設のあり方検討委員会の減額でございますが、年度に実施すべく日程の調整、先生方と調整をさせていただいたんですが、お願いする予定の先生の日程がちょっと3月までの中で調整ができなかったということで、やむを得ずちょっと今年度は見送りをさせていただいたということで減額したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。ただ、全部減額ということで、できなかったというのはよくないと思いますんで、新年度にもこれと同じ金額、上がっていますので、ぜひ早期に日程をつけて、公共施設、やっぱり今後どうやっていくかというのは大事なことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ、96ページ、地方創生の総合戦略策定委託料250万、大分これも策定料としての委託料の減額としては大きいと思うんですけども、もともとどのぐらいの金額を予定していて、請け差ということであれば、請け差のその差額だというふうなことをちょっと説明してもらえればと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

もともと当初予算のほうでは700万の計上をしておりました。それで5社の入札の結果、400ちょっとということで、こちらが減額の原因になります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解はしましたが、当初の予算の見積りがどうだったんだろうというふうな懸念もありますので、この辺はひとつ精査しながら予算をつくっていただきたいと思います。

次に、109ページの地域おこし協力隊の報酬ですが、先ほど服部議員さんからも質問があったんですが、今現在どのような形のジャンルでその募集をかけているかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

地域おこし協力隊でございますが、昨年度、鳥獣部門ということで募集をしております、残念ながら見つからなかったということで、現在におきましては新年度に向けまして、地方の魅力発信ということで、大きな天栄村全体を農産物であったり観光であったり、そういったもののPRに当たる人材として募集を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。単一というか、1個だけだとなかなかやっぱり集まらないというのも、今なかなか地方へ来ないというのがありますので、そういうふうな幾つかのジャンルに分けながら募集をして、決まったら、もうそっちを外していくというふうなことでないと、去年みたいに1年間募集しても来ないというふうなことになりますので、やっぱりある程度選択肢、来る人の選択肢をやっぱり増やして募集をかけていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

（午前10時45分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時58分）

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 101ページ、14節の工事請負費1億1,289万8,000円減額になっていますが、これを具体的に説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

当初の予算計上の中には、駐車場の舗装、植栽、堰堤等の整備のほうも含まれておりました。ただ、建築工事のほうは、なかなか詳しく詳細のところが決まっていなかったものから、建設工事の工程等により来年度、令和7年度に外構工事のほうを実施するとしたため、令和6年度においては減額しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、一番最初、その駐車場等々いろいろ入れてということなんですけれども、最初の予算現額というのは幾らだったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

当初予算におきましては1億9,989万2,000円の計上でございました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これはあれですか、じゃ項目的に保育所敷地造成工事というふうになっていますけれども、当初はこれ名目違ったのかな。駐車場とか植栽等々が入っているということは、敷地造成のほうに全部入れちゃってというのはどうなるのかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

名称的には造成工事でございますが、予算上の中ですね、そちらのほうに当初予定としては、その敷地内の造成に合わせて駐車場の整備、そういった植栽等も中身として入ってございました。ただ、先ほど申したとおり建築工事のほうが保育所の場所等もはっきり詳細に建てる位置のほうも決まらなかったというところで、今回、令和6年度の実施のほうは見送ったというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 一番最初、では、その約2億のうちの単純に造成工事というのは幾ら見積もっていたんですか。その駐車場の敷地というか駐車場の舗装とか、そういう別の工事を抜かして。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

先ほど申した駐車場の整備等々を除いた金額でございまして、約9,000万ほどの金額として設計したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 保育所建設というのは、この間、昨年12月に建設の入札やってということなんですけれども、その前に1年も前に植栽とか、そういう外構工事とか駐車場の工事というのはどういうふうになるか分かんない時点でやっていて、結局のところ1億2,000万

も減額するという話になっているわけですよ。それはどういうことなのかなと思うんですけども、最初から単純に敷地の造成だけをやれば、例えば予算9,000万で上げて、その内で造成工事を行いましたということで減額する必要もなかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、造成工事のみで当初から舗装等々除いてしたほうがよかったのではないかというご意見でございますが、おっしゃるとおり、それを除いた形で最初から検討していけばよかったというふうに結果的には思いますが、当初のスケジュール的な部分も工期の部分も含めて、そちらを盛り込んでいたというところでございます。なかなかその設計や工事の建物着手のほうが、どうしても後半になってきたというところで、今回6年度においては、そちらのほうを盛り込めなかったというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） とすると、来年度予算等々に植栽等々の工事は、ちょっとまだ見ていないですけども盛り込んであると、その分、盛り込んでいるということなんですね。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

議員おっしゃるように、令和7年度の当初予算のほうに、今ほど減額した内容の予算のほうを計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 私はあまり細かいことはよく理解していないんですけども、例えばこの保育所敷地造成工事、約2億円の工事をやったということになれば、この前に多分、設計委託やっていると思うんですけども、やっていますか、それ。ちょっと前、見ていないんで分かんないんですけども、

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

令和5年度において、敷地造成の設計委託のほうは実施しております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） その設計委託の設計委託料というのは、多分、工事の規模とかそういうので、いろいろ委託料があると思うんですけども、これ1億円という半額使わなかった

という減額補正なんですけれども、その分の設計委託料って多分払っていると思うんですけども、それ設計会社というかに行っているということになりませんか。そこは大丈夫なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 私からお答え申し上げます。

当初の設計は、設計料として払ってここまでやりますよというような設計でできていますので、それは費用はお支払いするのはそこですけども、あとは工事はまた別ですから、工事は例えば今回のように、このときにできなくて翌年度でやるということなので、工事費と設計費は別なものですから、設計はそれでできています。

今回、工事の中でもずれてきたというような部分は議会議員の皆様方に見ていただいて、駐車場はもうちょっと広くしたほうがいいんじゃないのかと、いろいろご意見をいただいたので、その見直しをかけた部分があって、送迎したりする部分で駐車場も広がる、そんなことがあったので、次年度にそこは遅らせて造成の最終的な外構工事を設置したほうが、よりおさまりもよくなるというようなことでの進め方でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 我々がいろいろ設計図を見て、こうやったほうがいい、ああやったほうがいい、それにそのとおりというか、我々のいろんな意見を聞いて設計変更等々いろいろあって、本当にいいものを造ってもらえればそれでいいんですけども、その設計業者に2億円の設計するということは、それなりのお金を支払っているわけですよ。それをやらなくて、その分、返金してもらえばいいですけども、今度新たに7年度、またそういう工事、同じ工事を二重に発注するわけですよ。結果的に二重に発注するわけですよ。そうすると、その分の設計というのをまたこうやってもらうというふうにはならない。前の分の設計委託料って返還にならないんですか、どうなの。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

設計料につきましては、当初やったその設計の中でも変更も含めて、そこでお支払いをしていますので、今回、令和7年度にその外構工事やっても、そこに設計料は発生しませんので、そのことはご理解いただきたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） じゃ、駐車場とか植木の含まれた、そもそもの1億9,980万の設計委託

料というのは、どうなんですか。一番最初の設計委託。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

当初でその外構的なものを設計していただいたというところで、そちらの内容については、来年度実施するその外構工事の設計でそのまま使えますので、微調整は生じますが、新たにその設計の委託が発生するということはありません。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。大体、じゃ二重に設計料を取られるとかそういうんじゃないんだっただけ理解しますけれども、この補正で1億円以上も減額になるという、我々何も聞いていなかったんで、これ何だべなという話になったわけですけども、これはある程度この説明のときにでも、こうこうこうでこうなんですよとかという説明でもいいし、もっと前の時点での我々への説明がないと、この減額というのはどうなんだというふうな話になりますんで、今後その辺いろいろ説明していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 申し訳ありません。先ほど質問するのをちょっと抜けていたんですけども、114ページの学校管理費の中の7節報償費、校外プール学習指導員報酬が減額になった理由というのをちょっと教えていただきたかったんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

この校外プール学習指導員というのは、小学校で合同でプール学習、温水プールに出向いて合同でやっているんですが、外部の指導員を招いて学習指導、プールの水泳指導をいただいております。

なるべく学校のほうとしても何人も来ていただけると助かるということで、計画では4人程度を計画していたんですが、実際やってみると3人程度の指導員で大丈夫だったということで、その分の減額となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 指導員のインストラクターの方が減ったということは、実際3名じゃなくて2名だったと思うんですけども、各保護者にもボランティアで付添いというか、見ていただいているのが現状なんですけれども、その保護者がやっぱり少ないというのもあるんで、

結構100人近く、大里、広戸、牧本という学年単位でやっているんですけども、その保護者のほうで来ていただけるという方が少ない。なので、もう少しインストラクターのほうを増やしてみただけであれば、プール、結構深いんで、溺れるような感じで泳いでいる子も見受けられるので、そちらのインストラクター、保護者のほうにあまり頼らないで、インストラクターでもう少し指導というか、見ていただけるようなふうにしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

インストラクターは、あくまでも泳法の指導ということで、保護者の方には周りにいて見ていただいて、溺れていけば、すぐ監視員のほうに声かけられるようにということで保護者のほうに協力をいただいているということでやっておりますから、インストラクターをその監視用ということで雇うとなると、ちょっと目的が違うのかなというところで、そういうこともあります。

それで、昨年度は矢吹町だけの施設を利用させていただいたんですが、来年度からは鏡石町のすいすいも利用して、そちらをメインに活動するように計画しておりますので、すいすいですとプールの深さも矢吹町よりは少し浅いということで、その辺の保護者の対応は少し軽減されるのかなというふうには考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） すみません、了解いたしました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第21号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 122ページをお願いします。

議案第21号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,510万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,782万4,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,802万5,000円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

128ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額27万2,000円の増。こちらは1節から6節までの現年課税分及び滞納繰越分の見込額確定によるものであります。

続きまして、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額3,379万7,000円の減。こちらは保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金等がありますが、まず1節の普通交付金におきましては、保険給付の支出見込額の減に伴う交付金3,916万円の減によるものです。また、2節の調整交付金におきましては、それぞれの額の確定に伴いました536万3,000円の増でございます。

続きまして、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額26万8,000円の増。補助金の額の確定による増でございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額185万円の減。1節の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金は見込額によるものであります。

また、4節産前産後保険料繰入金につきましては、額の確定による増でございます。

続きまして、130ページをお願いいたします。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額40万円の減。こちらは主に12節委託料におきまして、電算委託料の額の確定による減及び医療費のお知らせ作成委託料の確定による減でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額1万2,000円の減。こちらにつきましては、8節旅費が不要となったため減額といたしました。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額5万1,000円の減。こちらにつきましては、8節旅費、10節需用費が不要となるための減であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養費、補正額3,000万円の減。給付見込みの減によるものであります。

2目退職被保険者等療養費、補正額9万円の減。

4目退職被保険者等療養費、補正額2万円の減。こちらは給付見込額の減によるものであります。

5目審査支払手数料、補正額15万円の減。見込額減であります。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額800万円の減。給付見込額による減額となります。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額25万円の減。こちらも給付見込額の減であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額15万円の減。こちらも給付見込額の減額となります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額150万円の減。こちらも見込額の減となります。

続きまして、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額396万9,000円の減。こちらは事業確定による減となります。

次のページをご覧ください。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額等10万円。こちらは車両修繕確定による不用額減となります。

続きまして、2目疾病予防費、補正額174万8,000円の減。こちらは委託料の減額確定によるものであります。

8款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額283万3,000円の増。こちらは一般会計へ繰り出すものであります。

2目診療施設勘定繰出金、補正額19万円の増。こちらは診療勘定への繰出金であります。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額831万5,000円の増。

次のページをお願いします。

続きまして、診療施設勘定でございます。

歳入。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額100万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、補正額70万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、補正額300万円の減。

1目から3目まで、いずれも外来収入でありますが見込額の減であります。

4目一部負担金収入、補正額84万円の減。

続きまして、2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額35万円の減。見込額減であります。

2款材料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額5万円の減。こちらも見込額の減であります。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額44万1,000円の減。こちらは主に予防接種の際の診療所分の接種を一般会計から繰り入れるもので、確定による減であります。

続きまして、2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額19万円の増。こちらも確定による増であります。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額5万1,000円の減。こちらも確定による減であります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額14万4,000円の減。こちらは見込み減であります。

次のページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額334万円の減。こちらは診療所の主に施設管理や運営に要する経費でございます。減額につきましては、人件費の減及び代診医師の減のほか不用額についての減であります。

なお、こちら10節需用費で、診療所の照明LEDの修繕費代で65万円を計上しております。また、今回新たに遠隔診療のための経費としまして、12節委託料で6万6,000円、17節備品購入費で18万、18節負担金補助及び交付金で2,000円を計上しております。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額22万円の減。こちらは医師の研修がなかったため減額となります。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額30万円の減。

3目医療費衛生材料費、補正額120万円の減。こちらは薬等の購入見込額の減であります。

4目委託料、補正額17万円の減。こちらは血液検査の委託料ですが不用額の減です。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額119万2,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 132ページですが、人間ドック委託料が174万8,000円減になっているというようなことなんですが、どのぐらいの人数を予定してまして何人受けたか、そして、どのぐらい残ったかということで教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

[住民課長 星 裕治 登壇]

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

国保の人間ドックにつきましては110人の方を予定しておりましたが、受診された方は63名であります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 大分低いんじゃないかと。60歳の半分ぐらいしかいない。これ、締切りがあるんでしょから、それで終わったということでしょうけれども、再募集はかけていないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

[住民課長 星 裕治 登壇]

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今回につきましては、再募集のほうはかけておりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 住民健診も大分低い数字、これも大分低い数字というふうなことで住民健診のほうも皆さん、一生懸命やっていると思うんですが、やっぱりこの人間ドック、例えば110人予定していて63人しか募集期間になかったとすれば、再募集なりを掛けて、やっぱり健診を受けてもらうことが重要なんですよね、そうですね。やっぱりそこはもっと臨機応変にというか柔軟にやって、やっぱり110人の目標達成をするようにしていったらいかかと思いますが、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今後、今まで1回のみでしたので何回かの勸奨をしまして、受診者数のほうを増やすように努力してまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） よろしくお願ひします。やっぱり医療費の削減というのは、予防というのが一番大きいというふうに言われていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、診療施設勘定なんですけど、今回の歳入歳出総額が5,800万になるというふうなことで、これ、あるんですけども、大体どのぐらいの利用の人数があるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今年度につきましては1月分までの人数なんですけど、今現在1,810名となっております。1,810名です。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 1,810名というのは延べ人数ということでよろしいんですね。多いからいいというものでもこれはないので、あれですけども、地元の医療として、やっぱりしっかり機能するようにお願ひしていきたくと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 失礼しました、すみません。

133ページ、これ収入が補正前が2,054万で554万減っているんですけども、これ主な理由は何ですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

診療報酬の一番の減になっている理由なんですけど、一番は今まで受診していた後期高齢者の方が亡くなるのと、施設に入所する方が増えていて、高齢者の減によりまして、収入の減

が多いです。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） この主な理由はそういうことなんですけれども、薬、あれで廃棄したの
はないんですかね。これ出ていないんですけれども、廃棄した薬だって期限があるでしょう、
これ。全然そういうのがないということですか、これ。全然出ていないんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

薬の管理に関しましては、廃棄のほうは棚卸のほうで廃棄等をやっております、廃棄し
た場合にはこちらのほうに報告書ということで上がってきています。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると、これ、小山議員から今アドバイスを受けたんですけれども、
136ページの10節の需用費で、これ消耗品費、薬剤120万というのは、これ減額出しているの
はこれですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） こちらの数字のほうは薬代になっております。薬代です。薬代の購
入代なんですけど……

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 薬を購入するための予定数だったんですが、患者さんとか今まで購
入していた方が亡くなったり、施設に入るので、その分要らなくなるので、その分を戻すと
いうものです。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私も勘違いしたんですけども、これ結局買わなかったことでしょうか、今
の私が言ったのは。廃棄はないんですか、全然。廃棄は出ていないんですけども。これ全然
ないということも……

〔「やっています、やっています、大丈夫です。ちゃんとチェックして
います。前にも指摘受けて一覧つくって、そして期限来たやつは廃棄
しています」の声あり〕

○6番（服部 晃） これには全然。

〔「これでは出ていない」の声あり〕

○6番（服部 晃） 出ていない。

〔「棚卸しやったやつをちゃんと今のを……」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午前 1 1 時 4 1 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 1 1 時 4 2 分）

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため 1 時 30 分まで休みます。

（午前 1 1 時 4 2 分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お時間をいただき、ありがとうございます。

診療所の薬品の処分についてであります。診療所のほうで薬品処分リストのほうを作成いたしまして適切に処理しております。

なお、令和 6 年度につきましては 11 種類、2 万 6, 623 円分を処分いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） ありがとうございます。なるだけそれを廃棄でないように管理してもらえばありがたいと思います。

あと、135 ページ、2 節の給料ということで、一般職給料 132 万 9, 000 円減額出ているんですけれども、これ誰か職員が辞めて、まだ募集はしていないんですか。これ、職員辞めたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

特に職員が辞めたということではございません。その職員の総務課……、これ、私じゃないな。失礼しました。すみません。

お答えいたします。

こちらは、診療所の職員が産休育休で入りまして、そのときに職員が給料はそこのときには出ませんので、その部分での減額となっております。よろしいでしょうか。

〔「育児休業」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼しました。育児休業によりまして、そのときに給料が出ませんので、その分の差額を減としたものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 子ども生まれたから育休で休んでいるというのは分かるんですけども、それ補充しなくていいんですか。間に合うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

育休期間につきましては臨時の看護師がいましたので、そちらのほうで対応しておりました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 大切な診療所なんで、一生懸命頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第22号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 137ページをお願いいたします。

議案第22号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198万2,000円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

139ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額10万6,000円の減。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額145万1,000円の増。こちらにつきましては、東京電力株式会社の送電線下接近樹木伐採補償料としまして22万5,000円、ふくしま緑の森づくり公社造林契約地補償分収金といたしまして122万5,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額154万5,000円の増。こちらにつきましては、24節積立金において財政調整基金へ154万5,000円積み立てるものでございます。

2目財産管理費、補正額20万円の増。こちらは12節委託料におきまして支障木の除去を予定しておりましたが、令和6年度は実施する支障木がなかったため減額としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第23号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

[湯本支所長 星 淳 登壇]

○湯本支所長（星 淳） 140ページをお願いいたします。

議案第23号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度湯本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46万円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

142ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

3款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額19万円の減。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額40万円の増。東北電力株式会社の送電線下の接近木の伐採補償料の増でございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額21万円の増。こちらにつきましては、27節繰出金におきまして一般会計の繰出金を増額計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第24号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 143ページをお願いいたします。

議案第24号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額3,362万円のうちで、歳出を補正する。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

144ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。12節委託料におきまして地質調査委託料660万円の減。14節工事請負費におきまして、進入路設置工事請負費550万円の減としております。こちらにつきましては、新規の進出企業がなかったことによるものでございます。そのほか、8節旅費から12節委託料におきまして実績による減額でございます。

27節繰出金におきましては、一般会計繰出金1,295万円の増額を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第25号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 145ページをお願いいたします。

議案第25号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300万円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

147ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額10万4,000円の減。見込みによる減でございます。

歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額52万8,000円の減。12節委託料及び14節工事請負費における額の確定によるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額42万4,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第26号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 148ページをお願いいたします。

議案第26号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,647万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,930万7,000円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

151ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額1,415万2,000円の増。
こちらは第1号被保険者の保険料の見込み増でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、補正額1万円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額1,075万4,000円の減。
給付費見込み減による国庫負担金の減であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額766万1,000円の減。

2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、補正額8,000円の減。

3 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活総合事業以外の事業、補正額111万3,000円の減。

4 目保険者機能強化推進交付金、補正額30万7,000円の減。

5 目保険者努力支援交付金、補正額12万3,000円の減。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額532万5,000円の減。

2 目地域支援事業支援交付金、補正額25万2,000円の減。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正額1,107万3,000円の減。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額5,000円の減。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額55万6,000円の減。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額164万3,000円の減。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額2万9,000円の減。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額178万2,000円の減。

5 目その他一般会計繰入金、補正額2万2,000円の増。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、補正額6,000円の増。

3 項雑入、4 目雑入、補正額1万4,000円の減。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、補正額7万円の増。こちらは、岩瀬地方介護認定審査会負担金の増によるものです。

2 目認定調査等費、補正額5万1,000円の減。こちらにつきましては、要介護認定等に係る主治医意見書の国保診療所における作成分の繰出金の見込み減でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額462万2,000円の減。

3 目地域密着型介護サービス給付費、補正額667万4,000円の減。

5 目施設介護サービス給付費、補正額116万9,000円の減。

7 目居宅介護福祉用具購入費、補正額12万円の増。

8 目居宅介護住宅改修費、補正額12万円の減。

9 目居宅介護サービス計画給付費、補正額180万5,000円の増。いずれも要介護1から5の方が利用する介護サービス給付費の見込みに伴う増及び減でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、補正額50万6,000円の増。

7 目介護予防サービス計画給付費、補正額41万1,000円の増。いずれも要支援の方が利用する介護予防サービス給付費の見込み増によるものです。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額9万7,000円の減。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正額16万5,000円の増。こちらは高額介護サービス費の見込み増によるものです。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額346万円の減。

3 目特定入所者介護予防サービス費、補正額7万3,000円の増。いずれも施設入所や短期入所の利用時の居住費及び食費の給付の見込みに伴う減及び増でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額1,321万円の減。

5 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防費、補正額24万円の減。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額1万8,000円の増。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第27号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 157ページをお願いいたします。

議案第27号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,860万4,000円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

160ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額73万1,000円の減。再積算による減です。

2 目普通徴収保険料、補正額216万3,000円の増。こちらも再積算による増であります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、補正額39万2,000円の減。こちらも再積算による減です。

3目広域連合分賦金、補正額10万5,000円。こちらも事業費積算による増であります。

4目保健事業費繰入金、補正額2万3,000円の増。こちらは確定による繰入金の増でございます。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額8万7,000円の増。こちらも再積算による増額であります。

2目健康保険証一体化周知広報事業等収入、補正額15万6,000円の増。こちらも確定による増であります。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万7,000円の減。こちらは確定による減であります。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、補正額14万2,000円の増。こちらは郵送費の区分変更による増であります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額104万円の増。こちらは見込みの増であります。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額21万5,000円の増。こちらは確定による増となります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万7,000円の減。こちらは確定による減であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額1万4,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第28号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 櫻井幸治 登壇]

- 建設課長（櫻井幸治） 162ページをお願いいたします。

議案第28号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度天栄村水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額280万1,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額320万7,000円の増。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額32万1,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額19万円の増。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額633万4,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額275万9,000円の増。

第4項予備費、補正予算額398万1,000円の増。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額224万4,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額15万8,000円の増。

第4項予備費、補正予算額195万5,000円の増。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,119万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,576万7,000円」に、

「過年度損益勘定留保資金5,773万1,000円」を「過年度損益勘定留保資金5,410万8,000円」に、「消費税資本的収支調整額905万9,000円」を「消費税資本的収支調整額633万7,000円」に、「当年度損益勘定留保資金120万7,000円」を「当年度損益勘定留保資金212万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款上水道事業資本的収入、第3項補償費、補正予算額456万円の減。

支出。

第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額1,090万5,000円の減。

第2項企業債償還金、補正予算額3,000円の増。

第2款簡易水道事業資本的支出、第2項企業債償還金、補正予算額91万円の増。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

168ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。

1款上水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額190万円の減。見込みによる減でございます。

2目受託工事収益、補正予算額90万1,000円の減。消火栓交換工事の確定による減でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額230万円の減。

3目雑収益、補正予算額550万7,000円の増。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償対象枠が見直され、逸失分として平成23年度水道料金損失分が対象となり収入があったことから増額するものでございます。

2款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額30万円の減。見込みによる減でございます。

2目受託工事収益、補正予算額2万1,000円の減。消火栓交換工事の確定による減でございます。

2項営業外収益、5目長期前受金戻入、補正予算額19万円の増。令和5年度取得分の減価償却分でございます。

支出。

1款上水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額352万2,000円の減。4節委託料から10節賃借料における額の確定による減でございます。

2目配水及び給水費、補正予算額96万9,000円の減。1節報償費から6節修繕費における

額の確定及び見込みによる減でございます。

3目受託工事費、補正予算額90万1,000円の減。消火栓交換工事の確定による減でございます。

4目総係費、補正予算額168万3,000円の減。2節手当等から15節会費負担金につきましては額の確定及び見込みによる減でございます。

5目減価償却費、補正予算額86万1,000円の増。令和5年度取得分によるものでございます。

6目資産減耗費、補正予算額12万円の減。構築物資産除却費の減によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額51万9,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2目雑支出、補正予算額127万円の増。受託工事分の仮払消費税の増によるものでございます。

3目消費税、補正予算額97万円の増。消費税の見込みによる増でございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額398万1,000円の増。

2款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額47万3,000円の減。4節委託料におきましては額の確定による減。7節動力費におきましては、電気料の見込みによる増でございます。

2目配水及び給水費、補正予算額160万円の減。4節委託料、6節修繕費における額の確定によるものでございます。

3目受託工事費、補正予算額2万1,000円の減。消火栓交換工事の額の確定による減でございます。

4目総係費、補正予算額15万円の減。11節委託料における額の確定によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額6万9,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2目雑支出、補正予算額8万9,000円の増。受託工事分の仮払消費税の増によるものでございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額195万5,000円の増。

資本的収入及び支出。

収入。

1款上水道事業資本的収入、3項補償費、1目補償費、補正予算額456万円の減。保育所移転工事に伴う水道管布設工事の確定によるものでございます。

支出。

1 款上水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備工事費、補正予算額1,090万5,000円の減。1 節工事請負費、3 節委託料におきまして事業の確定により減額するものがございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、補正予算額3,000円の増。借入元金償還金の額の確定によるものがございます。

2 款簡易水道事業資本的支出、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、補正予算額91万円の増。借入元金償還金の額の確定によるものがございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第29号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 172ページをお願いいたします。

議案第29号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款農業集落排水事業収益、第1項営業収益、補正予算額273万9,000円の増。

第2項営業外収益、補正予算額250万円の減。

第2款大山地区排水処理事業収益、第1項営業収益、補正予算額72万円の増。

支出。

第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額585万2,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額355万5,000円の増。

第4項予備費、補正予算額253万6,000円の増。

第2款大山地区排水処理事業費用、第1項営業費用、補正予算額190万円の減。

第2項営業外費用、補正予算額25万円の増。

第3項特別損失、補正予算額21万4,000円の減。

第4項予備費、補正予算額258万4,000円の増。

第3款簡易排水処理事業費用、第1項営業費用、補正予算額39万9,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額9万円の減。

第4項予備費、補正予算額48万9,000円の増。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,845万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,995万7,000円」に、「消費税資本的収支調整額81万8,000円」を「消費税資本的収支調整額80万円」に、「当年度損益勘定留保資金5,535万9,000円」を「当年度損益勘定留保資金5,687万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款農業集落排水事業資本的収入、第1項他会計補助金、補正予算額20万円の減。

支出。

第1款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額20万円の減。

第2項企業債償還金、補正予算額150万円の増。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

178ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。
収益的収入及び支出。

収入。

1 款農業集落排水事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料、補正予算額250万円の増。
見込みによる増でございます。

3 目その他営業収益、補正予算額23万9,000円の増。加入金収入の確定によるものでござ
います。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金、補正予算額250万円の減。

2 款大山地区排水処理事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料、補正予算額72万円の
増。見込みによる増でございます。

支出。

1 款農業集落排水事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費、補正予算額36万2,000円の減。

1 節委託料、2 節路面復旧費における額の確定による減でございます。

2 目処理場費、補正予算額490万円の減。1 節燃料費から7 節動力費における額の確定及
び見込みによる減でございます。

3 目総係費、補正予算額59万円の減。2 節手当等から7 節委託料における額の確定及び見
込みによる減でございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額55万円の増。借入利息の増
によるものでございます。

2 目消費税及び地方消費税、補正予算額350万円の増。消費税の見込みによる増でござい
ます。

4 項予備費、1 目予備費、補正予算額253万6,000円の増。

2 款大山地区排水処理事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費、補正予算額50万円の減。緊
急を要する下水管路修繕がないため減額するものでございます。

2 目処理場費、補正予算額140万円の減。4 節委託料から7 節動力費における額の確定及
び見込みによる減でございます。

2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税、補正予算額25万円の増。消費税の見込みに
よる増でございます。

3 項特別損失、1 目過年度損益修正損、補正予算額21万4,000円の減。公営企業会計移行
による令和5年度分の支払消費税の確定によるものでございます。

4 項予備費、1 目予備費、補正予算額258万4,000円の増。

3 款簡易排水処理事業費用、1 項営業費用、2 目処理場費、補正予算額39万9,000円の減。
緊急を要する修繕がないため減額するものでございます。

2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税、補正予算額9万円の減。消費税の見込みによる増でございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額48万9,000円の増。

資本的収入及び支出。

収入。

1款農業集落排水事業資本的収入、1項他会計補助金、1目他会計補助金、補正予算額20万円の減。

支出。

1項農業集落排水事業資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費、補正予算額20万円の減。委託料における事業費の確定によるものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、補正予算額150万円の増。借入元金償還金の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

(午後 2時15分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 令和7年度天栄村一般会計予算書、1ページをお願いいたします。

議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億3,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

遠距離通学タクシー委託、令和8年度から令和9年度まで2,800万円。天栄幼稚園通園バス委託、令和8年度から令和9年度まで3,720万円。こちらにつきましては、通園・通学におけるバス・タクシーの運転に係る債務負担行為を設定するもので、令和8年度から令和9年度にわたり負担していくものでございます。

債務負担行為につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的、限度額の順に申し上げます。

1、耐震性防火水槽整備事業3,200万円。2、総合情報通信ネットワーク整備事業750万円。3、消防自動車購入事業900万円。4、後藤大暗見線外道路改良事業2,420万円。5、芝草鎌房線整備事業1,000万円。6、児渡滝田線外整備事業3,000万円。7、児渡安養寺線落石対策事業2,500万円。8、天房四十檀線整備事業3,500万円。9、下松本地区管渠改修事業2,850万円。10、飯豊地区排水路改修事業800万円。11、四十檀地区ため池改修事業4,800万円。12、てんえいふるさと公園広場施設等整備事業2,670万円。13、羽鳥湖高原生産物直売所修繕事業1,380万円。14、保育所移転整備事業1億2,690万円。15、教員住宅等施設除却事業3,700万円。計4億6,160万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

地方債につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款村税、1項村民税、1目個人分、本年度1億9,081万5,000円。比較451万1,000円の増。主に個人所得等の増額を見込んだことによるものでございます。

2目法人税、本年度3,428万5,000円。比較170万4,000円の増。均等割額46万円、法人税割額124万4,000円の増額を見込んでおります。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億3,009万1,000円、比較2,026万1,000円の増。こちらにつきましては、家屋償却資産で増額を見込んでおります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,677万7,000円、比較1,000円の増。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、本年度145万7,000円、比較11万9,000円の増。

2 目種別割、本年度2,368万円、比較111万8,000円の増。こちらは登録台数の増加を見込んでおります。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、本年度4,501万6,000円、比較289万1,000円の減。こちらは販売本数の減少を見込んでおります。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度1,521万9,000円、比較88万円の増。

続きまして、2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度1,917万9,000円、比較78万1,000円の減。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度6,125万円、比較64万円の減。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、本年度830万5,000円、比較3万6,000円の増。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度23万円、比較9万円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、本年度190万5,000円、比較19万6,000円の増。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡割交付金、1 目株式等譲渡割交付金、本年度182万6,000円、比較19万円の増。

続きまして、6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、本年度1,066万9,000円、比較10万9,000円の減。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、本年度1億2,922万1,000円、比較52万8,000円の増。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,307万6,000円、比較27万7,000円の減。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、本年度769万6,000円、比較152万9,000円の増。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度761万2,000円、比較7万7,000円の減。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、本年度281万4,000円、比較21万4,000円の減。

12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度19億2,344万1,000円、比較2,468万5,000円の減。

続きまして、13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、本年度54万1,000円、比較1万6,000円の減。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、本年度213万6,000円、比較8万

1,000円の増。

2目農業費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目総務費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目教育費分担金、本年度1,000円、比較6万円の減。

5目消防費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目民生費負担金、本年度38万7,000円、比較3万7,000円の減。

3目教育費負担金、本年度28万3,000円、比較29万8,000円の減。

続きまして、4目農業費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、比較ゼロ。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度223万7,000円、比較7,000円の増。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較ゼロ。

3目農林水産使用料、本年度103万8,000円、比較13万9,000円の増。

4目土木使用料、本年度1,062万9,000円、比較2万8,000円の減。

続きまして、5目教育手数料、本年度122万4,000円、比較22万円の増。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較ゼロ。

2項手数料、1目総務手数料、本年度298万8,000円、比較13万2,000円の減。

続きまして、2目民生手数料、本年度7万7,000円、比較ゼロ。

3目衛生手数料、本年度177万1,000円、比較75万6,000円の増。こちらは墓地公園利用者に管理料5年分をまとめて頂く年度であることから、4節墓地公園管理料の増額を見込んだこととございます。

続きまして、4目農林水産手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目商工手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目土木手数料、本年度1万8,000円、比較3万3,000円の減。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億5,799万円、比較2,714万8,000円の増。主に2節障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金、3節の児童手当国庫負担金等の増額を見込んだところとございます。

続きまして、2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較ゼロ。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度4,322万4,000円、比較576万2,000円の増。主に2節の社会保障・税番号制度システム整備補助金、それと3節の地域情報発信交付金の増額を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、本年度2,296万4,000円、比較529万3,000円の増。主に2節の子ども・子育て支援交付金、5節の妊婦のための支援給付交付金の増額を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、本年度498万円、比較409万7,000円の増。主に2節の運動・スポーツ習慣化促進事業補助金の増額を見込んでおります。

続きまして、4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目土木費国庫補助金、本年度3,225万3,000円、比較2,191万7,000円の減。社会資本整備総合交付金の減額を見込んでおります。

6目教育費国庫補助金、本年度717万7,000円、比較698万6,000円の増。主にへき地児童生徒援助費補助金の増額を見込んでおります。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度22万6,000円、比較ゼロ。

2目民生費委託金、本年度159万5,000円、比較5万2,000円の増。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度7,908万円、比較216万4,000円の減。主に3節の児童手当県負担金、4節の子どものための教育・保育給付費県負担金、5節の低所得者保険料軽減負担金の増額を見込んでおります。

続きまして、2目衛生費負担金、本年度4万8,000円、比較ゼロ。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度387万4,000円、比較291万8,000円の減。こちらは、主に5節の福島県ICT推進市町村支援事業費補助金の減額を見込んでおります。

続きまして、2目民生費県補助金、本年度3,089万1,000円、比較103万8,000円の増。4節の子ども・子育て支援交付金、6節のこども医療費助成事業補助金の増額を見込んでおります。

3目衛生費県補助金、本年度218万5,000円、比較123万9,000円の減。主に2節の地域自殺対策強化交付金や前年度の市町村先駆的健康づくり実施支援事業費の補助金の減額のために123万9,000円が減額となります。

続きまして、4目農林水産業費県補助金、本年度1億3,753万8,000円、比較1億7,962万8,000円の減。主に前年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金及び水利施設等保全高度化事業交付金の減によるものでございます。

5目商工費県補助金、本年度641万1,000円、比較38万4,000円。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目教育費県補助金、本年度840万円、比較110万円の増。こちら地域学校協働活動補助事

業補助金の増額を見込んでおるところでございます。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

10目土木費県補助金、本年度553万6,000円、比較472万8,000円の増。電源立地地域対策交付金の増を見込んでおります。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,728万3,000円、比較1,521万5,000円の増。1節で参議院議員通常選挙委託金の増を見込んでおります。

続きまして、2目農林水産業費委託金、本年度610万円、比較130万8,000円の増。広戸川防災ダム維持管理委託金の増額を見込んでおります。

3目土木費委託金、本年度711万2,000円、比較25万7,000円の増。

4目教育費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目消防費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目民生費委託金、本年度1,000円、委託比較ゼロ。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度75万6,000円、比較2,000円の減。

2目利子及び配当金、本年度309万2,000円、比較302万9,000円の増。金融機関における定期預金利率の上昇に伴う各基金預金の利息の増額を見込んでおります。

続きまして、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1億円、比較ゼロ。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、比較ゼロ。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度1,355万2,000円、比較206万9,000円の減。

2目国保事業勘定特別会計繰入金、本年度30万円、比較8万円の増。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、比較ゼロ。

続きまして、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度2億円、比較ゼロ。

2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目減債基金繰入金、本年度1,519万6,000円、比較1,519万5,000円の増。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度7,160万円、比較4,960万円の増。

6目こども未来基金繰入金、本年度2,250万円、比較1,300万円の増。

7目公共施設整備基金繰入金、本年度5,630万円、比較5,630万円の増。
8目森林環境譲与税基金繰入金、本年度1,000円、比較1,000円の増。
21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円、比較ゼロ。
22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、比較ゼロ。
2目加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。
3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。
2項村預金利子、1目村預金利子、本年度4万3,000円、比較3万5,000円の増。
続きまして、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1万3,000円、比較2万2,000円の減。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、比較ゼロ。
2目雑入、本年度5,694万4,000円、比較1,624万3,000円の増。
3目過年度収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、23款村債、1項村債、1目総務債、本年度4,850万円、比較2,760万円の減。
2目土木債、本年度1億5,270万円、比較5,070万円の減。
3目農林水産業債、本年度9,650万円、比較3,190万円の減。
4目民生債、本年度1億2,690万円、比較1億2,060万円の減。
5目教育債、本年度3,700万円、比較3,700万円の増。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に、順次、所管課長より説明を申し上げます。

それでは、説明に移らせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,476万5,000円、比較365万5,000円の増。
こちらは次のページ、10節の印刷製本費の増額によるものでございます。また、新規事業といたしまして、13節のペーパーレス会議システム使用料249万4,000円を新たに計上しております。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億9,820万7,000円、比較2,346万9,000円の増。まず、村政施行70周年を迎えるに当たり、その記念式典を要する経費としまして合計429万円を計上しております。

続いて、26ページをお願いいたします。

18節に住宅用防犯カメラ設置事業補助金として50万を計上しています。これは令和6年度の補正予算で計上いたしました事業で、当初予算で新規でございます。こちらは補助率2分の1、上限は5万円で補助をするものでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 2目文書広報費、本年度586万6,000円、比較41万6,000円の増。こちらは毎月1回発行しております村広報紙の経費となります。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 3目財政管理費、本年度929万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

続きまして、4目会計管理費、本年度266万6,000円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

5目財産管理費、本年度1億2,845万1,000円、比較3,778万4,000円の減。こちらにつきましては、前年度実施した旧テニスコートの管理等ほか解体工事及び役場駐車場の修繕工事等の終了に伴いまして工事請負費が減したものでございます。また、13節土地賃借料におきましては、旧白子テニスコート敷地の賃貸契約終了に伴いまして、約90万円の減額になったところでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 6目企画費、本年度2億225万9,000円、比較3,237万2,000円の増。増の主な要因ですが、次のページをお願いいたします。

12節委託料で、イントラネット保守管理委託料190万円ほど増額となっております。こちらは令和6年度にL GWAN回線を無線化したことによる保守の増額でございます。

次に、DX推進支援業務委託料で、こちらはDX推進を図るために村のDX推進計画を策定するための支援業務及び庁内DX推進会議を開催する際にアドバイザーとして支援を受けるための経費として新規で計上しております。

次に、第5次L GWAN移行業務委託料ですが、現在の第4次L GWANの運用期間が令和7年度末までとなっているため、機器の公開及び接続変更作業に係る経費として374万円を新規で計上しております。こちらは全ての自治体で令和7年度中に移行するものとなります。

次に、自治体システム標準化作業委託料ですが、国の基本方針に基づき、基幹系業務システムを令和7年度末までに全市町村、計画的に標準化していくもので、今年度作業委託分が2,992万円となります。こちらは全額、国庫補助対象となります。

次に、使用料及び賃借料のアプリケーション使用料ですが、7年度に議事録作成支援ツール、会議録の文字起こしシステムを導入するため、約120万円ほど増額となっております。財源としましては、県のICT推進市町村支援事業補助金2分の1補助を活用して行う予定です。

次に、データセンター使用料も標準化に伴いまして、約1,900万円ほど増額となっております。

ます。

次に、BCPサーバーサービス使用料ですが、こちらも標準化に伴い新規で計上となります。国に定める要件により、大規模災害時などで事業継続対策として早期に業務が再開できることを目的として、遠隔地にサーバーを構築するものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同様の計上となっております。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

- 湯本支所長（星 淳） 7目支所及び出張所費、本年度2,721万9,000円、比較119万7,000円の減。減額的主要要因といたしましては、職員の人件費で47万9,000円の減。そして天栄村農村交流施設が普通財産へ移行したことに伴いまして、10節需用費等の施設管理経費43万1,000円の減でございます。その他につきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 8目交通安全対策費、本年度236万8,000円、比較10万円の増。こちらにつきましては、交通安全対策に要する経費でございますが、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

- 参事兼企画政策課長（熊田典子） 9目地方創生費、本年度2,062万3,000円、比較299万9,000円の減。12節委託料で移住定住促進事業委託料370万円ですが、こちらは移住コーディネーターの人件費と短期滞在住宅の管理運営委託となります。人件費につきましては特別交付税措置で、その他につきましては国庫補助2分の1を財源としております。

次に、こおりやま広域圏PR事業業務委託料137万5,000円ですが、こちらは令和5年度から実施しておりますこおりやま広域圏のPR事業の一環としまして村でも実施しているもので、2年連続で福島ファイヤーボンズのキャプテンの林選手を村のPR大使になっていただきまして、イベントのPR、それからSNSでのPRなどを行っていただいているものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、奨学金返還支援補助金につきましては、来年度から対象者を第二種奨学金返還の方も対象としまして拡充するものでございます。2分の1は特別交付税措置があります。新生活・住まいづくり応援成金につきましては、令和6年度実績によりまして130万円ほど増額しております。その他の移住施策につきましては移住支援金給付事業、若者定住確保応援成金などで昨年度同様、計上しております。

続きまして、10目ふるさと納税費、本年度1億5,152万7,000円、比較316万2,000円の増。増額につきましては、寄附金収入の増に伴い各節とも増額となっております。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） 2項徴税費、1目税務総務費、本年度7,893万1,000円、比較971万4,000円の増。各税目の課税業務に要する経費でございます。増額の主な理由としましては、人件費の給与改定に伴い290万8,000円の増。12節委託料につきまして、令和9年度の固定資産評価替えに係る土地鑑定評価業務委託料573万8,000円の増になります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

2目賦課徴収費、本年度933万1,000円、比較152万円の増。税金の徴収業務に要する経費でございます。増額の主な理由としましては、12節委託料につきまして、住民税特別徴収納付書へのQRコード印字対応に伴うシステム改修48万6,000円の増。13節使用料及び賃借料につきまして、OCR機器賃借及び機器保守の長期継続契約に伴い98万7,000円の増であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額5,167万円、比較680万8,000円の増。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。増額の理由につきましては、まず10節需要費で戸籍振り仮名印刷費で158万4,000円。こちらは戸籍法改正によりまして戸籍に仮の振り仮名が記載されることから、本籍に対して振り仮名の確認を依頼する通知をするもので4,000件を予定しております。12節委託料で戸籍情報システム国籍地域対応委託料99万円。こちらは国の標準化システム移行に伴いまして、戸籍の身分事項欄に今まで国籍のみだったのが、国籍地域の欄を追加するためのシステムで、例えば今までアメリカのみだったのが、アメリカ・アリゾナ州とかそういったものです。13節使用料及び賃借料、戸籍システム機器賃借料1,241万1,000円。こちらは先ほどありました今年から国が進めます標準化システムに伴いまして、現在長期契約しております契約を一括で支払うもので、全額補助となります。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、比較ゼロ。こちらは選挙管理委員会に要する経費でございます。前年度と同額でございます。

続きまして、2目参議院議員通常選挙費、本年度1,236万8,000円、比較1,236万8,000円の増。こちらにつきましては、7月に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙に要する経費で、財源に関しましては、全額、県からの委託金によるものでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度4,000円、比較ゼロ。

2目総務等経費、本年度379万1,000円、比較221万1,000円の増。令和7年度は国勢調査が

行われます。それらの必要経費を計上しております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 6項監査費、1目監査委員費、本年度64万7,000円、比較ゼロ。こちらは監査委員に要する経費でございまして、前年度と同額でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

- 健康福祉課長（森 和昭） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度6,962万5,000円、比較130万5,000円の増。こちらは福祉業務全般に係る経費でございます。増額の主な理由としましては、19節負担金補助及び交付金の村社会福祉協議会の補助金で人件費の増及び福祉車両購入の一部助成に係る増によるものです。

2目老人福祉費、本年度1億4,465万8,000円、比較776万9,000円の増。こちらは主に高齢者福祉に要する経費です。増額の主な理由といたしましては、12節委託料の地域包括支援センター事業運営委託料では人件費の増によるもの、独り暮らし高齢者等配食サービス事業におきましては事業充実による増。

次のページになりますが、27節繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金の給付費の負担割合に乗じた増によるものでございます。

また、新規事業といたしまして前のページに戻りますが、12節委託料におきまして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、令和9年度から始まる次期計画の策定に係るアンケート、ニーズ調査などの費用として260万円、買物代行事業委託料につきましては、湯本地区の高齢者の買物を代行で行う委託費用として76万8,000円。

次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金では、高齢者補聴器購入事業補助金として、耳の聞こえが悪い高齢者の補聴器購入費の一部を助成する費用として20万円を計上しております。

3目老人福祉施設費、本年度448万3,000円、比較23万4,000円の減。こちらは老人福祉センターと高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費となります。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

- 住民課長（星 裕治） 4目福祉医療費、本年度予算額8,084万1,000円、比較148万円の減。こちらは後期高齢者医療に要する経費でございます。減額の要因につきましては、18節の負担金補助及び交付金において、後期高齢者医療広域連合負担金が減額となったことでございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

- 健康福祉課長（森 和昭） 5目障害対策費、本年度1億6,029万6,000円、比較351万7,000円の増。こちらは障害をお持ちの方への支援に要する経費でございます。増額の主な理由といたしまして、障害児の福祉サービスの利用者が増えたことにより、19節扶助費で障害児入

所給付費等給付の増によるものでございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

- 住民課長（星 裕治） 6目放射能対策費、本年度予算額325万2,000円、比較13万2,000円の減。こちらは食品の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その検査並びに運用に要する経費でございます。減額の要因につきましては、震災から14年を迎えることから、検査件数が年々減少にあることが主な要因でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

- 健康福祉課長（森 和昭） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度2億5,808万円、比較7,812万2,000円の減。こちらは主に子育てを支援するために要する経費となります。また、保育所移転整備に係る経費についても、こちらで計上しております。減額の主な理由としましては、昨年度、天栄保育所の移転整備に係る費用として、天栄保育所施設敷地造成工事請負費及び土地購入費が本年度減額になったものでございます。

また、新規事業といたしまして天栄保育所移転整備に係る計上として、11節役務費に建築確認手数料として95万円を、12節委託料に施設ネットワーク環境整備業務委託料では、天栄保育所の電話回線、ネットワーク環境の整備のために666万6,000円を、うつ伏せ寝感知システム導入業務委託では、寝ている子どもの方向を検知して、うつ伏せ寝の場合には保育士にお知らせするシステム導入費用として308万円を、児童入退所管理システム導入業務委託では、家族のスマートフォンなどにアプリを通じてお知らせや、登園、退園などの情報を通知するシステムの導入費用として99万円を、14節工事請負費の天栄保育所施設内整備工事請負費では、ロールカーテンの設置に係る費用として759万円を、天栄保育所屋外整備工事請負費では、外構工事等に係る費用として1億2,818万3,000円を、警備システム移転整備工事請負費では、既存の警備システムや防犯カメラの移転に係る費用として129万8,000円を、17節備品購入費の施設備品として、施設内の椅子、テーブルなどの家具や食器、調理器具、屋内遊具の購入費に2,716万円を、18節負担金補助及び交付金の水道事業会計負担金では、敷地までの水道管の布設地の舗装本復旧工事の費用として748万円を計上しております。

2目児童措置費、本年度9,090万2,000円、比較2,881万4,000円の増。こちらは児童手当の支給に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、令和6年10月からの児童手当の制度改正による対象者及び手当額の増に伴いまして、19節扶助費の児童手当の増によるものです。

3目保育所施設費、本年度9,873万8,000円、比較2,402万円の増。こちらは天栄保育所に要する経費です。増額の主な理由といたしましては、職員の配置替え及び給与改定等による人件費の増によるものです。

51ページをお願いいたします。

放射能対策費につきましては、天栄保育所において食の安全を確保するために食品の計測に要した経費を計上しておりましたが、震災から14年が経過しており、今まで放射性物質が計測されないこと、事前に検査済みの食品を使用しているなどから、業務見直しのため、令和6年度で計測を終了し、廃目とするものです。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項国民年金費、1目国民年金費、本年度予算額684万7,000円、比較52万6,000円の増。こちらは国民年金事務に要する経費です。増額の要因につきましては、2節給料から4節の共済費までの人件費の増によるものです。そのほかに関しましては、前年度と同様の計上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、こちらは主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。本年度6,569万7,000円、比較363万2,000円の増。増額の主な理由といたしましては、職員の配置替えによる人件費等の増によるものです。また、新規事業として18節負担金補助及び交付金の骨髓移植ドナー支援事業助成金では、ドナーが骨髓等の提供を行うために、通院、入院、面接に要した日数に応じて助成をする費用として14万円を計上しております。

2目予防費、本年度3,088万7,000円、比較378万6,000円の増。こちらは主に母子の健診や各予防接種に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、12節委託料の予防接種委託料で、定期接種となった新型コロナワクチン接種費用の増及び令和7年度から带状疱疹の予防接種が追加されたため増になったものでございます。また、新規事業として18節負担金補助及び交付金の妊婦にやさしい遠方出産支援事業交付金では、遠方の医療機関で出産する際の交通費や宿泊費の一部を助成する費用として17万6,000円を計上しております。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3目環境衛生費、本年度予算額7,223万5,000円、比較297万9,000円の減。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、12節委託料で環境整備委託料が50万円の減。27節繰出金におきまして、診療勘定繰出金が168万3,000円の減、国保の診療勘定のほうが60万円の減となっております。また、今回新たに10節需用費で親子環境教室の教材費で2万3,000円、13節使用料及び賃借料で、環境衛生委員によります視察研修バス代2万円を計上しております。そのほかに関しましては、ほぼ昨年と同様の計上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 4目健康増進事業費、本年度1,896万2,000円、比較429万2,000円の減。こちらは主に住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、職員の配置替えによる人件費の減によるもの、12節委託料の健康づくり事業委託料の減によるものでございます。

5目保健センター施設費、本年度2,171万6,000円、比較27万9,000円の増。こちらは健康保健センターの維持管理に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、軽微清掃委託料の増によるものです。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 6目墓地公園施設費、本年度予算額121万7,000円、比較32万9,000円の増。こちらは墓地公園の施設管理に要する経費です。増額の要因につきましては、12節委託料で墓地公園の環境整備委託を行い除草作業などを行っておりますが、今回、材料費等高騰したことによりまして増額計上するものであります。そのほかに関しましては、ほぼ例年同様の計上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 放射能対策費につきましては、震災、原発事故に伴い、県で実施している19歳から39歳までの年齢の方の健康診査に合わせまして、村独自の追加健診の経費を計上しておりましたが、4目健康増進事業費の中で他の健診と同様に実施することとしたため、廃目でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額6,918万6,000円、113万5,000円の増。こちらは村内の一般廃棄物に要する経費でございます。増額の要因につきましては、10節需用費、消耗機材でリサイクルハウスへのごみ減量マグネットシールで47万3,000円、ごみ減量啓発パンフレット印刷費で40万円、12節委託料におきまして、プラスチックごみ資源化に伴いまして収集日を増やすことによりまして、一般廃棄物収集運搬業務委託料が280万4,000円増の2,800万8,000円、また、18節負担金補助及び交付金で、ごみ減量化リサイクル化推進事業補助金では、電動生ごみ処理機設置事業補助金40万円の増となったことが主な要因となっております。

続きまして、2目し尿処理費、本年度予算額1,859万5,000円、比較112万1,000円の減。こちらは村内の一般廃棄物のうち、し尿処理に要する経費でございます。減額につきましては、し尿処理費用に要する経費の減によるものであります。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度63万円、比較ゼロ。合

併処理浄化槽の推進に係る経費でございます。前年度と同様の予算計上でございます。

4目大山排水処理施設事業費、本年度279万円、比較46万6,000円の減。大山排水処理施設事業会計への繰出金でございます。

3目上水道費、1目上水道施設費、本年度1,591万1,000円、比較734万7,000円の減。水道事業会計への繰出金でございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度1,269万7,000円、比較198万8,000円の増。農業委員会運営に係る予算でございます。増額の主な要因といたしましては、13節使用料及び手数料におきまして、回線使用料98万2,000円を計上しております。こちらはタブレット端末10台を導入し、国の農業委員会サポートシステムを活用して農業委員が現地調査等を行うための通信費及びアプリケーション使用料となっております。費用におきましては交付金において全額措置されることとなっております。また、10節需用費におきまして、タブレットの導入に伴う消耗機材、12節委託料におきまして、農地のほか基本台帳システムへの国籍情報の追加に伴いまして委託料が昨年度より増額となっております。それ以外につきましては、おおむね前年度並みの計上でございます。

2目農業総務費、本年度5,959万6,000円、比較298万4,000円の増。職員8名の人件費及び生産組合長30名の報酬に係る予算でございます。増額の要因につきましては人件費の積み上げによるものでございます。

3目農業振興費、本年度2億1,684万8,000円、比較1億6,726万1,000円の減。増額の主な要因といたしましては、令和6年度に実施しました産地生産基盤パワーアップ事業の皆減によるものでございます。1節報償におきましては、指導員1名の報酬145万2,000円を計上しております。10節需用費におきましては、羽鳥湖畔オートキャンプ場の排水管に老朽化に伴う破損が見られますので、それに伴う修繕費60万円を計上しております。12節委託料におきましては、両道の駅の各種保守点検費用のほか、羽鳥湖畔オートキャンプ場指定管理委託料、農林水産物直売施設指定管理委託料、羽鳥湖高原生産物直売所屋根等の老朽化に伴う修繕工事实設計業務委託料40万円を新規に計上しております。また、JR大宮駅において村のPRを図る天栄村プロモーション事業業務委託料102万円、中山間地域等直接支払事業の制度改正に伴う測量業務委託料30万円を計上してございます。14節工事請負費におきましては、てんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費5,500万円、羽鳥湖高原生産物直売所屋根等修繕工事請負費1,500万円、羽鳥湖高原生産物直売所カーポート設置工事請負費150万円を計上しております。ふるさと公園の整備につきましては令和7年度が最終となりまして、道

の駅裏側の広場につきまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び過疎対策事業債を活用しまして、芝生、街灯、防犯カメラ等の設置を行う計画としております。羽鳥湖高原生産物直売所屋根等修繕工事につきましては、経年劣化に伴い老朽化した屋根等の修繕が必要と判断しましたことから、公共施設等適正管理推進事業債を活用し修繕を行う計画としております。羽鳥湖高原生産物直売所カーポート設置工事につきましては、全国「道の駅」連絡会の実証事業に公募しまして、採択を受けE V充電器が無償で設置されることとなりましたので、カーポートを整備するものでございます。

17節備品購入費におきましては、令和8年度から福島県で3年連続開催されることとなりました米・食味分析鑑定コンクール国際大会に向け、平成24年度に導入し17年を経過します食味分析計の更新、穀粒判別器の導入費用としまして572万円を計上しております。18節負担金補助及び交付金につきましては、食味分析鑑定コンクールの国際大会・プレ大会の負担金60万円、ブランド化推進事業補助金298万7,000円、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金をそれぞれ計上しております。米・食味分析鑑定コンクール国際大会・プレ大会負担金につきましては、令和8年度に開催される本大会に向けまして、3市町村及びJ A等の負担金により、11月にプレ大会を開催する予定となっております。ブランド化推進事業補助金の内訳につきましては、食味コンクールの村大会及び国際提携の事業費としまして157万5,000円、村農産物等の販売促進、販路拡大に向けたP R及び新年度におきましては米食味鑑定士等を対象に、村内のツアーを行ってP Rを図る事業としまして合わせて67万6,000円、有機農業環境負荷低減の取組拡大に向け、堆肥利用の効果検証や抑草対策としてアイガモロボットの導入ということで73万6,000円を計上してございます。

なお、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金につきましては、制度改正に伴い見込みにより計上しております。

4目畜産業費、本年度42万9,102万円の減、畜産振興組合の補助金のほか畜産関係の予算で前年度並みの計上でございます。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

皆さん、ご苦労さまでございました。

(午後 3時30分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和7年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月7日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第31号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第32号 令和7年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第33号 令和7年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第34号 令和7年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第35号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第36号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第 8 議案第37号 令和7年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第 9 議案第38号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10 議案第39号 令和7年度天栄村水道事業会計予算について
日程第11 議案第40号 令和7年度天栄村下水道事業会計予算について
日程第12 陳情審査報告
日程第13 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第14 発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 発議案第2号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石 塚 喜 吉
3番	吉 成 邦 市	4番	馬 場 吉 信
5番	大 浦 トキ子	6番	服 部 晃
7番	小 山 克 彦	9番	円 谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸	副村長	揚妻浩之
教育長	長場壮夫	参事兼 総務課長	小山富美夫
参事兼 企画政策課長	熊田典子	税務課長兼 会計管理者	塚目弘昭
住民課長	星裕治	健康福祉課長	森和昭
産業課長	芳賀信弘	建設課長	櫻井幸治
湯本支所長	星淳	教育課長	関根文則
生涯学習課長	黒澤伸一		

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会事務局長	北畠さつき	書記	小山泰明
書記	渡邊久美		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第30号 令和7年度天栄村一般会計予算についてを昨日に引き続き議題といたします。

[建設課長 櫻井幸治 登壇]

○建設課長（櫻井幸治） おはようございます。

63ページをお願いいたします。

5目農業施設費、本年度2億4,783万1,000円、比較226万5,000円の増。農業施設の維持管理等に要する経費でございます。緊急自然災害防止対策事業におきましては、12節委託料において、飯豊地区排水路改修測量設計業務委託料800万円及び14節工事請負費において、四十檀地区ため池改修工事請負費4,800万を新たに計上しております。

27節繰出金におきましては、農業集落排水事業繰出金が起債の元利償還金等の減少により929万9,000円の減となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） 6目水利施設管理費、本年度1,841万3,000円、比較338万2,000円の減。龍生ダムの管理に要する経費でございます。減額の要因といたしましては、令和6年度で終了となる防災ダム事業負担金の皆減によるものでございます。それ以外につきましては、おおむね前年度並みの計上でございます。

[税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇]

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） 7目国土調査費、本年度2,729万3,000円、比較97万

3,000円の増。地籍調査に要する経費でございます。増加の主な理由としましては、給料改定による人件費で102万1,000円の増、12節委託料につきまして、湯本第31地区、湯本集落の一筆地調査や地籍図作成等の後期工程分、新規地区の湯本第32地区、宮下集落の一筆地調査や長狭物調査等の前期工程分を予定しており、19万3,000円の減となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 8目水田農業構造改革対策費、本年度370万円、比較445万円の減。減額の要因といたしましては、飼料用米の減少見込みに伴う水田利活用推進助成金の減によるものでございます。

経営所得安定対策等推進事業補助金におきましては、村地域農業再生協議会の運営補助として300万円を計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度1,052万8,000円、比較353万1,000円の減。減額の要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、農業次世代人材投資事業補助金の対象者の減によるものでございます。

農業次世代人材投資事業補助金225万円及び新規就農者育成総合対策事業補助金150万円につきましては、新規就農に係る国庫10分の10補助の経営開始資金で3経営体への補助を計上しております。

農業経営規模拡大事業補助金500万円。こちらにつきましては、農地等を集積する農業担い手への機械導入費用の3分の1、最大100万円を補助するもので、令和7年度におきましては、環境負荷低減に取り組む一定規模の農家の補助を追加するとともに、補助対象機械の明確化を行う計画としてございます。

10目開発センター費、本年度670万円、比較4,991万2,000円の減。山村開発センター管理費でございます。減額の要因といたしましては、令和6年度に実施いたしました開発センターの空調電気設備の修繕工事の皆減によるものでございます。その他につきましては、前年度並みの計上でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度739万8,000円、比較10万1,000円の増。交流促進センターの管理費でございます。前年度並みの計上でございます。

12目放射能対策費、本年度36万9,000円、比較ゼロ。放射能測定装置2台分の校正手数料で、前年度と同額計上でございます。

2項林業費、1目林業総務費、本年度5,077万2,000円、比較891万円の減。減額の主な要因といたしましては、ふくしま森林再生事業に係る委託費の減によるものでございます。1節報酬におきましては、鳥獣被害対策実施隊16名分の報酬22万7,000円を計上しており、隊員3名の増加を見込んでございます。

12節委託料におきましては、森林環境整備委託料としまして、県環境交付金による森林整備及び松くい虫の被害伐倒費用、森林整備事業委託料としまして、令和7年度で計画最終年となります。ふくしま森林再生事業における牧之内字五本木地区の整備費用を計上してまいります。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、鳥獣被害対策実態隊活動支援事業補助金としまして、実施隊の訓練に要する経費、補助金40万円、鳥獣被害防止対策協議会補助金としまして、わな購入や研修等に要する補助金30万円、イノシシ捕獲管理事業補助金としまして、狩猟期の捕獲に115万円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金としまして、有害期の捕獲につきまして220万円、ニホンジカ捕獲管理事業補助金としまして、狩猟期の捕獲に115万円を計上しております。その他につきましては、前年度並みの計上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治） 2目林業振興費、本年度861万3,000円、比較300万円の減。林道の管理及び治山事業に要する経費でございます。減額の要因といたしましては、児渡地区小規模治山工事の完了に伴う皆減によるものでございます。前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

- 産業課長（芳賀信弘） 3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ。南会東部非出資漁業協同組合湯本支部のイワナ等の稚魚放流活動への補助金で、前年度と同額の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

2目商工業振興費、本年度1,433万8,000円、比較215万円の増。増額の要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、てんえい商工祭補助金及びプレミアム商品券発行事業補助金を増額計上したことが要因となっております。てんえい商工祭補助金につきましては、村制施行70周年記念事業として計画をしております開催の経費補助金300万円、プレミアム商品券発行事業補助金としまして550万円。こちらにつきましては、物価高騰に伴う村民、事業者への支援として、プレミアム率20%の商品券販売に対する補助で、令和7年度におきましては、昨年度より500セット増の2,500セットといたしまして、一定数を飲食のみに使用できる券として販売することで、飲食業への支援を行いたいと考えております。

3目観光費、本年度3,631万5,000円、比較1,141万3,000円の増。増額の主な要因といたしましては、70ページの12節委託料におきまして、魅力発信事業業務委託料の計上が要因となっております。魅力発信事業につきましては、1,022万5,000円を計上してございまして、令和

6年度に構築しているポータルサイト、こちらを多言語対応する機能向上を図るとともに、JRとの連携により令和8年度に本開催となります。ふくしまDCに向け、630万部が発行されております。JR東日本の情報誌への掲載、それからウェブ広告の掲載を行いまして、村ポータルサイトへの誘導や村の魅力発信を行ってまいりたいと考えております。財源につきましては、国のふくしま再生加速化交付金、2分の1の補助を活用しまして、残りの2分の1につきましては、震災復興特別交付税の措置となっております。

そのほか、インバウンド拡大情報発信事業業務委託料として1,100万円を計上しております。こちらは、県のサポート事業、4分の3の補助を活用いたしまして、令和6年度に引き続きインスタグラムやユーチューブ等のSNSによる情報発信、台湾の旅行会社等に村内を紹介するツアー等を開催することによりPRを図ってまいりたいと思います。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、宿泊割引キャンペーン補助金320万円を計上しております。村内に宿泊した方に宿泊費の補助を行うとともに、村内事業所で使用できますクーポン券を併せて配布することで、物価高騰の影響を受けております宿泊業者への支援、冬期間の宿泊者確保に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。その他につきましては、前年度並みの計上でございます。

4目地域開発費、本年度915万4,000円、比較275万2,000円の増。増額の主な要因につきましては、14節工事請負費におきまして、国有林返地現況復旧植栽工事請負費の計上によるものでございます。こちらは、令和6年度に地中熱利用井戸の閉塞を実施いたしました、約4,000平方メートルの国有林賃借地、こちらを返還するために植林を行うものでございます。

そのほか、地域おこし協力隊1名の雇用及び活動に要する経費について、1節から13節においてそれぞれ計上いたしております。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,064万6,000円、比較8万1,000円の増。職員給与及び各種協議会や同盟会に要する経費でございます。増の主な要因といたしましては、2節給料から4節共済費における人件費によるものでございます。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度1億3,895万7,000円、比較6,456万1,000円の減。村道の維持管理及び除雪に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、ロータリ除雪車の整備が完了したことに伴う皆減によるものでございます。

次のページの18節負担金、補助及び交付金におきましては、福島県が実施する牧本小学校西側の急傾斜地施設整備事業に係る村負担金1割分、159万円を計上しております。

また、24節積立金におきましては、電源立地地域対策交付金を財源として、今後の除雪車更新に必要な資金積立のため472万8,000円を計上しております。その他につきましては、

おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2目道路新設改良費、本年度2億980万4,000円、比較312万4,000円の減。道路新設改良に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、2節給料から4節共済費における人件費によるものでございます。社会資本整備総合交付金事業におきましては、12節委託料において、道路法に基づく5年ごとの橋梁定期点検3巡目を令和7年度から実施するため、橋梁詳細点検委託料2,500万円、後藤大暗見線外改良実施設計業務委託料3,300万円を計上しております。

また、14節工事請負費におきましては、辺地対策事業債を活用し整備予定の芝草鎌房線舗装補修工事として1,000万円、緊急自然防止災害対策事業におきましては、児渡安養寺線落石対策2工区工事として2,500万円、大型車等の交通量の多い路線の予防保全のため、児渡滝田線外舗装補修工事費3,000万円、役場西側周辺一帯区域の排水対策のため、県道下松本鏡石停車場線管渠改修工事として2,500万円、緊急防災・減災事業におきましては、表層のひび割れが著しい路線の車両交通の安全性を確保するため、天房四十檀線舗装補修工事費3,500万円を計上しております。

3項河川費、1目河川費、本年度429万2,000円、比較ゼロ。河川管理に要する経費でございます。前年度と同様の予算計上でございます。

4項住宅費、1目住宅費、本年度936万8,000円、比較151万1,000円の増。村営住宅、定住促進村営住宅の管理及び住宅関連施策に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、ゼロカーボンシティの実現や災害に強い住まいづくりを目指し、環境配慮や防災対策などを目的とした既存住宅のリフォーム工事費の一部を補助するゼロカーボン住宅推進リフォーム支援事業補助金150万円、5件分の計上によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、本年度1億7,787万7,000円、比較2,228万円の増。こちらは須賀川地方広域消防組合に要する経費で、構成市町村で負担する分担金の増によるものでございます。

2目非常備消防費、本年度3,361万4,000円、比較77万4,000円の減。こちらは令和6年度に実施した消防ポンプ操法大会が令和7年度には実施しないため、減額となったことによるものでございます。

78ページをお願いいたします。

次に、新規事業といたしまして、18節の消防団員準中型自動車運転免許等取得事業補助金178万8,000円を新たに計上しております。こちらは、消防団の消防車両の運転に必要な準中

型自動車免許を取得する消防団員に対しまして免許取得費用の一部を補助するもので、補助率は10分の10、最大で18万7,100円を予定しております。そのほかに関しましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

3目消防施設費、本年度4,587万円、比較253万7,000円の増。こちらにつきましては、村内の消防施設に要する経費でございます。増額の要因でございますが、新規事業といたしまして、17節の消防ポンプ自動車の購入費といたしまして1,200万円を新たに計上しております。

4目水防費、本年度6,000円、比較ゼロ。こちらにつきましては、前年度と同額でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度1,468万9,000円、比較564万9,000円の増。こちらは、防災行政無線の維持管理に要する経費でございます。増額の要因につきましては、主に18節の県総合情報ネットワーク負担金が増額したことが大きな要因でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度123万9,000円、比較9万1,000円の減でございます。ほぼ昨年並みの計上となっております。

2目事務局費、本年度2億1,498万1,000円、比較3,167万6,000円の増でございます。増額の要因と主な事業内容でございますが、1節から4節にかけまして、人件費が増額となっております。

7節報償費におきまして、講師謝礼であります。477万5,000円のうち200万円を昨年に引き続き小中学生のふるさと夢未来応援事業を実施したく、計上しております。

次のページの12節委託料におきまして、遠距離通学タクシー委託料につきましては、湯本学区から天栄中学校へ通学する生徒のために無償で通学車両を運行するものであり、1,393万8,000円を計上しております。

委託料の一番下に記載しております教員住宅等解体工事実施設計業務委託料でございますが、老朽化に伴い使用できない教員住宅1棟と旧湯本中学校寄宿舎を公共施設維持管理計画に基づき解体するため、設計委託費430万円を計上しております。

14節工事請負費には、同じく教員住宅等解体工事請負費として3,270万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、給付型奨学金でございますが、子育て世帯への経済負担軽減対策として、大学などへ就学するに当たり、学業やスポーツに秀でており、経済的に困難な方を対象に月額5万円を給付する奨学金制度として3名分、180万円を昨年に引き続き計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度5,938万4,000円、比較184万1,000円の増でございます。増額の主な要因は、11節役務費におきまして、各種検査手数料でございますが、暖房機器検査手数料が2年に1度の実施のため、昨年度より82万円増額計上しております。

また、13節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料を約99万円ほど増額しております。これは、バス借り上げの単価が値上がりしたこととプール学習で利用するバスの増便による増額であります。

2目教育振興費、本年度742万2,000円、比較1,663万2,000円の減でございます。増額の主な要因でございますが、12節委託料におきまして、昨年度はオンライン英会話レッスン委託料116万9,000円を計上しておりましたが、事業見直しのため減額しております。

13節使用料及び賃借料におきまして、昨年度は児童用パソコンの賃借料172万2,000円を計上しておりましたが、リース期間が終了したことで減額しております。

また、17節備品購入費におきまして、教材備品であります。今年度は教科書改訂に伴う教師用の指導書等の購入がないため、約1,300万円を減額しております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,233万9,000円、比較268万8,000円の減でございます。減額の主な理由は、1節及び2節の人件費の減であります。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

88ページをお願いいたします。

2目教育振興費、今年度1,162万4,000円、比較274万4,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、教科書改訂に伴う教師用の指導書等購入費329万8,000円を増額計上しております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億1,918万円、比較149万8,000円の増でございます。増額の主な理由は、1節から3節にかけて、人件費が増額となっております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度2,052万円、比較266万2,000円の増。こちらは、主な事業として、放課後子ども教室の運営や20歳の集いに係る経費を計上しております。増加の理由といたしましては、7節報償費において、放課後子ども教室の安全管理員の時給を最低賃金の上昇に合わせ増額して計上しております。その他につきましては、おおむね例年どおりの予算でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度717万1,000円、比較102万9,000円の増。こちらは文化祭の開催経

費や各種講座等の講師謝礼等を計上しております。増額の理由といたしましては、7節報償費において、文化祭における出演者出演料の増、また13節使用料及び賃借料においては、つなぐ英語教室におけるバスの借上料の増を見込んでおります。それ以外につきましては、ほぼ例年どおりの予算計上としております。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

- 湯本支所長（星 淳） 3目湯本公民館費、本年度229万1,000円、比較45万4,000円の増。こちらは湯本地区文化祭、各種講座、湯本公民館運営に係る経費を計上しております。増額の主な要因としましては、7節報償費におきまして、湯本地区文化祭が来年度、令和7年度第50回の開催に伴いまして、文化祭芸能大会謝礼で10万円の増、新たな講座の開設に伴いまして10万円の増、車検代で17万7,000円の増であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

- 生涯学習課長（黒澤伸一） 続きまして、4目文化財保護費、本年度41万8,000円、比較33万3,000円の減。減少の主な理由としましては、14節工事請負費において、看板設置数の減及び17節備品購入費において、文化財保護審議委員の作業服の購入費用が昨年終了したため、減額計上したものでございます。それ以外につきましては、ほぼ昨年同様の計上としております。

5目伝統文化施設費、本年度779万6,000円、224万5,000円の増。文化伝承館の運営経費でございます。増額の主な理由といたしましては、10節需用費において、伝承館の周辺の擬木柵の修繕に38万円。

次のページをお願いいたします。

14節工事費において、文化伝承館のトイレを洋式に改装する費用を176万計上しております。それ以外につきましては、おおむね昨年同様の計上としております。

6目生涯学習センター費、本年度1,035万6,000円、比較39万8,000円の増。生涯学習センターの運営経費でございます。増加の主な要因につきましては、会計年度任用職員に係る人件費の増及び13節使用料及び賃借料にて、図書館情報システム機器賃借料が機器の更新により増額計上したものでございます。それ以外においては、おおむね前年同様の計上としております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度524万9,000円、比較65万5,000円の減。減少の主な理由といたしましては、17節備品購入費の計上がなかったため、及び次のページをお願いいたします。

18節スキーリフト券の購入助成金を今年度の実績見込みベースで減額計上したものでございます。それ以外は、おおむね昨年同様の計上としております。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 2目湯本保健体育費、本年度135万8,000円、比較6万6,000円の増。こちらは、湯本地区合同大運動会、職域親善バレーボール大会、湯本体育館運営に係る経費を計上しております。ほぼ前年度と同額の計上でございます。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 3目学校給食センター費、本年度7,404万8,000円、比較92万円の減でございます。2節から4節までの人件費が減額となっております。

10節需用費におきまして、学校給食食材費であります。物価高騰により食材費が上昇していることから、昨年より417万3,000円増額計上しております。

また、12節委託料におきまして、給食業務委託料でございますが、こちらも物価高騰の影響により161万6,000円増額計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 4目天栄体育施設費、本年度967万5,000円、比較26万9,000円の増。村内体育施設の運営経費でございます。増額の主な理由といたしましては、17節備品購入費において、体育館で使用するバレーボールの支柱及びミニテニスの支柱を備品として購入するものでございます。それ以外は、おおむね昨年同様の計上としております。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 11款災害復旧費、1項農業水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。農地等災害復旧事業補助金といたしまして計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年と同様に存目計上でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億4,466万2,000円、比較1,647万3,000円の増。こちらは地方債の元金の償還分でございます。

続きまして、2目利子、本年度2,370万3,000円、比較491万1,000円の増。こちらは地方債

の利息の償還分でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目建物取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度500万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） おはようございます。

じゃ一応質問が何件かあるんですけども、35ページの12節のふるさと納税業務委託料ということなのですが、この内訳を説明お願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 答えいたします。

35ページの12節ふるさと納税業務委託料につきましては、ふるさと納税のサイトの立ち上げとか返礼品の開発、あと事業者との打合せなど、そういった一式を業者のほうに委託しており、そちらの運営経費でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） そうしたら、納税額も毎年増えてきていると思うんですが、この返礼品は、前にも聞いたかもしれないんですけども、どんな物を返礼品として取り扱っているのか。あとは、今後どのような物を、増えているんで、返礼品を取り入れていくのかとか、そういったものを答えられればお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 答えいたします。

今現在取り扱っている返礼品につきましては、村のホームページ等で確認していただくと分かると思うんですけども、主にお酒、米、それから野菜、あと加工品等が挙げられております。あと、一番好評なのはノーザンファームの体験型のツアーでございます。

今後取り入れていきたいものにつきましては、前に議会のほうでもご指導いただきましたセットもの等について、今返礼品の開発のほうを進めておりますので、そういったものを取り入れ、ふるさと納税の寄附額が上がるように努めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 現在、返礼品として取り扱っているものは、今後ますます増えていくこ

とによって、確保というのはできる見通しはあるんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

実際のところ、今返礼品の中で、お酒とお米につきましては停止させている状況でございます。なので、数がちょっと不足しているというところもございます。そちらにつきましては担当課と今後検討して、その辺の課題に対応してきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） その辺、ちょっと米とかお酒とか間に合っていないような感じだと思うんで、今後そういう課とお話しして、返礼品が間に合うような形でやっていってほしいと思います。

次に、42ページの18節の村社会福祉協議会の補助金というものはどんなものに使っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

社会福祉協議会への運営費の補助でございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会で働いております人件費の補助というところが大きいところでございます。そのほかにも心配ごと相談事業、ボランティアセンターの運営、福祉バス運営事業、赤十字奉仕団、遺族会、今回福祉車両の購入のほうも含まれております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 分かりました。ありがとうございました。

次に、44ページ、18節の高齢者補聴器購入事業補助金としまして、これは何歳くらいからの年齢を考えているのか。また、これは20万ということですが、何名の方を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

天栄村補聴器購入事業補助金でございますが、こちらにつきましては令和7年度からの新規事業になります。こちらの事業については、高齢者の方が補聴器を購入する際に購入の一部費用を助成するものでございます。対象といたしましては、村内に住所を有する65歳以上の方、かつ村民税の非課税の方、かつ聴力レベルが身体障害者手帳のレベルまで達しない方となります。そのほかに、耳鼻科のほうで耳の聞こえが悪くなったということで補聴器の必

要件があると医師の診断を受けられた方、あとは税金の滞納のない方、こういった要件につきまして、1人2万円を上限に補助するものでございます。

今回の予算につきましては、10件分を想定して計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ですと、診断書がないと申請できないということですかね。

あとは、10件分ということなんですが、10件先着順なのか、それとも10名様以上の場合はそれ以上の補助が支払われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

申請される方の耳の聴力のレベルが分かりませんので、医師の診断書は申請時に必要になってくると捉えております。

また、先着順なのかということですが、一応10件ということで当初予算に計上してございますが、申請が多くなった場合には、補正予算のほうも検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 恐らく申請の10件より多く出てくるかと思っておりますので、その辺は検討をお願いしたいと思います。

あと次に、56ページの18節の人間ドックの助成交付金、これ12万となっているんですが、この12万というのはどういった金額になるんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

人間ドック費用助成交付金でございますが、こちらは社会保険加入者の扶養者の方を対象とした助成制度でございます。日帰りでも宿泊でも1人当たり3万円を上限として助成するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 別枠ということで、3万円助成しますと4名ぐらいの補助しかできないということですよ、社会保険の場合は。そういうことですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今回の計上につきましては、4名程度の申請を見込んで計上しておりますが、こちらにつ

きましては、昨年度以前の実績を踏まえて計上しております。令和6年度につきましては、現在のところ2名の申請というところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） これは2名ぐらいしか申請していないんですか。その前とかもずっと2名とかそんな、10名以下の申請ということでよろしいんですかね。分かりました。

62ページの17節の食味分析計の572万ということですが、この購入はいつの予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

食味分析計等におきましては、秋口の収穫時期までに間に合うように予算議決いただきましたら、新年度に入りましてすぐ購入の手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 秋までには間に合うということなんで、なるべく早く購入をお願いしたいと思います。

あと最後に、95ページの12節のふるさと文化伝承館管理運営業務委託料ということで267万計上されているんですが、この辺の委託料というのはどういった委託料になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

文化伝承館の運営業務委託費につきましては、いわゆる日頃の受付の方の業務をシルバー人材センターに委託しているというようなことで、職員は基本行っておりません。大事なときはもちろん行きますけれども。

あと、それから伝承館の周辺の草刈り、そういった環境整備委託業務といったものをやっ
ていただくというようなことで計上しております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） せっかくなんで、このふるさと文化伝承館には現在どのくらいの入場者があるのかお聞きしたいと思うんですが、その辺分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 細かい数字、今ちょっと持っていないんですが、ただ通常、例えば今ですとあそこの施設を使って黄金太鼓保存会が練習をしていただいたり、それからそ

んなに人は多くないんですが、日中やっぱり見に来ていただく方、それから小学校の見学であったり、あそこでいろんな体験イベントをしていただいたりというようなことで使っております。詳細の人数につきましては、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） せっかくああいうものがありますので、学校の教育等に使用したりとか、あとはああいうものがありますよというPRも含めて、一般の人にも宣伝、PRをお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。11時5分まで休みます。

（午前10時51分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 3点ほどちょっとご質問があるんですけども、1点目が48ページ、民生費、児童福祉費の中の12節委託料。この中で、新しくできる保育所のほうにうつぶせ寝感知システム導入業務委託料とありますが、こちらのシステム等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

来年度新規事業のうつぶせ寝感知システム導入業務委託料でございますが、こちらにつきましては保育所で午睡をする乳幼児、子どもの寝ている方向を感知して、うつぶせ寝で寝ている赤ちゃんがいた場合にタブレットのほうでアラーム等でお知らせするシステムになります。今回の導入費用につきましては、そちらの感知するカメラとタブレット、そしてシステム導入、これらを合わせた導入費用として計上しております。うつぶせ寝により赤ちゃんが突然死で亡くなるというケースもございますので、そういったものを防止するために、安全性を確保するために今回新しくできる保育所に導入するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） そういったシステムがあるということは、預ける保護者等はすごく安心できていいのかなと思います。

システムですけれども、複数人一遍に見られる、それとも単独でカメラ1人につき1台とかというものなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらのシステムにつきましては、日々アップデートはされているところではございますが、現在のところ1つのカメラで10人の子どもを検知することができるということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。1つ目の質問は終わります。

2つ目ですけれども、75ページ、土木費のほうの12節の委託料、後藤大暗見線外改良実施設計業務委託料とあるんですけれども、こちらの場所と、どのようなことをするのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

場所については、後藤集落から奥の人家に行く道路でございます。こちらのほう、後藤集落から奥の人家へ連絡する道路の現道舗装及び車両の擦れ違いが可能となるように退避所等の設置も含めた整備でございまして、地権者のほうと調整を図りながら、今後こういった形で整備するのがよいのか設計をしていく委託料でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

その場所、多分碎石を入れてくれとかいうので結構前にも村のほうに要望とかを出して、碎石を入れるんですけれども、どうしても雨等、あと車両が通って掘れてということもあったので、ぜひ進めていただければと思います。

3つ目の質問ですけれども、こちら、ちょっと各課にまたいでしまうかもしれませんけれども、バスの借り上げ料ということで各課であると思うんですけれども、全体でどのぐらいの金額になるかというのを教えていただければと。分かる範囲で結構ですので。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今お質しの件でございますが、各課にわたっての総計というのはちょっと集計しておりませんので、もし可能であれば、後から積算させていただきましてご提出できるようにしたい

と思いますが、それでよろしければ、そういうふうにお願ひできればと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 分かりました。後ほどで結構です。

というのは、教育委員会とか学校関係でやっぱりバスで結構皆さんいろんなところに活動的に行っているんで、いい授業だと思っはいるので、それにどのぐらいバス代がかかるのかなというのをちょっと知りたかったものですからご質問いたしました。後ほどで結構です。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

このバスの借り上げ、これは民間の借り上げ等極力村でも出費を少なくするというようなことで、村で中型バスを購入していますので、そちらのバスとマイクロバス、あとは社協にもあるので、今3台あるんですね。極力そこを使っただくというようにすることで、それは料金的にも1回12万未満ですけれども、どうしてもそれが合わない。中学校が部活で遠征に行くところなんかというものは外部のもので、委託でバスを借りていますので、計算の仕方によっては若干違ふとは思ふんですけれども、極力村にあるバス、これを大型とマイクロバス、あとは社協にあるもので3台をうまく使っていくと大分抑えられるんですけれども、どうしても各団体が使用した場合は、今度中学生とか小学生が使えないのは外部委託ということになりますので、多分その年によって若干開きはあるかと思ひます。計算はこれからして、分かり次第お知らせしますが、そういう流れで今やっていますことをご理解いただければと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 63ページ、委託料、飯豊地区排水路改修測量設計業務委託料800万なんですけれども、場所はどこですかね。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

場所につきましては、南屋敷、五輪堂から釈迦堂川に抜ける柵渠のところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。すみません。

あと、14節の工事請負費の四十檀地区ため池改修工事請負費4,800万になっているんです

けれども、これ、何に利用するためですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

四十檀地区ため池改修工事のほうですが、天栄幼稚園の南側にあるため池でございまして、堆積土砂や繁茂した樹木、こちらのほうにおいて貯水量が減少しておりまして、越水する危険性もあることから、その下に、下流域に民家がありますので、被害防止を図るために劣化した取水施設の調整や土砂撤去による洪水調整機能を回復させ、災害を未然に防止することを目的とした工事でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると貯水槽にするということですか。あれは田んぼか何かに使うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

このため池は、下流域、人家を通過して田んぼのほうにも流れていくということなので、農業用ため池の機能もあります。貯水槽とは別ということでご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それでは次に、82ページ、12節の委託料で、教員住宅等解体工事実施設計業務委託料とあるんですけれど、解体するのに設計なんて必要なんですか。これ、ちょっと分からないですけれど、どういう意味で設計が必要なんだか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの解体は教員住宅1棟と、あと旧湯本中学校の寄宿舎ということで2棟合わせた設計を予定しているんですけれど、やっぱり公共性もある解体工事となりますので、しっかり設計をして解体をするのが基本的な流れとなっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） どんな設計なんだか教えてください、細かく。解体するのに何で設計が必要なのかと私は思っているんですけれど。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

こちら、設計する場合にはもちろん設計士の人件費が大きいものになるんですが、内容でございすが、解体する建物のそれぞれの部材のボリュームであったり、重機を使うのであれば重機の使用料、そういったものとか、あと、それに関わる諸経費等が設計費の主な中身になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そういう話ならば、83ページ、工事請負費で教員住宅等解体工事請負費、これ、設計入っていないんじゃないですか。こっちは建物小さいからですか。どういうことなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

今ほど言われました工事費の設計をするための委託料でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だから、その下の教員住宅等解体工事請負費は3,270万で、設計なんか全然入っていないでしょう。意味違うのですか。

〔「同じ」の声あり〕

○6番（服部 晃） 同じというのはどういう意味ですか。

〔「だから、もう見積りに入れている」の声あり〕

○6番（服部 晃） 同じあれか。同じ建物の工事設計の話。これ、別に計上しているだけですか。了解しました。すみません。

次、87ページ、需用費で電気料、中学校が900万、小学校が964万になっているんですけど、中学校1つで、それとも湯本中学校の維持費か何かの金額も入っているんですか。あんまりにも、小学校4校の分と中学校1つでこういう電気料高くなっているんですけど、前はもっと少なかったような気がするんです。電気料も上がったと思うんですけど、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

87ページの電気料でございますが、こちらは天栄中学校のみの予算計上となっております、900万でございます。もちろん電気料金とか光熱費の物価高騰によるものが大ききところでございますが、こちら、天栄中学校と小学校の構造的な違いが、まず小学校はFF暖房というもの、要は灯油を使ってというのが主な暖房施設になるんですが、中学校においては夜間電力を使って蓄熱式で夜中、校舎内を温めるというような、そういった設備になってお

りまして、もともとの暖房機の形態が違うということで、電気料金もこのような差が出てきているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私もガソリンスタンドに聞いたこともあるんですけど、これほど金使いながら、電気料使いながら、ファンヒーターも焚いているんでしょう、これ、職員室とか何か。灯油は随分使っているみたいですよ、話聞くと。今全然ファンヒーターはやっていないということですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

まず、87ページが一番上に灯油代と書いてあると思うんですが、こちら、中学校ですと12万4,000円となっております。一方、小学校の灯油代を見ていただきますと304万5,000円の計上となっております、中学校の教室では灯油を使った暖房は使っておりません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは、寒いところだとか、あと暗いところでやれと言っているわけじゃないんですよ。それにしてもかかり過ぎなんじゃないですか。小学校で灯油代304万とあったけれども、床暖房機なんだけれども、床暖ではないんですか、電気食う、あれというのは何でこんなにかかるんですか。前は600万だったような気がするんですけども。いや、電気料上がっているのは分かります。でも、これ、900万はちょっと。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

以前にも議会から、天栄中学校のこの電気代、高過ぎるんじゃないかというお話をいただいて、私もいろいろこの暖房器具にも関わったことがあったものですから、見に行ってきました。今ほど教育課長がお答えしたように、暖房というのは、当時は、この東日本大震災前、原発事故前だったものですから、効率のいい深夜電力を使って、熱源をもってそこに熱を温めておく。そして、日中それを使うというようなことで、すごく格安の低料金の電気で暖房が使えると。あと、一部は床暖房もあります。あとは冬期間に雨どいとかそういったところが凍らないようにヒーター線が各所に入っているんですよ。そこは冬、本当に寒いときだけスイッチは入れるような形を取っているんですが、そういうもので、原発事故があった以降、今はもう化石燃料、そういったものを使っていますから電気料金が高騰した。深夜割引も何もないので、逆にそれが今度高くなってきてしまったんですよ。今さらそれをまた変えるというわけにもなかなかいかないんで、そのような使い方をしていきます。

あと、体育館については暖房が入っていませんので、そこは石油を使いながら冬期間はストーブ等で対応しているという現状。私も前にご指摘をいただいて、天栄中学校へ行ってきた中ではそういう使い方をしているので、まるっきり今度設備を変えないとコストダウンは図れない。今の現状、やむを得ないという状況なものですから、ご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、今度保育所も建設するんですけれども、同じ方法の感じでやるんですか。空調関係はどうするんですか。同じ床暖やるんですか、保育所は。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今度できます新しい保育所につきましては、床暖ではなく、床下にエアコンを設置して、その熱で全体を暖めているという設備になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それはガスですか、灯油ですか、それとも電気ですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） たしか電気だったと記憶しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それ、電気よりはガスのほうが、もう設計変更になっちゃうんですか、これ、ガスのほうが安い。うち、ガスで使っているんですけれど、ガスはものすごい安いですよ。電気よりも格段に安いですよ。これ、また電気料高くなるんじゃないですか。維持費が大変なんですよ、それ。だから、ガスともう一回比べて、今ガスに変更というのはできないですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 私からお答えいたします。

このエアコンは高効率、効率のいい電気のエアコン、それを使って部屋全体を暖めるものになっています。そして、また村もゼロカーボンシティと、そういう炭素をなるべくもう排出を少なくするというようなことで進めてきているものですから、この役場庁舎も灯油から全部この電気に変えてきたものですので、そういった取組もこの地球温暖化対策、それを新しい建物については化石燃料を極力抑えていくというようなことで進めてきていますので、そういった中でも効率のいい、高効率のエアコンの設置をして暖房に充てていくというよう

なことでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

次に、66ページの18節、経営所得安定対策等推進事業補助金300万とあるんですけど、これ、あんまり早口でちょっと詳細が見えなかったんですけど、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

説明がちょっと分かりづらくて申し訳ございませんでした。経営所得安定対策等推進事業補助金300万円につきましては、地域農業再生協議会という組織を持っておりまして、そちらで雇用しております臨時事務職員の人件費となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

その下の地域農政特別対策推進活動費の18節、農業経営規模拡大支援事業補助金500万、これも説明をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業経営規模拡大支援事業補助金500万円につきましては、これまで認定農業者等の担い手の方が経営の規模を拡大する場合に機械の導入の補助を行っているものでございまして、最大で100万円、事業費の最大3分の1を上限としまして機械の導入の補助を行っております。新年度におきましては、そこに要件を追加しまして、環境負荷を低減する県の事業計画の認定をいただいた方、いわゆるみどり認定というものの認定をいただいた方に対しまして、事業費を一部補助できるよう現在検討しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると、拡大というんだから、田んぼを増やすとか畑を増やすとかという、そういうのですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

水田農業の経営規模拡大を目的としておりまして、50アール以上1ヘクタール未満の方と1ヘクタール以上規模拡大という方の2パターンに分けて現在は補助を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 了解しました。

それでは、67ページの放射能対策費、放射性物質測定機器校正手数料、この放射能対策はいつまでやるんですか。

○議長(大須賀溪仁) 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長(芳賀信弘) お答えいたします。

こちらの放射性物質測定機器でございますが、道の駅と産業課と2台分の校正の手数料となっております。震災から14年を迎えるということで縮小は考えてございますが、現在におきましても農作物を測っていただきたいという方が見えておりますし、道の駅でも出荷に当たって測っていただきたいという方がまだ要望としてございますので、動向を見ながら考えてまいりたいと思っております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) ここ数年で販売停止になった商品もあるんですか。

○議長(大須賀溪仁) 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長(芳賀信弘) お答えいたします。

こちらのほうで検査をしております、放射性物質が検出されたということは現在ございません。

追加でご説明申し上げます。

もちろんそれぞれ作物として自分で栽培されているものもございまして、野生の山菜ですとかそういったものにつきましては、まだ出荷制限とか摂取制限等もございまして、それも踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) だから、そういうのを、いつまでも同じ野生のどうのこうのと言いますけれど、毎年36万もこっちで出して調べる必要も、値段にすれば幾らなんですか、それ。出荷停止だというふうになるのには。

これ、いつまでもやっても、天栄村なんか何もありません、今。別に問題ないんですか。例えばこれをやっているんならば、東電に請求しているんですか。前にも話したことあるんですけども、こういうのは全然もらえないでしょう。国から、やらなくてもいいですというのはないのですか。東電から補償も賠償金も何ももらえないでしょう。

○議長(大須賀溪仁) 暫時休議いたします。

(午前11時41分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11時46分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございます。

まず、検査費でございますが、こちらのほうは今、県から補助のほうはいただいております。当初予算の14ページのほうに掲載をしているところでございます。

もう一つでございますが、東電からの損害賠償の件でございますが、そちらのほうは現在はこの請求はしておりませんし、向こうのほうでも出さないということで、平成29年までで賠償のほうは終了しております。

続きまして、もう一点の制限がかかっている作物でございますが、今現在タケノコや野生のキノコ、あとは畜産物の中で熊とかイノシシもまだ制限がかかっているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時47分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ちょっと質問させていただきます。

10ページ、地方債の11番の四十檀地区ため池改修工事、これはどのような起債で行っているのかと、あと過疎対策事業債をどこに使っているのかというのを教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、1つ目の四十檀地区ため池改修事業でございますが、緊急自然災害防止対策事業債という起債を充てております。こちらは充当率100、交付税措置70でございます。

それと、過疎債のほうでございますが、まずハードのほうでございますが、保育所の移転整備事業1億2,690万円と、もう一つがてんえいふるさと公園広場施設等整備事業、こちらを過疎債のハードで充てております。

また、ソフトというのものもあるんですが、そちらのほうは教員住宅等の施設の除却事業を充てております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、事項別明細書のほうの4ページ、軽自動車税の環境性能割というのがあるんですが、これはどのような形で村のほうに入ってくるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

環境性能割につきましては、県のほうで代行して徴収していただいて、それを台数分に合わせて村のほうに振り込んでいただいているといったことになっています。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、30ページ、12、委託料の中でD X推進支援業務委託料が350万、あと自治体システム標準化作業委託料が2,900万あったんですけれども、この2つの中身を教えてくださいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

まず、初めのD X推進支援業務委託料につきましては、令和6年度に県のICTアドバイザー市町村派遣事業を活用しまして、各業務のデジタル化を進めるに当たって何が問題になっているかとかいう課題の洗い出しを行いました。引き続き、その事業としまして、出てきた問題になっている部分を今度どういうふうにデジタル化を進めていくかということで、デジタル全般の計画を作成するという業務と、あともう一つは、各課にD X推進員という形で1人ずつ配置しております。そういった人たちの研修のときにアドバイザーとして来てもらうための委託料になっております。

〔「アドバイザーの」の声あり〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） アドバイザーの委託と、もう一つは計画を策定する上で

の支援業務の経費となっております。

次に自治体標準化作業委託料につきましては、これは国のほうで決まっているものでございまして、令和7年度末までに全市町村、標準化を進めていたわけなんです、間に合わない自治体もありまして5年間延長になりましたが、村では7年6月から随時移行していけるように今進めております。7年度分の作業分としてデータの移行、環境構築作業、あとは連携のプログラムの修正とか、そういった委託料が全てこの標準化作業委託料のほうに入っております。こちらにつきましては、全て国のほうで10分の10の補助で実施するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） DX推進事業のほうは何となく分かりましたが、この標準化作業委託料というのは標準化を、どのシステムをどういうふうな形でやるのかというのはもう決まっているのでしょうか。標準化と言われているだけで、何を標準にするのかというのがよく見えてこないんですが。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

国で言われている標準化システムへの移行につきましては、各自治体でやっている20業務ございまして、20業務につきましては一応、住民基本台帳とか国民年金、選挙人の管理名簿とか、あと固定資産税、税関係とかありますが、その20業務を標準化システムに全ての自治体で同じシステムを使うように移行しなさいということで今進めております。天栄村につきましては、その中の17業務が該当しておりますので、そちらを移行する予定で進めております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今言われたような住民基本台帳とか、それぞれ各市町村で今まで積み上げてきたものを国一律のシステムに全部乗せ替えていくという理解でよろしいですか。了解しました。

次に、34ページ、委託料ですが、移住定住促進事業委託料、これはどのような形で、どのようなものに使っているのかというのを教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

移住関係の委託料につきましては、村では移住コーディネーターを配置しており、その人件費となります。それから、湯本のほうに短期滞在住宅がございますので、そちらの運営管

理費、また、首都圏に行つての移住相談とか、あと村に来る電話相談とか、そういったものを一括した委託料がこちらの移住定住促進事業委託料の中身。委託先につきましては、夢学校のほうに委託しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に、54ページ、18節の負担金、補助及び交付金ですが、読めば分かるだろうと言われるタイトルがついているんですけども、妊婦にやさしい遠方出産支援事業交付金17万6,000円というのですが、17万6,000円の金額でどのような形というか、ある程度形は見つけてはいるんでしょうけれども、ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こちら、妊婦にやさしい遠方出産支援事業交付金でございます。こちらにつきましては、最寄りの分娩施設までおおむね60分以上移動が必要な妊婦の方が安心して出産できるように、出産に係る交通費、宿泊費の一部を助成するものでございます。ですので、天栄村でいいますと最寄りの分娩施設ということになりますので、公立岩瀬病院が最寄りの医療機関になります。

ただ、本人の希望で遠方に、郡山市内の病院とか、そうした自分の都合で行った場合には60分以上離れていても助成の対象にはならないというところでございます。例えば出産のために里帰りで見見町とか南会津とか、そういう遠方に行って最寄りの病院まで60分以上の時間を要するような場合には、この対象にはなるという事業でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。なるほどというふうな感じでございますが、次の55ページですが、12、委託料、臭気分析業務委託料、これはどういったものをこの委託料でやっているのか、教えていただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

臭気分析業務委託料につきましては、村内の2か所の場所を調査しております。こちらのほうなんですけど、臭気指数を用いまして風上、風下、それぞれ3か所を測定しております。毎年実施しておりますが、今のところ公害となる値は検出されておりません。村内の2か所でやっております。児渡地区と、白子地区になっております。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次、62ページ、これは委託料なのですが、天栄村プロモーション事業業務委託料100万と
というようなことで出ているんですけども、これの中身をちょっと教えていただければと思
います。よろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

天栄村プロモーション業務委託料でございますが、本年実施しましたJR大宮駅において、
天栄村の特産物ですとか観光のPR、そういったものを行うための事業でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） すみません、これ、業務先はどちらでしょうか、委託先は。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） こちらにつきましては、道の駅に委託をしております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 同じページの18節、負担金、補助及び交付金の中で、米・食味分析鑑定
コンクール国際大会プレ大会負担金60万とあるんですが、これの詳しい内容というか、まだ
決まっていないんでしょうけれども、概略で結構ですんで、県内全域募集するのとかか、
そういった募集の先、あと時期的にはいつ頃やるのか。本大会でも後なのか前なのか。その
辺も含めてちょっと教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会プレ大会ということで、令和7年度の開催を予定し
てございます。開催予定につきましては、11月としておりまして、中身としますと、プレ大
会に向けた米飯官能鑑定士養成講座、それから本大会開催に係る会場設営費などをこの経費
において執行してまいりたいと考えております。

募集範囲につきましては、県内全域を検討しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 県内全域ということで、60万で足りるのかいという感じはするんだけど、
大丈夫ですか。多く県内でやっていただければ、それはそれにこしたことはないと思いま
すが、了解しました。

次に、70ページ、同じような形なんですけれど、インバウンド拡大情報発信業務委託料、これについて、ちょっとインバウンドがどのくらい、今までも効果というか、来村者があるのかということも含めながら教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

まず、インバウンド拡大情報発信業務委託料でございますが、こちらは令和6年度の引き続きの事業でございます。県のサポート事業、4分の3を受けて実施するものでございます。

内容といたしまして、今年度ユーチューブですとかインスタグラムといったSNSで、インフルエンサーにより動画ですとか静止画を発信していただいたところでございまして、それを引き続き実施しますとともに、台湾の旅行会社等を招致しまして、村内でトリップツアー、そういったものを作ってまいりたいと考えております。

また、魅力発信事業業務委託料でございますが、こちらにつきましては令和6年度に福島再生加速化交付金を用いまして、現在ポータルサイトを構築しております。そちらを外国に向けて、外国語で見られるような形で機能の向上を図るとともに、そのほか今度開催されますふくしまDCに向けまして、JRさんと連携しましてウェブの広告ですとか、それから新幹線とかにある630万部発行されている情報誌で周知をいたしまして、ポータルサイトへの誘導ですとか村内の魅力発信を行うもので、再生加速化交付金の2分の1の補助、それから、村2分の1につきましては、震災復興特別交付税の措置があるものでございます。

インバウンドの状況でございますが、こちらにつきましては、統計によりまして令和5年度が416名の外国人の入り込みというところで、令和6年度は現時点におきまして650名というところで、若干増えているような状況ではございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 大体内容的には分かりましたが、先ほどからJRさんといろいろ連携というようなことで言っていますので、特にDCに向けて、新幹線のトランヴェールとか、ああいうのにばーんと載せていただければいいのかなというふうに思います。

あと、外国人の来村者が徐々に増えているというようなことですので、東京みたいに外国人しかいないみたいになっちゃうと村民びっくりしちゃうんであれですけども、やっぱり1万人台というか、そのぐらいの人数を目安に頑張っていただければなというふうに思っております。

では、次に、76ページ、9款の常備消防費なんですけど、18節、これ1億7,787万7,000円と

というような形で2,228万円増額というふうになっていますが、交付税措置のそのままの数字なのかどうかというのと、その辺を教えていただければなというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

9、1、1の常備消防費の1億7,787万7,000円、今年度2,228万円の増ということでございます。この積算に関しましては各構成市町村の交付税算出の際の消防費に係る基準財政需要額を用いております。この基準財政需要額を基に按分をしまして、それぞれこの金額を積算しているところでございます。それぞれで割合があるんですが、今年度は管理者事業協議や管内担当課長会議の中で協議をしまして、それを全部ということではなくて、その中の88%を分担金としたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今ですと、基準財政需要額の中で常備消防費ありますから、それで計算した数字の8割、88%ということですが、随分伸びているなというふうなのがありまして、この伸びた要因というのはどういうことなのか、ちょっと分かりますか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この伸びた部分でございますが、係数を使って、88%と先ほどお話しさせていただきましたが、令和5年度は約79%でございます。令和6年度が88%に引き上げたというところでございます。これに基づきまして、各市町村が一千何百万ずつ上がってくるというところでございます。これにより、そういった形での計算で、それぞれの市町村均しますと昨年よりも13%くらいの分担金の上昇が見られるというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ということは、基準財政需要額の算定自体はそれほど大きく変化はないという捉え方でよろしいのでしょうか。なぜ、これ79から88に上げたのかということも教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほどの基準財政需要額が変わらないのかというところでございますが、そこは通常と同じように、交付税の中のこの消防費の計算の中でいろんな係数がございまして、普通そんな

に変わらないんですが、私ども天栄村に関しましては、若干その数値が上がっているところがございます。これは、前年度に消防の中の、消防団の団員の報酬をちょっと上げた経緯がありまして、その部分で係数がほかのところと比べて若干上がったというように計算上では想定されているというところでございます。

また、もう一つ、この79から約88に上がったところでございますが、こちらに関しましては消防本部のほうで新しい庁舎を今後建設するという予定があるということでございまして、建築費用のために各市町村からちょっと多く集めてというところが伺っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分団員の上げた部分での係数なんていうのは微々たるもので、そんなに大きく上がっていないと思うんで、やっぱりこの9%上げたのが一番大きいんだろなと思います。新しい庁舎というか、それを建てるというふうなことで上げていくということになれば、広域消防のほうでは上がった分でもらったのはちゃんと積立てをするという理解でよろしいんですね。使っちゃったらおかしいからね、これね。了解しました。

次に、79ページの消防費の県の総合情報ネットワーク負担金ですが、随分ぐっと、去年99万9,000円ぐらいしかなかったのが、やっぱり10倍近いというふうなことでございまして、これも説明をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

18節の県総合情報ネットワーク負担金でございますが、2か年にわたりましてこの事業を進めているところでございます。この情報ネットワークというのは、衛星系と地上系とをそういった通信手段の中で多ルートに分けて、万が一の災害のときにはどっちかが駄目でも使えるような形のシステムでございます。このシステムに関しまして、新しく更新するということでございまして、全県挙げてやっているところでございます。私ども、そういった部分で昨年は少ない金額でございましたが、令和7年度に関しましては大きなところの工事を行うということで、その部分の負担が大きくなったというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 理解しました。

じゃ次に、86ページ、小学校費の12、委託料だったんですが、これ、昨年英会話レッスン委託料110万ぐらい取ってあったんですが、今回はオンラインのものがなくなったということですが、英語の村というようなことでいろいろやられていると思うんですが、なくなったということだけなのかなという。効果がないとすれば、違うものというか、効果を最大限に

上げるためのものを次に用意していないのはどうなのかなと思っているんですけど、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

昨年度までは小学校3年生以上を英会話レッスンということで、オンラインで海外とつないで、マンツーマンで外国の方と小学生、中学生が話すという授業を行っていたんですが、実際、昨年までは1人当たり年に数回しかできていないという現状と、現状というか数回しかやっていなかったということと、あと、どうしても海外と多人数でつなぐので回線の接続がうまくいかないというような不具合もあったりしまして、学校現場のほうでもちょっとその辺何とかならないかという声が、これはもう前々から上がっておりました。

それに加えて、小学生、3年生以上にはなりますが、低学年だったり、あと人見知りの子も昔と違って大分増えてきたということで、1対1で話す授業中1時間なら1時間マンツーマンで、こういう言い方するとあれでけれど、逃げたくても逃げられない状況になって、やっぱり逆に英語嫌いになってしまう子どもも最近ですと出てきているというような状況もありますので、その辺も踏まえまして、事業見直しということで今回減額しております。

そして、最近ですと、英語の取組でいいますと英検を取っていただくために小学生から英検ジュニアを受けてもらったりとか、あとブリティッシュヒルズに行く機会も幼稚園生からも行ってもらうとか、そういった事業も増やしておりましたので、総合的に考えまして、今回事業の見直しということで減額させていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることは理解はしました。嫌いになったんでは話になりませんし、ただ、英語力の強化というのはやっぱりこの村の魅力の一つだというふうにも考えておりますので、ぜひ英語、英検だけじゃなくて、天栄村の子どもたち、中学校終わる頃にはみんな英会話ができるんだよというような、そういう教育の仕方をしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） まず、15ページの土木費県補助金、電源立地地域対策交付金472万8,000円、全部新しく入るということで、これはどういった内容の交付金なんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

こちらの交付金につきましては、羽鳥にあるダムの電源施設があるために、その交付金としまして毎年交付されるものでございます。

なお、令和7年度につきましては、過去にもあったんですが、除雪機械を購入するための基金として新たにまた積立てを始めたいということで、今回、予算書のほうに掲載させていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 電源立地の交付金は毎年もらっているのは分かるんですけども、最初の説明のときに、多分そのまま増えたという話だったので、その理由が、除雪機の購入のために、これは県に要望したんですか、新しく。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年なんですけど、県のほうに申請をしております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 了解しました。

では、43ページの12節の委託料の一番下、76万8,000円、買い物代行業業委託料、これはどういうふうにして運営しているのか、ご説明願います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

買い物代行業業委託料でございますが、こちらにつきましては湯本地区で高齢者の中でも介護保険のサービスを利用している方、要介護の方、要支援の方、あとはチェックリストというのがございまして、要支援まで至らなくても、今後介護の要支援のほうに至るかもしれないというリスクがあると認められる方、そういった方に対してこちらの買物の代行をするものでございます。利用料として1回当たり500円を徴収する方法で、今、令和7年からの実施に向けて調整しております。こちらのほうの委託先でございますが、村社会福祉協議会を予定しております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 了解しました。

次に、58ページ、清掃費の18節、ごみ減量化・リサイクル化推進事業ということで、事業の内容として電動生ごみ処理機などの購入の補助、それから減量化でカーボンニュートラル推進ということなんですけれども、これ、たしか昨年秋に天栄村、ごみがかかり多いという

ことで、村長が急遽生ごみ減量処理機導入ということで議会でも話し合っ、来年に向けていろいろ対策をしっかりと考えてやったらどうだということで令和7年度予算に反映されたかと思うんですけども、新しい取組、7年度からどういうふうに取り組むのか、どういうふうに決まったのか。これだけ見ると、電動生ごみ処理機だけ何か同じだなというふうには私は感じるんですけども、その辺ご説明願います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

昨年、生ごみ処理機の予算をPRの予算で利用するようにはしていただきまして、まずは村のほうで1月からごみ減量チャレンジ対策というのを始めまして、1人100グラムを1年間で減らしましょうという対策でチラシを作りました。また、4月から今度プラごみの収集が変わりますので、そちらのほうのチラシも作成いたしまして、今月配布いたします。

あと、先ほどの生ごみ処理機以外の対策なんですけど、今回、先ほどのチラシを作成いたしまして、まずお子さんからそういったごみの意識を変えようということで、各小学校、あと中学校を回りまして、ごみの啓発運動をしてまいりました。

また、来年度予定しておりますのが、村のほうで環境衛生委員という方が各行政区の代表の方なんですけど、その方にまずはごみの意識を改革してもらおうということで、衛生センターへの視察研修でバス代のほうを計上しました。

消耗品では、環境衛生委員の中からより住民の方に啓発するにはチラシだけではちょっと不十分じゃないかという意見がありまして、リサイクルハウスに啓発するものを貼ったらもっと広く住民の方に周知できるんじゃないのかというお話いただきまして、ごみステーションに貼付しますプレートの予算も計上しております。

あと、今予定しているのが、へるすびあの脇に資源ごみを回収するハウスがあるんですけど、そちらのほうに来た方に来場した際にはポイントをつけまして、例えば20回持ってきていただいた方にゴミ袋をあげるとか、そういうのも考えております。

あと、チラシのほうでもあったと思うんですけど、やっぱり生ごみは水切りが一番ですので、水切りのダイエット用具の購入も計上しております。

イベント回収事業ということで、予定では小型家電とか古着とか、そういったのもできればいいかなということで予定しております。古着とか小型家電のほうは無料です。役場で周知だけして、業者の方が回収してくれるということになっております。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 広報てんえいとかチラシで見ましたけれども、あとは今説明あったとお

り盛りだくさんで、ぜひ減量化に一生懸命取り組んでいただきたいと思います。聞かないと分からないので。

次が、71ページ、地域開発費の一番下の14、工事請負費で、国有林返地現況復旧植栽工事請負費とあるんですけども、これ、どこでどういうふうにするか。ちょっと聞き逃しましたんで説明をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

国有林返地現況復旧植栽工事請負費でございますが、地中熱利用の井戸ということで以前設置されたものがございまして、令和6年度に閉塞工事を実施したところでございます。敷地につきましては、国有林の貸付を受けておりまして、約4,000平米でございますが、そちらを現況に戻して復旧し、返地するものでございます。こちらは森林管理署のほうと3度ほど現地で立ち会いまして、植栽の密度ですとか土壌をどういうふうにするかということで打合せをいたしまして、そちらを概算で積算しまして、今回計上しておるものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 62ページ、14節の工事請負費、てんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費5,500万、これ、たしか今年度が最終とかという話、伺ったんですけども、この内容を具体的に何に幾らということまで説明願います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

次年度行う工事の予定でございますが、広場施設としまして芝生設置、安全施設ということで防犯カメラ、防犯灯の設置、それから配水設備ということで来年度ミスト施設をちょっと製作する予定をしております。内訳でございますが、直接工事費になってしまいますが、広場施設で芝生のほうで2,300万、安全施設で1,100万、その他配水設備ですとか防犯灯設備で1,000万ほどと計画をしております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 芝生についてはどの辺を予定していますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

現状では道の駅の裏側にあります広場全てを計画しておりますが、場合によっては遊具でちょっと使いづらい等がございましたら、遊具の周りだけ抜くとかというのはそのときに

判断していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これで、この7年度で季の里天栄の周りの整備というのは一応終了の予定なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

防衛施設周辺の交付金も頂いておりますが、令和7年度で一応完了ということで、単独も含めまして令和7年度に完了する予定で進めております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 令和7年度で終了ということなんですけれども、季の里を中心としたあの近辺の整備で、立ち上げてから今までで約10億円ぐらいかかっているんですね。それで、今後も指定管理料金、毎年毎年かかっていくわけなんですけれども、そもそもの道の駅設置というのは地元の産業の育成というふうな、いろんな意味があるんです。それは一生懸命今後も頑張ってもらいたいですけれども、やはり今まで投入した資金等々を考えると、これからせめて指定管理料ぐらいはゼロを目指してぜひやっていただきたいというのが、私とかほかの議員さんたちもそう思っているかと思うんですけれども、今後に向けて、あそこの季の里を中心としたふるさと公園の整備というのはどんなふうに考えているのか。

その前に、今年で開業2年目なんですけれども、最初の1年というのはお祝い相場みたいな感じで、物珍しさもあってお客さんは入っていたと思うんですけれども、昨年5月から今年の1月ぐらいまでの入込数というのはどのぐらいになっていますか。パーセントでいいんですけど。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

入込数の比較でございますが、昨年、令和5年オープン時すぐの6月と比較しますと、さすがにオープンするときよりは大幅減っておりますが、67%程度に落ち込んでございますが、現状でございますと、昨年10月とかですと150%、10月から1月ぐらいまでは前年を大きく超えるような入り込みになってございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

それで、これからのあの周辺の開発、例えば季の里の向かいの山とか、それから伝承館も含めた整備というのは今後どういうふうに考えているのか。今のままだと、お客さん、魅力

ある季の里に来たいなというのはなかなかないと思うんですけども、今後もうちょっと知恵を絞って、お客さんが来てくれる道の駅というのを目指すべきだと思うんですけど、その辺というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

道の駅季の里天栄につきましては、防災機能ももちろん持っておりますし、地域の活性化の拠点として考えております。また、伝承館に行く道につきましては、遊歩道ということで整備をしておりますが、そちらの補助が入っております、現状ではなかなか大きく手をつけられないような状況でございますが、伝承館にも行けるような形にはなっておりますので、そういった整備も踏まえまして、あそこがにぎわいの創出になるような、そういった施設を目指してまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） じゃ、社長の村長に。村長、これからあそこ、やっぱり今のままでは駄目なんで、今後どういうふうに魅力ある季の里天栄をつくるのか、よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

ふるさと公園としての整備が、7年度で遊具も設置して地元の方々にまず利用していただいて、そこで過ごして、帰りには惣菜なり食材なりそこで買っていただくというようなことと、遊具を設置したことによりまして、これまで来られなかった親子連れの方などもそこをやっぱり活用していくというようなことで、入り込みも見込んでいところでございます。

今後、今ほど産業課長から答弁したように、森林整備をしたところ、遊歩道というような活用と、あそこに立派なふるさと文化伝承館というのがありますので、村の歴史からすばらしいものが置いてあるので、そういったところの情報発信をしながら多くの方々に入ってもらえると。

それと、またもう一つ、旧季の里の利活用というようなことで、各団体、そこを利用したいという方々と今いろいろ調整をしているところでございますので、そういったところの活用をしながら情報を発信して、魅力的なものに少しずつなってきていますので、あとはまた周りに植栽などできる場所においてはやりながら、誘客に、そして買物する方に利用できるように施設にしていきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、遊具という話あったんですけども、先ほどの答弁には遊具は設置

で幾ら幾らというのは言っていなかったんですけども、それはどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

遊具につきましては、令和6年度事業で現在実施しておりまして、3月末までに完成予定となっております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 村内の若年というか子育て世代が集うというのも一つありますけれど、道の駅かわまたとか、いろんのはやっている道の駅見てきましたけれど、やっぱり1日そこで遊べる、そこが目的みたいになっているんですよね。やっぱりそういう道の駅をつくっていかないと、中身の村農産品だけで勝負できればいいんですけど、現在そこまでいっていない。産業課担当ですから、農家の育成等も多分やられると思うんですけども、やはり何で勝負していくか、ここ季の里天栄を目的に来るような、魅力ある、そういうふるさと公園つくっていかないと、なかなか投資金額に見合うというのは大変だなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

（午後 2時35分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時46分）

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はございませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 22ページ、22ページの一番下の欄ですけども、内容がちょっと分からないものですから、確認のためにお伺いしますが、非常勤特別職の報酬の中で行政不服審査員報酬というのがあるんですけども、これはどのようなメンバーでどのような活動をして、年何回活動しているのか、説明願ひます。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この行政不服審査員に関しましては、こういった行政不服の審査の申出があった場合にのみ、この審査委員会を開くものでございます。こういった場合ありましたら、弁護士先生

を中心といたしまして審査員の方々にお集まりいただきまして、それが適かどうかご判断をし、ご審議をいただくというようなものでございますので、いつあるか分からないというところでこういった掲示をさせていただいているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） これ、メンバーは弁護士か。

〔「弁護士です」の声あり〕

○9番（円谷 要） だから、メンバーは誰が決めるのかということと、誰が招集して、不服があった場合にメンバーをそろえるというけれども、どういうメンバーをそろえるのかをちょっとお聞かせください。

〔「ちょっとお時間いただいているいいですか」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時48分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時49分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

行政不服審査委員会に関しましてでございますが、こちらのほうのメンバー5人以内ということで、村長が任命をしていくという形になります。その中には、先ほど申しましたように弁護士の先生方を含め、識見に優れた方々を入れて審議をいただくということでございます。その部分は、内容につきましては、その都度ちょっと検討して選任をしていくというような形を取っているということでございます。ただ、今まで実施した経緯はないというふうになっております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今まで実施したことがないということなんですけれども、予算の中では、今までは取ったことがあるんですか。今回初めて。じゃなくてずっと雇っていると。

それで、行政に不服を申し立てる、これは多分村民だろうと、村民か関係業者か、いろんな、村内の関係者だけ、の不服を申し受けるのか、受付場所はどこにあるのか、その場合は。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

行政不服審査会設置条例によりますと、行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項または情報公開条例または個人情報の保護に関する法律において審査請求等があった場合にこちらのほうを開くというふうになっておるところでございます。

〔「窓口は」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 受付は村のほうで、総務課のほうで受け付けるような形になろうかと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、何か不服のある方が申入れしたときは総務課で受け付けて、じゃ、そのたびに村長がメンバーをつくると、そういう流れでよろしいんですか。そういう流れなんですわ。

だから、毎回メンバーが変わるという場合もありますよね。村長が選任するんだから。同じメンバーということじゃないと思うんですよ。どのような選定方法でやるのか。じゃ、村長のほうから、もしあるというのなら。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この審査委員会条例によりますと、先ほど申しましたように、弁護士の先生を含めて5名の方々にお願いをいたしまして、村長のほうから任命をさせていただきまして、先ほどのお話のように受付をさせていただきましたらば、それに基づいて審査会を行って、それが適かどうかを判断していくというような流れになります。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 内容に全部不服があるかということもありますが、そこはちょっと確認をしていただいて、審査に必要なだということであれば進めていくような形になろうかと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） たまたま、私もずっと内容的に初めて見たような気がして質問したんですけども、こういう予算も取って、こういうメンバーもそろえてやるということであれば、前回、前に何回かあったのかなと思って質問したんですけども、その成果まで聞いたかったですけども、一回もないということですから、そういう流れで任命は村長がすると。受付やった場合には、その流れでやるということですね。

分かりました。じゃ、村長のメンバー選びも一生懸命きちんとやっていただくようお願いしたいと思います。

次に、24ページ、報償費の中で、行政区運営費33万の予算が上がっているんですけども、

これは行政区の何に使うのか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この行政区運営費でございますが、それぞれの世帯数に220を掛けて積算をしております、そちらのほうは、各行政区のほうのいろんな、例えば行政区で会議をやったりしたりとか、そういったときにお使いいただくということで、用途は特に決まっております。

ただ、先ほど申しましたように、行政区の世帯数でありますので、その部分の金額のあれはありますが、あとは中でいろんな会議等にお使いいただくということで、自由な設定をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） ということは、行政区で自由に使って、1人当たり二百何十円かの金額を自由に使っていいということなんですけれども、申請がなければ使えないということだね。どんな内容でも構わず、申請があればもらえるということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

こちらの行政運営費に関しましては、申請とか特に必要がありませんで、時期は忘れてしまいましたが、人数、決まった分を駐在員の方々に、配布と言ったら言葉はあれなんですけど、お渡ししているというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、これは何も言わずに各行政区には配布されるということですね。分かりました。よろしく申し上げます。

次は、31ページの18節の負担金及び補助金の中で、地域活力交付金200万円、中身ちょっと教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

地域活力交付金につきましては、各行政区から要望がありました地域の伝統行事などに使われているお祭りなどに出す交付金で、上限200万円で支給しているものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 分かりました。やぐらとかお祭り、祭りとかいろんな行事、村でやる、行政区でやる行事に対しての補助金ということですね。うちらももらっているから、あまり

言えねえな、これ。申請しているから。分かりました。

じゃ、次、48ページ。48ページの、前日に減額補正で言われました14節の工事請負費の中の天栄保育所屋外整備工事請負費ですけれども、減額補正が11億1,289万8,000円で、今回上がってきている金額が新年度に対しての1億二千八百十……差額が、なぜ差額が出たのか、中身をちょっと教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

金額につきましては、増額の主な要因ですが、人件費等物価高騰による経費の増及び今回、外構工事に併せて屋外遊具の設置工事のほうがそちらに含まれております。新規で2つの遊具を設置する費用及び既存の天栄保育所から遊具のほうを移設しまして設置する費用、そちらのほうも含めての金額になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、その差額、今の課長が説明した中身の金額が、差額が約1,500万とあるんですけれども、その中でその金額がかかるということ。

分かりました。じゃ、あまり補正出さないように、よろしくお願いします。

じゃ、次、62ページ。62ページの18節で天栄ブランド推進事業補助金298万7,000円。これも、昨年度と金額が大して変わらないように思うんですけれども、この中身、中身だけ教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

天栄ブランド化推進事業補助金でございますが、内訳といたしますと、天栄米食味コンクール、それから食味分析鑑定コンクール国際大会の経費、そのほかに堆肥の利用ですとか環境負荷低減のアイガモロボットの導入、そのほか、魅力発信のPR費ということで計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 前に、昨年度も決算のときにも、決算前にも話したと思うんですけれども、合算しているものは、決算のときには主要施策の成果で出てくるんですけれども、決算では、新年度の予算でもそれがあって合算に上がってくるんでしょう。これは。だから、金額の張るものに対してはやっぱり別個で予算の内訳みたいな形で、明細もあれば、ということで、前には申し上げておいたんですけれども、なかなか取り組んでいただけないようですので、再度、そういう合算のものに対しては内訳みたいな明細をつけていただきたい。別紙

で。そのように取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、次は、67ページの委託料の中身なんですけれども、毎年いろんな賃金とか上がっているんですけれども、下から4つ、施設管理業務委託料から多目的広場管理委託料、これ、金額はさほど変わらないんですけれども、賃金の上昇が物の高騰などで、これは契約年数が何年かでやっているから上がらないのですか。毎年契約じゃないと思うんですけれども、何年契約だから上がらないのか、それとも業者の請求がなくそれで済んでいるのか、中身をちょっと。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

施設管理から法面管理、それから防火対象物の点検、多目的広場等でございますが、こちらは単年度の契約になってございます。議員おっしゃるとおり、賃金の上昇などはあると思いますが、それぞれ打合せですとか、来年度に向けてということでお聞きした中では、現在は変更にはなってございません。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 多目的広場管理委託料とか、芝の管理、芝、施設管理業務委託費用は、90万は道の駅に委託、これ、前、黒澤課長のときも私、1回質問したことがあるんですけれども、何回あそこの改修をやって、いろいろ鍵の施錠、鍵を開けたり閉めたり掃除をしたりとかっているいろいろ説明があったんですけれども、そのほかにトイレトーパー補充とかなんとかってありましたけれども、90万は本当にかかっているんだか、業務日報みたいにつけるようお願いしたらどうですか。何時、何時間やった。

やっぱり見合った金額を、これで足りないと言われれば今度は多く出すしかないんですから、管理に。だから、そういうふうのをやっぱり確認しながらやっていただかないと、いつまでも、私から言わせれば、村の財政ですから、あまり多くは出したくないんですけれども、だから、そこら辺の管理もきちっとやっていかないと、まるきり任せっ放しでは、向こうもこういう金額が来るんだという考えになっちゃいますから、だからそうじゃなくて、やっぱり補助金を出しているもの、建物、そういう関係者に対しては年間、決算書みたいな、会社で言えば決算書みたいな報告書をやっぱり作成していただかないといつまでも金額変わらないから。そういうふうな流れでひとつお願いしたいと思います。

あとは、先ほども言いましたように、合算で上げてくるやつはやっぱり検討していただいて、決算のときばかりじゃなくて、予算もそういうのが集まって合算になるわけですから、出せないことはないです。きちっと。そういうものに対しては、100万以上にかかる金額、そこはこれが50万、これが70万とあれば、それはやっぱり予算の中でも明細を出していただ

きたい。何が必要なのか、足りなければもっと上げたらいんじゃないかという予算、あれもできますし、補正も組むこともできますから、やっぱり、私らの、ベラベラっとここで何やってと言われても、ぱっとなかなか、執行部は分かっているけど私らはなかなかのみ定めないときがあるんですよ。そのためには、やっぱりそういう細かい一つの例として、私が言っているのは、合算して上げたやつは明細をつくっていただきたい。それをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第31号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 議案第31号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,751万2,000円、診療施設勘定の歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,170万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療勘定1,500万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額9,296万5,000円、比較3,513万3,000円の減。減額の主な要因としましては、被保険者数の減であります。

続きまして、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、令和6年3月をもちまして退職者医療制度が廃止となりまして、廃目でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額5万円、比較ゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円。存目計上でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額4億9,712万9,000円、比較670万8,000円の増。増額の要因は、特別調整交付金の増によるものであります。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度予算額106万1,000円、比較1万6,000円の減。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ。

6款基金繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額4,219万4,000円、比較160万3,000円の減。減額の理由としましては、一般会計繰入金で120万円の減、保険基金安定繰入金で実績を基に76万3,000円の減となっております。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、存目計上でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、本年度予算額400万円、比較ゼロ。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。

2目一般被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

3目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

退職被保険者等延滞金、退職被保険者等加算金は廃目でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目一般被保険者返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

1 目から 4 目まで存目計上でございます。

退職被保険者等第三者納付金、退職被保険者等返納金は廃目でございます。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額277万3,000円、比較126万7,000円の減。減額の主な理由としましては、国保標準システムがマイナンバーに対応できるように社会保障番号システムのほうの整備委託料の23万6,000円のほうは昨年計上していましたが、その分が減となっております。また、電算委託料のほうで、診療報酬明細書の委託料59万円を減としております。

続きまして、2 目連合会負担金、本年度予算額88万1,000円、比較5万3,000円の増。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額348万9,000円、比較64万4,000円の増。増額の主な理由としましては、標準化に伴いまして様式変更による委託料の増であります。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額16万5,000円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額10万3,000円、比較ゼロ。

2 款保険給付費、1 目療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額4億200万円、比較490万円の減。こちらは、給付の減を見込んでおります。

続きまして、2 目一般被保険者療養費、本年度予算額210万円、比較20万円。

3 目審査支払手数料、本年度予算額149万9,000円、比較12万1,000円の減。

退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費は廃目でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額4,900万円、比較315万円。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。

退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費は廃目でございます。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

退職被保険者等移送費は廃目でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額200万円、比較ゼロ。

2 目支払手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額75万円、比較ゼロ。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額9,121万3,000円、比較1,477万3,000円の減。

2項後期高齢者支援金分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額3,324万7,000円、比較178万3,000円の減。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度予算額814万5,000円、比較339万6,000円の減。

1項から3項までにおきましては、県に納める納付金でございますが、県のほうで基金を充当したため、納付金額が減となりました。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,421万1,000円、比較52万4,000円の増。こちらは、国保被保険者の健診に要する経費や健診データに基づく訪問事業に要する経費です。増額の主な理由につきましては、会計年度任用職員の報酬の手当の増によるものであります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額113万9,000円、比較16万3,000円の増。こちらは、10節の需用費で、パンフレットの印刷の増であります。

2目疾病予防費、本年度予算額421万3,000円、比較43万7,000円の減。こちらは、国保の被保険者の人間ドックに要する経費で、対象人数の減によるものであります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

7款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

1、2目、存目計上でございます。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額100万円、比較ゼロ。

次のページをお願いします。

2目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

3目小切手支払未済償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

4目一般被保険者還付加算金、本年度予算額3万円、比較ゼロ。

5目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

す。

退職被保険者等保険税還付金、退職被保険者等還付加算金は廃目でございます。

2項延滞金、1目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額30万円、比較88万円の増。こちらは、特別調整交付金のうち収納率向上対策事業費を一般会計に繰り出すものであります。

2目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,207万1,000円、比較112万9,000円の減。こちらは、特別調整交付金のうち診療所分を繰り出すものであります。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額696万1,000円、比較1万9,000円の増。

続きまして、24ページをご覧ください。

続きまして、診療施設勘定。

歳入。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額396万円、比較36万円の増。

2目社会保険診療報酬収入、本年度予算額360万円、比較84万円の増。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額996万円、比較104万4,000円の減。

4目一部負担金収入、本年度予算額336万円、比較18万円の増。

5目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度予算額35万6,000円、比較21万円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度予算額15万2,000円、比較ゼロ。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,443万2,000円、比較48万5,000円の増。こちらは、増額の要因につきましては、高齢者等の予防接種、こちらのほうの増加によるものであります。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額1,207万1,000円、比較112万9,000円の減。こちらは、事業勘定で受けた特別調整交付金のうち、診療所へ繰り入れるものであります。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額3万円、比較2万1,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額300万円、比較ゼロ。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額78万6,000円、比較3万6,000円の増。ワ

クチン接種代の増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度予算額4,071万3,000円、比較5万5,000円の減。こちらは、診療所の施設に要する経費であります。減額の主な要因につきましては、10節需用費で昨年は車検費用として20万1,000円を計上しておりました。また、施設修繕として61万5,000円を計上しておりまして、その分がなくなったためであります。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、本年度予算額24万円、比較2,000円の増。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、本年度予算額45万5,000円、比較15万円の減。

2 目医療用消耗機材費、本年度予算額30万1,000円、比較ゼロ。

3 目医薬品衛生材料費、本年度予算額936万円、比較24万円の減でございます。

4 目委託料、本年度予算額24万円、比較6万円の減。こちらは、血液等の検査委託に要する経費です。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第32号 令和7年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 35ページをお願いいたします。

議案第32号 令和7年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万2,000円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び配当金、本年度2万3,000円、比較2万2,000円の増。こちらは、牧本財産区財政調整基金の利子でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度39万2,000円、比較3,000円の減。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度21万2,000円、比較2万4,000円の減。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度25万5,000円、比較2万3,000円の増。こちらは、管理会に要する経費でございます。

2目財産管理費、本年度27万7,000円、比較2万8,000円の減。こちらにつきましては、財産区の資産を管理するために要する経費でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第33号 令和7年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 43ページをお願いいたします。

議案第33号 令和7年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29万1,000円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び配当金、本年度1万1,000円、比較1万円の増。こちらは、大里財産区の財政調整基金の利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度2万4,000円、比較8,000円の減。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度25万3,000円、比較1万

9,000円の増。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度22万3,000円、比較1万1,000円の増。こちらは、管理会に要する経費でございます。

2目財産管理費、本年度5万8,000円、比較1万円の増。こちらにつきましては、財産区の資産を管理するために要する経費でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第34号 令和7年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 51ページをお願いいたします。

議案第34号 令和7年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

56ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度3,000円、比較ゼロ。こちらは、電力柱の土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度24万円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度2,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度20万円、比較ゼロ。こちらは、主に管理会に要する経費でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度4万円、比較ゼロ。こちらは、財産区の資産を管理、造林に要する経費でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大須賀溪仁) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第35号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 59ページをお願いいたします。

議案第35号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,301万7,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入です。1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度3,051万3,000円、比較ゼロ。土地貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度250万円、比較ゼロ。前年度繰越金です。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,051万7,000円、比較ゼロ。工業団地の管理費等でございます。

14節工事請負費の調整池ゲート修繕工事請負費につきまして、老朽化に伴うゲート破損が

確認されたことから修繕を行う経費を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度250万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第36号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 67ページをお願いいたします。

議案第36号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270万8,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度86万3,000円、比較1万2,000円の増を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度85万3,000円、比較38万8,000円の増。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度99万円、比較61万円の減を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度260万8,000円、比較21万円の減。おおむね前年度並みの予算計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休議いたします。

(午後 3時42分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時53分）

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第37号 令和7年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 75ページをお願いいたします。

議案第37号 令和7年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,676万6,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

82ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億5,203万6,000円、比較1,122万1,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目督促手数料、本年度1万6,000円、比較2,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億914万2,000円、比較279万2,000円の増。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度3,058万5,000円、比較348万1,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度715万4,000円、比較68万6,000円の増。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度334万円、比較13万9,000円の増。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度50万9,000円、比較30万7,000円の減。

5目保険者努力支援交付金、本年度111万5,000円、比較12万3,000円の減。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度 1 億7,088 万 8,000 円、比較413万1,000円の増。

2 目地域支援事業支援交付金、本年度965万8,000円、比較92万7,000円の増。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、本年度9,655万7,000円、比較218 万1,000円の増。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度 447万1,000円、比較42万9,000円の増。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度167万 円、比較 7 万円の増。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目利子及び配当金、本年度 7 万8,000円、比較 7 万7,000円の増。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、本年度7,911万6,000円、比較 191万3,000円の増。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度447万2,000円、比 較42万9,000円の増。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度167万 1,000円、比較 7 万円の増。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、本年度557万1,000円、比較178万1,000円の減。

5 目その他一般会計繰入金、本年度836万5,000円、比較193万6,000円の増。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度30万円、比較ゼロ。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、本年度1,000円、 比較ゼロ。

2 目第 1 号被保険者加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第三者納付金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目返納金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 目雑入、本年度 4 万円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度65万2,000円、比較6万3,000円の増。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度29万4,000円、比較6万円の増。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度511万8,000円、比較186万6,000円の増。

2 目認定調査等費、本年度225万7,000円、比較3万8,000円の減。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度4万4,000円、比較1万8,000円の減。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、本年度1億7,676万円、比較576万円の増。

2 目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度4,920万円、比較312万円の減。

4 目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 目施設介護サービス給付費、本年度3億1,536万円、比較768万円の増。

6 目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度60万円、比較15万円の増。

8 目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較ゼロ。

9 目居宅介護サービス計画給付費、本年度3,060万円、比較340万8,000円の増。

10 目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

1 目から10 目につきましては、いずれも介護サービス給付費の見込み増及び減と同額計上でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、本年度516万円、比較96万円の増。

2 目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較ゼロ。

6 目介護予防住宅改修費、本年度54万円、比較ゼロ。

7 目介護予防サービス計画給付費、本年度156万円、比較46万8,000円の増。

8 目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

こちら、1 目から8 目につきましては、いずれも介護予防サービス給付費の見込み増及び同額の計上でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度60万円、比較ゼロ。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、本年度1,560万円、比較240万円の増。

増。

2 目高額介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度175万円、比較9万円の減。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円、比較ゼロ。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度36万円、比較ゼロ。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度3,348万円、比較231万6,000円の減。

2 目特例特定入所者介護サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目特定入所者介護予防サービス費、本年度24万円、比較20万4,000円の増。

4 目特例特定入所者介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、本年度7万9,000円、比較7万8,000円の増。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度2,136万円、比較336万円の増。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度252万1,000円、比較12万円の減。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、本年度1,177万円、比較16万1,000円の増。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費558万5,000円、比較ゼロ。

2 目権利擁護事業費、今年度50万円、比較ゼロ。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、比較ゼロ。

4 目任意事業費、本年度54万7,000円、比較36万3,000円の増。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度48万円、比較2,000円の減。

6 目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較ゼロ。

7 目認知症総合支援事業費、本年度34万5,000円、比較ゼロ。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度9万円、比較3万円の増。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、本年度3万円、比較ゼロ。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第1号被保険者保険料還付金、本年度1万円、比較ゼロ。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度33万円、比較ゼロ。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第38号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 95ページをお願いします。

議案第38号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,833万5,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

100ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度3,492万9,000円、比較332万8,000円の増。

2 目普通徴収保険料、本年度1,167万3,000円、比較111万円の増。

2 款手数料、1 項手数料、1 目証明手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目督促手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度64万円、比較3万4,000円の増。

2 目保険基盤安定繰入金、本年度1,778万2,000円、比較36万3,000円の増。

3 目広域連合分賦金、本年度45万6,000円、比較12万5,000円の増。

4 目保健事業費繰入金、本年度106万2,000円、比較2万3,000円の増。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項受託事業収入、1 目健診受託事業収入、本年度162万5,000円、比較45万円の増。

3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。

2 目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

4 項預金利子、1 目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページ、お願いします。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、本年度予算額24万6,000円、比較2万4,000円の増。

2 目徴収費、本年度予算額39万4,000円、比較1万円の増。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度6,438万5,000円、比較480万1,000円の増。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、本年度314万3,000円、比較59万6,000円の増。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度予算額14万円、比較ゼロ。

2 目還付加算金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度3,000円、比較ゼロ。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額1万4,000円、比較2,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第39号 令和7年度天栄村水道事業会計予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 別冊の天栄村水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和7年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 上水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数1,526戸。

（2）年間総配水量52万8,233立方メートル。

（3）一日平均配水量1,447立方メートル。

（4）主要な建設改良工事、石綿管更新事業6,792万5,000円。

第2項 簡易水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数176戸。
- (2) 年間総配水量3万2,750立方メートル。
- (3) 一日平均配水量90立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款上水道事業収益、第1項営業収益9,748万9,000円。

第2項営業外収益3,493万6,000円。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益522万7,000円。

第2項営業外収益1,932万3,000円。

第3項特別利益1,000円。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用1億2,318万1,000円。

第2項営業外費用754万2,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費170万円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用2,344万3,000円。

第2項営業外費用53万8,000円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費56万9,000円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,690万2,000円は、過年度損益勘定留保資金7,832万2,000円、消費税資本的収支調整額858万円で補てんするものとする。)

収入、第1款上水道事業資本的収入、第1項企業債6,000万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費748万円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

第2款簡易水道事業資本的収入、第3項補償費71万5,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費9,611万8,000円。

第2項企業債償還金5,193万円。

第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費71万5,000円。

第2項企業債償還金633万9,000円。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額6,000万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費906万8,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,090万5,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、168万5,000円とする。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

28ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村水道事業会計予定損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益。

(1) 給水収益9,329万8,182円。

(2) 受託工事収益909円。

(3) その他営業収益8万1,000円。

(4) 負担金1,000円。計9,338万1,091円。

2、営業費用。

(1) 原水及び浄水費1,129万8,547円。

(2) 配水及び給水費1,846万9,001円。

(3) 受託工事費909円。

(4) 総係費1,449万3,028円。

- (5) 減価償却費9,820万7,000円。
- (6) 資産減耗費43万5,000円。
- (7) その他営業費用24万9,818円。計1億4,315万3,303円。

営業損失4,977万2,212円。

3、営業外収益。

- (1) 受取利息及び配当金1万1,000円。
- (2) 他会計補助金3,090万5,000円。
- (3) 雑収益5万1,000円。
- (4) 長期前受金戻入2,329万円。計5,425万7,000円。

4、営業外費用。

- (1) 支払利息及び企業債取扱費734万8,000円。
- (2) 雑支出45万4,273円。計780万2,273円。合計4,645万4,727円。

経常損失331万7,485円。

5、特別利益。

- (1) 固定資産売却益ゼロ。
- (2) 過年度損益修正益1,000円。計1,000円。

6、特別損失。

- (1) 固定資産売却損ゼロ。
- (2) 過年度損益修正損1,000円。計1,000円。合計ゼロ。

当年度純損失331万7,485円。

前年度繰越利益剰余金2億2,585万6,204円。

その他未処分利益剰余金変動額ゼロ。

当年度未処分利益剰余金2億2,253万8,719円。

次に、令和7年度天栄村水道事業会計予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

- (1) 有形固定資産。

イ、土地2,587万108円。

ロ、建物409万2,278円。

ハ、構築物20億8,489万9,227円。

ニ、機械及び装置3,428万8,522円。

ホ、車両及び運搬具25万4,000円。

ヘ、工具器具及び備品33万2,196円。

ト、建設仮勘定2,556万円。

有形固定資産合計21億7,529万6,331円。

(2) 無形固定資産。

イ、電話加入権38万3,300円。

無形固定資産合計38万3,300円。

固定資産合計21億7,567万9,631円。

2、流動資産。

(1) 現金預金 1億1,082万2,786円。

(2) 未収金2,151万9,913円。貸倒引当金マイナス426万2,200円。計1,689万7,713円。

(3) 貯蔵品16万1,780円。

(4) その他流動資産 4万636円。

流動資産合計 1億2,792万2,915円。

資産合計23億360万2,546円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債 6億9,325万3,935円。

企業債合計 6億9,325万3,935円。

固定負債合計 6億9,325万3,935円。

4、流動負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5,442万8,958円。

企業債合計5,442万8,958円。

(2) 未払金34万6,346円。

(3) 前受金ゼロ。

(4) 引当金。

イ、賞与引当金177万631円。

ロ、法定福利費引当金32万5,212円。

引当金合計209万5,843円。

流動負債合計5,687万1,147円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金11億4,458万83円。

長期前受金収益化累計額マイナス 5億4,212万4,953円。

繰延収益合計 6 億245万5, 130円。

負債合計13億5, 258万212円。

資本の部。

6、資本金 5 億2, 218万5, 573円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金。

イ、国庫補助金7, 845万1, 594円。

ロ、工事負担金2, 407万4, 950円。

ハ、その他資本剰余金183万8, 979円。

資本剰余金合計 1 億436万5, 523円。

(2) 利益剰余金。

イ、減債積立金9, 788万4, 656円。

ロ、建設改良積立金700万円。

ハ、当年度未処分利益剰余金 2 億1, 958万6, 582円。

利益剰余金合計 3 億2, 447万1, 238円。

剰余金合計 4 億2, 883万6, 761円。

資本合計 9 億5, 102万2, 334円。

負債・資本合計23億360万2, 546円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第40号 令和7年度天栄村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 別冊の天栄村下水道事業会計予算書、1ページをお願いいたします。議案第40号 令和7年度天栄村下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度天栄村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）接続戸数1,051戸。
- （2）年間総排水量39万1,700立方メートル。
- （3）一日平均排水量1,073立方メートル。

第2項 大山地区排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）接続戸数235戸。
- （2）年間総排水量4万6,700立方メートル。
- （3）一日平均排水量128立方メートル。

第3項 簡易排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）接続戸数13戸。
- （2）年間総排水量1,900立方メートル。
- （3）一日平均排水量5立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第1項営業収益5,996万2,000円。

第2項営業外収益2億4,824万7,000円。

第3項特別利益1,000円。

第2款大山地区排水処理事業収益、第1項営業収益959万7,000円。

第2項営業外収益279万4,000円。

第3項特別利益1,000円。

第3款簡易排水処理事業収益、第1項営業収益61万1,000円。

第2項営業外収益833万7,000円。

第3項特別利益1,000円。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用2億9,552万1,000円。

第2項営業外費用1,028万8,000円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費240万円。

第2款大山地区排水処理事業費用、第1項営業費用1,169万1,000円。

第2項営業外費用20万円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費50万円。

第3款簡易排水処理事業費用、第1項営業費用879万8,000円。

第2項営業外費用10万円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費5万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,896万6,000円は、過年度損益勘定留保資金8,896万6,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款農業集落排水事業資本的収入、第1項他会計補助金1,000円。

第2項国庫補助金1,000円。

支出、第1款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費1,000円。

第2項企業債償還金8,896万7,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費811万3,000円。

(他会計からの補助金)

第7条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,088万3,000円である。

令和7年3月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

23ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村下水道事業会計予定損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益。

- (1) 下水道使用料6,245万5,000円。
- (2) 他会計負担金146万7,000円。
- (3) その他営業収益2,000円。計6,392万4,000円。

2、営業費用。

- (1) 管渠費572万8,000円。
- (2) 処理場費5,750万9,000円。
- (3) 総係費1,251万5,000円。
- (4) 減価償却費2億3,268万4,000円。計3億843万6,000円。

営業損失2億4,451万2,000円。

3、営業外収益。

- (1) 受取利息及び配当金3,000円。
- (2) 他会計補助金1億7,088万2,000円。
- (3) 長期前受金戻入8,848万7,000円。
- (4) 雑収益3,000円。計2億5,937万5,000円。

4、営業外費用。

- (1) 支払利息及び企業債取扱費628万8,000円。
- (2) 雑支出185万4,273円。計814万2,273円。合計2億5,123万2,727円。

経常利益672万727円。

5、特別利益。

- (1) 過年度損益修正益3,000円。

6、特別損失。

- (1) 過年度損益修正損3,000円。合計ゼロ。

当年度純利益672万727円。

前年度繰越利益剰余金909万2,182円。

その他未処分利益剰余金変動額ゼロ。

当年度未処分利益剰余金1,581万2,909円。

次に、令和7年度天栄村下水道事業予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

- (1) 有形固定資産。

イ、土地4,971万70円。
ロ、建物2億41万8,720円。
ハ、構築物30億1,766万9,517円。
ニ、機械及び装置1,456万9,766円。
ホ、車両及び運搬具ゼロ。
ヘ、工具器具及び備品18万8,442円。
ト、建設仮勘定1,000円。
有形固定資産合計32億8,255万7,515円。

(2) 無形固定資産。

イ、電話加入権ゼロ。無形固定資産合計ゼロ。

(3) 投資その他の資産。

イ、基金8,496万5,189円。
投資その他の資産合計8,496万5,189円。
固定資産合計33億6,752万2,704円。

2、流動資産。

(1) 現金預金1億6,441万7,190円。
(2) 未収金2,071万1,267円。貸倒引当金ゼロ。計2,071万1,267円。
(3) その他流動資産377万727円。
流動資産合計1億8,889万9,184円。

資産合計35億5,642万1,888円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債。
イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債3億3,337万7,009円。
企業債合計3億3,337万7,009円。
固定負債合計3億3,337万7,009円。

4、流動負債。

(1) 企業債。
イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,122万1,281円。
企業債合計8,122万1,281円。
(2) 未払金1,593万1,740円。
(3) 引当金。
イ、賞与引当金55万2,000円。

ロ、法定福利費引当金11万円。

引当金合計66万2,000円。

(4) その他流動負債430万円。

流動負債合計 1 億211万5,021円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金14億3,751万6,114円。

長期前受金収益化累計額マイナス 1 億7,697万4,338円。

繰延収益合計12億6,054万1,776円。

負債合計16億9,603万3,806円。

資本の部。

6、資本金18億4,457万5,173円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金。

イ、国庫補助金ゼロ。

ロ、工事負担金ゼロ。

ハ、その他資本剰余金ゼロ。

資本剰余金合計ゼロ。

(2) 利益剰余金。

イ、減債積立金ゼロ。

ロ、建設改良積立金ゼロ。

ハ、当年度未処分利益剰余金1,581万2,909円。

利益剰余金合計1,581万2,909円。

剰余金合計1,581万2,909円。

資本合計18億6,038万8,082円。

負債・資本合計35億5,642万1,888円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、陳情審査報告を議題といたします。

陳情につきましては、本定例会初日に総務常任委員会、産業建設常任委員会に付託となっていました事件4件について、各委員長からの審査の結果を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号1。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、成人式開催時期について。

審査結果、採択。

委員会の意見、県内においても1月に開催している市町村が数多く、振り袖着用の要望や昨今の猛暑等を考慮すると冬に開催すべきである。

措置、地方自治法第125条に基づく結果送付。

受理番号3。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、継続審査。

委員会の意見、政府において、司法制度や立法政策に与える影響及び実施体制等を検討している段階であることから、その議論等を参考に審査するため。

受理番号4。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、継続審査。

委員会の意見、政府において、現在も議論を交わしているところであり、その動向を参考に審査することとするため。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号1、成人式開催時期について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号3、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号4、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号2。

付託年月日、令和7年3月4日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、不採択。

委員会の意見、本陳情の趣旨は理解するものの、昨年10月に大幅な賃上げが実施されていること。また、中小企業等では、原材料費等の高騰下において、賃金を上げても販売価格にはすぐに反映できないため、早期に最低賃金を1,000円に到達させることは難しいと判断したため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号2、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。
天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程と議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。
天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件 （1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決

定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和7年3月7日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎会議時間の延長

○議長（大須賀溪仁） ここで、あらかじめ時間の延長をしておきます。

それでは、議案審議に戻ります。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時50分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時51分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 登壇〕

○3番（吉成邦市） 発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により、天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する規則の制定案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月7日提出。

提出者 天栄村議会議員 吉成邦市

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 齋藤寿昭

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

理由。

刑法等の一部を改正する法律が改正されたことにより懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い規定の整備をする必要があるため。

天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。

天栄村議会個人情報保護条例（令和5年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第5条第3号中「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）」及び「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第18条第2項第1号中「給与」の下に「若しくは報酬」を加える。

第19条第1項中「議会の保有する」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第39条第1項第1号ロ中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第39条の改正規定は、令和7年4月1日から、第54条から第56条までの改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67条）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、発議案第2号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、円谷議員。

〔9番 円谷 要 登壇〕

○9番（円谷 要） 発議案第2号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により、天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月7日提出。

提出者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 馬場吉信

賛成者 天栄村議会議員 石塚喜吉

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

理由。

本村議会におけるペーパーレス化を目的にタブレット端末を導入するにあたり、当該端末の本会議及び委員会等における使用について及び関連する規定を整備するため、所要の改正を行うもの。

天栄村議会会議規則の一部を改正する規則。

天栄村議会会議規則（平成4年天栄村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第107条の次に次の2条を加える。

（資料等印刷物の配布許可）

第107条の2 議員は、議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（情報通信端末機器の使用）

第107条の3 議員及び事務局職員は、情報通信端末機器（議長が指定するものに限る。以下同じ。）を議場又は委員会の会議室等に持込み、会議で使用することができる。ただし、情報通信端末機器を通じて電子データにより資料等を配布しようとするときは、前条の規定を準用する。

2、前項の規定は、村長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附則。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、新旧対照表は別紙のとおりでありますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで、招集者であります村長から、閉会に当たり挨拶があります。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和7年3月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月4日から本日までの4日間にわたりまして、令和7年度各会計当初予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会の初日にご説明申し上げました施政方針、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、現下の重要課題に対する各種施策に取り組むとともに、引き続き第5次天栄村総合計画の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

3月に入り、春の足音が少しずつ近づく季節となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者あいさつを終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 5時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月28日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 吉 成 邦 市

署 名 議 員 馬 場 吉 信

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	3月5日	承認
2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	3月5日	原案可決
3号	天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
4号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
6号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
7号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
8号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
9号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
10号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
11号	天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
12号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
13号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
14号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
15号	天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
16号	天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
17号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月5日	原案可決
18号	村道の路線の廃止について	3月5日	原案可決
19号	村道の路線の認定について	3月5日	原案可決
20号	令和6年度天栄村一般会計補正予算について	3月6日	原案可決
21号	令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
22号	令和6年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
23号	令和6年度湯本財産区特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
24号	令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
25号	令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
26号	令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
27号	令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
28号	令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月6日	原案可決
29号	令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について	3月6日	原案可決
30号	令和7年度天栄村一般会計予算について	3月7日	原案可決
31号	令和7年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月7日	原案可決
32号	令和7年度牧本財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決
33号	令和7年度大里財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決
34号	令和7年度湯本財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決
35号	令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
36号	令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月7日	原案可決
37号	令和7年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月7日	原案可決
38号	令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月7日	原案可決
39号	令和7年度天栄村水道事業会計予算について	3月7日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
40号	令和7年度天栄村下水道事業会計予算について	3月7日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	天栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	可決
発議2号	天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月7日	可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1	令和7年 1月23日	成人式開催時期について	福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字児渡54 佐藤 夢 他63名	総務 常任委員会
2	令和7年 1月24日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市八幡町135 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 加藤 政之	産業建設 常任委員会
3	令和7年 1月30日	国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	福島市船場町3-26 新日本婦人の会福島県本部 会長 井上 裕子	総務 常任委員会
4	令和7年 1月30日	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	福島市船場町3-26 新日本婦人の会福島県本部 会長 井上 裕子	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
1	令和7年 3月4日	成人式開催時期について	採 択
2	令和7年 3月4日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	不 採 択
3	令和7年 3月4日	国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	継続審査
4	令和7年 3月4日	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	継続審査